

3759
Ta4
資料室

新 最

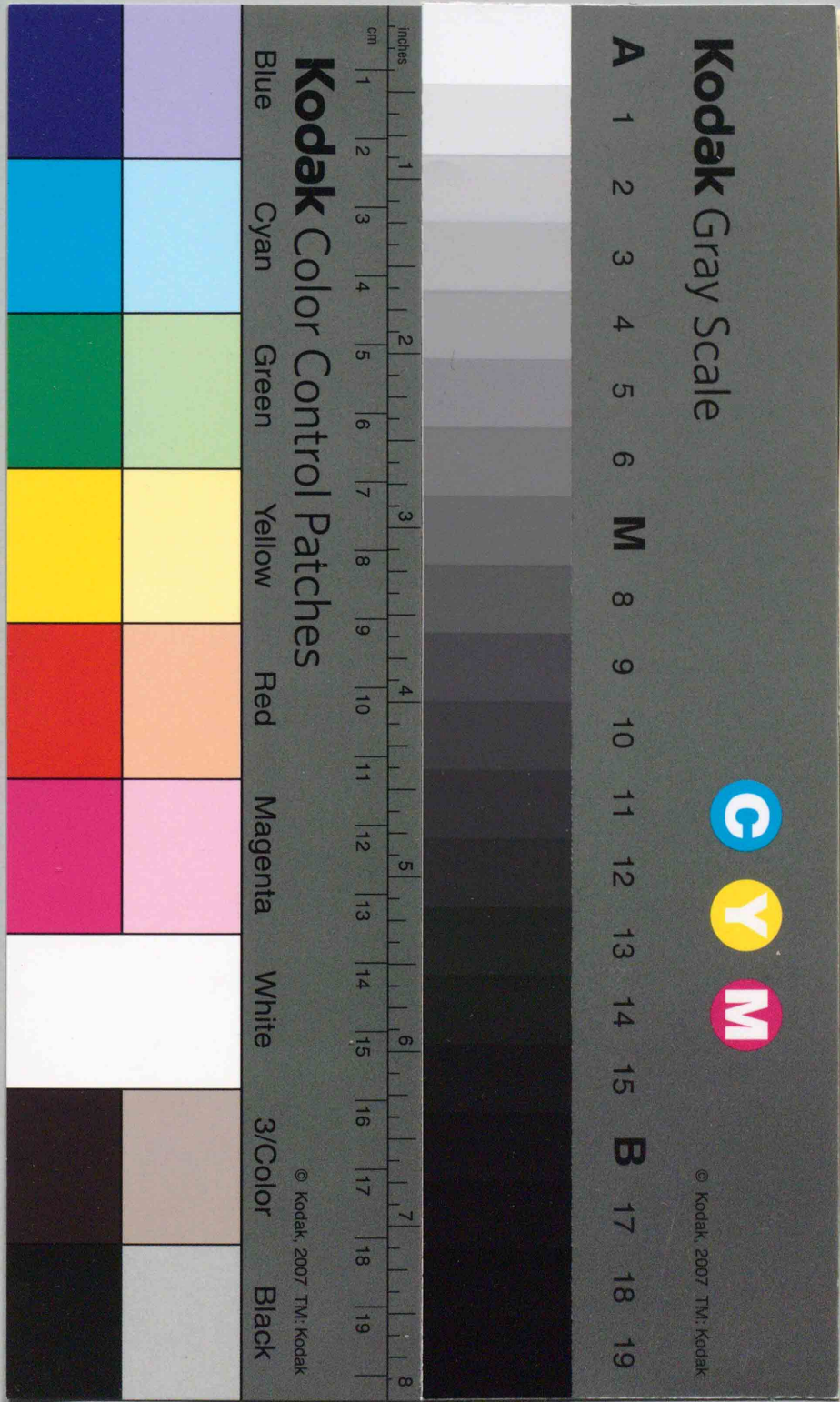
法理管校學

授教學大科理文京東
士博學文

著 一寬中田

行發 堂松三邑松京東

教科
52-
2000



41204
教科書文庫
4
370
52-1938
20000
54264
813
193



資料室

昭和十三年一月二十七日
文部省檢定濟
師範學校・教育科用

教科書文庫

4

370

52-1938

2000054264

最新 法理管校學

授教學大科理文京東
士博學文
著一寬中田

京東
堂松三邑松

広島大学図書

2000054264



11b 子系十竹. 法.
午好 中体松堂
12 中体
13 午好 復和口法

375.9
Tail



凡例

一、教育科は師範学校の重要學科であるから其の教授に粗漏のあらう筈はない。それにも係らず、その成績が不十分なのは一部分は教科書の不備なものによるものと見なければならぬ。依て私は鈴木光愛、土井壯良、北澤種一、島田民治、日田權一の五君と共に相圖り互に研鑽を重ねて、去る大正三年十月に始めて統合教育教科書を編纂した處、幸に師範學校用又は教員檢定試験用として各府縣に採用され、永く信望を保つを得た。その後、數回に亘り、一部又は全部の訂正を行つたが、日に新たなる學術の進歩と月に進む教育實際の向上に應ずる爲に更に訂正を行ふ必要を感じしめられて居たとき、偶々教授要目の改正があつたので、その趣旨に據つて、島田、日田兩君の協力を得て、こゝに一大訂正を加へることにした。

- 一、本書の改訂に當つて特に注意したのは次の諸點である。
 - イ各分科の統合聯絡を圖つたこと。
 - ロ最新の學說と實地教授の經驗とに基づいて師範教育の實際に適するやうにしたこと。
 - ハ機會ある毎に我が國教育の本義發揚に留意したこと。
 - ニ從來教育の原理がとかく小學校の教育と没交渉になりがちの弊があるので、なるべくその所說を實際的にすると共に、地方教化の向上に對する奉仕精神の涵養に努めたこと。

昭和十二年十月

著者しるす

最新學校管理法

緒言

- 一、本書は師範學校教育科の新教授要目に準據し、學校管理法の講究すべき事項を記述したものである。
- 二、學校管理法の範圍は廣汎であるから、是を詳述することは、小冊子の能くする所ではない。本書は師範學校に於ける實際の教授時數を計り、分量を加減し、而も其の要領を會得するに都合のよいやうにしてあるから、教科書として最も適當であると信ずる。
- 三、學校管理法は、法令と統計を重要な材料とする。本書は小學校令及び同施行規則を始め、凡て最新の法令に基づき、更に文部省年報等の

確實の統計を用ひてゐる。而して卷末に附録として重要法規を集めてある。

一、學校管理法は、法の活用の範圍が廣い。教授者は宜しく中央官廳及び地方官廳から發布された現行法規、並に府縣師範學校附屬小學校細則等を參照し、務めて實例を擧げて法の精神と教育界の實際とをよく學生に理解させると共に學校經營法、學級經營法等の問題は演習題目として、自發的に研究させる方針をとり、以て我が國の教育に對する自信と抱負とを誘發せしめられたい。

一、本書は徒らに諸法規の羅列に亘るを避け、常に法規の精神の闡明と教育原理の活用とに努力すると共に、努めて諸外國の實例と比較し、以て我が國學校教育の特質を明らかにすることに意を用ひた。

一、本書は國民教育の本義を明らかにすると共に、生徒をして教育者たるの精神の涵養と地方教化の向上に貢獻する自覺の喚起に努めた。

一、章節の末尾若しくは段落の後に記した參照の事項中、令とあるのは小學校令、則とあるのは小學校令施行規則の略語である。

昭和十二年十一月

著者しるす

最新學校管理法

目次

緒論

第一章 小學校管理法の意義……………一

本論

第一編 教育制度……………四

第一章 本邦教育制度の概要……………四

○ 第一節 國家と教育……………四

第二節 教育事務……………七

第三節 教育行政機關……………九

第一 官廳行政廳及び自治行政機關……………九

第二編 小學校の經營及び管理

第二章 小學校の經營及び管理

第一章 小學校の本旨及び種類

第一節 小學校の本旨

第二節 小學校の種類

第二章 義務教育と小學校

第一節 義務教育

第二節 學齡兒童

第三節 就學義務

第四節 就學の獎勵猶豫免除處分

第三編 就學に關する事務

第三章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

第二節 市町村立高等小學校の設置

第三節 私立小學校の設置

第四章 小學校の教科

第一節 修業年限

第二節 教科目

第三節 教科課程

第四節 教科用圖書

第五節 教授の期間及び休業日

第六節 成績考査と卒業・修業の認定

第五章 小學校の編制

第一節 學級編制

第二節 教員の配置

第一節 義務教育

第二節 學齡兒童

第三節 就學義務

第四節 就學の獎勵猶豫免除處分

第五節 就學に關する事務

第三章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

第二節 市町村立高等小學校の設置

第三節 私立小學校の設置

第四章 小學校の教科

第一節 修業年限

第二節 教科目

第三節 教科課程

第四節 教科用圖書

第五節 教授の期間及び休業日

第六節 成績考査と卒業・修業の認定

第五章 小學校の編制

第一節 學級編制

第二節 教員の配置

第三節 學級擔任……………101

第六章 小學校の職員……………101

第一節 職員の種類……………101

第二節 資格及び待遇……………104

第三節 職務及び服務……………110

第四節 權限……………111

第五節 俸給諸給與及び旅費……………112

第六節 恩給……………114

第七節 任用及び解職……………110

第八節 懲戒處分業務停止……………113

第九節 教育者たるの精神及び職能……………115

第七章 小學校の設備……………117

第一節 設備規定……………117

第二節 校地……………110

第三節 校舎……………113

第四節 體操場及び實習地……………115

第五節 校具……………116

第八章 小學校の經費……………117

第一節 經費の負擔……………117

第二節 經費の豫算……………118

第三節 授業料……………117

第四節 基本財産及び積立金……………110

第三編 學校衛生……………115

第一章 學校衛生の必要及び機關……………115

第二章 日常の學校衛生……………115

第一節 設備上の衛生……………115

第二節 教授上の衛生……………117

第三節 運動上の衛生……………116

第三章 身體及び精神薄弱者の取扱……………116

第一節 身體虛弱者及び缺食兒童の取扱……………116

第二節 精神薄弱兒童の取扱……………一七〇

第四章 身體検査……………一六九

第五章 學校醫及び學校看護婦……………一七〇

第六章 學校に於ける疾病と豫防治療……………一七三

第一節 學校病……………一七三

第二節 學校傳染病及び豫防消毒……………一七四

第三節 救急療法……………一七五

第四節 種痘……………一七六

第七章 教師の衛生……………一七六

第四編 小學校に關係ある各種の教育……………一八〇

第一章 青年教育……………一八〇

第一節 青年教育の必要と其の趨勢……………一八〇

第二節 小學校の補習科……………一八三

第三節 青年學校……………一八五

附 録

第二章 幼稚園……………一八九

第三章 小學校に類する各種學校……………一九三

第五編 小學校と地方教化……………一九四

第一章 小學校の使命……………一九四

第一節 學校經營……………一九五

第二節 小學校に關係ある教育施設……………二〇〇

地方學事通則……………一

小學校令……………三

小學校令施行規則……………一三

幼稚園令及幼稚園施行規則……………四三

青年學校令……………四九

青年學校規程……………五一

學校身體検査規程……………五五

發育概評決定標準…………… 四
 學校清潔方法…………… 五

最新學校管理法 目次終

最新學校管理法

緒論

第一章 小學校管理法の意義

學校管理法は教育科の實際的方面に屬するもので、教育法令の趣旨と教育學上の定説とに基いて、小學校の機能を十全に發揮させ、以て完全なる國民教育所とするに必要な施設經營上の方案を講究するものである。

惟ふに、教育の實際は理論の根據を得て始めて尊く、教育の原理は實際の證明を経て始めて權威を保ち得るものである。學校管理法の領域はこの理論の實際化にある。

學校管理法の意義

教育の理論と實際

畫策經營に
關する教師
の能力

この實際化に當り、國民教育の考慮すべき範圍は頗る廣汎に亘つて居る。即ち、國民教育は國家の要求に基き、地方の情勢に察し、兒童の個性に應じ、更に經濟の消長に顧み、社會の大勢に照して教育原理の實現を圖るべきもので、行政機關、地方自治機關、教育機關の協同努力の結果に俟つべきものであるが、是等の機關を融合して教育的生命の躍動をなさしめるものは、實際教育家の任務でなくてはならぬ。故に教師は人格及び實力の修養と共に、學校經營上の識見才幹を養ひ、教育者たるの使命を果すべき有能者とならねばならぬ。是れ教育上學校管理法の重要な所以である。

法規の運用

然し小學校の施設經營に關係する事項の多くは、教育法規に於てその大綱を示してあるから、教育理論の實際化に當つては、必ず國家の意志として法規を遵奉せねばならぬ。この點から見れば、學校管理法は是等教育法規の活用であるともいひ得られる程であるが、總ての最後

管理法講究
の範圍

は人に在るから、教師の畫策に俟つべき部分は隨所に存するものである。

本書は我が國小學校の施設經營に關する實際的研究をなすもので、前述の如く其の講述すべき範圍は頗る廣汎であるが、是を三部に分ち、先づ教育制度の概要を説き、次に小學校の經營管理に關する諸問題に及び、最後に學校衛生上の事項を明らかにすることとし、小學校に於ける施設經營の具體問題に就いては、附屬小學校に於ける教育實習に讓ることとする。

本論

第一編 教育制度

第一章 本邦教育制度の概要

○ 第一節 國家と教育

我が國建國以來三千年、萬邦無比の國體を有し、皇統無窮、億兆心を一にして世々厥の美を濟せる忠孝の大道は、我が國教育の大本である。故に我が國民の教育はこの大道を體得せしめ、無窮の皇運を扶翼し奉るに必要なる陶冶をなすに在る。

國家の隆昌は、常に國民の資質を向上し、各その分を自覺せしめて、文化の發達、國運の進展に貢獻せしむるにある。されば何れの國に於て

我が國體と教育

國家と教育

學校教育の位置

學校教育に對する國家の態度

も、國を治むるものは先づその國民の教育に力を盡さざるものはない。殊に近代國家の發達に伴ひ、世界各國は皆相競つて國民教育の普及徹底を圖り、次代の國民の養成に眞摯の態度を示して居る。教育は之を大別すれば學校教育、家庭教育、社會教育等の別はあるが、その目的が國民の教育にあることは一貫して異なることはない。只家庭教育は親の子に對する當然の務めとして、親をして之を行はしめ、社會教育は主として社會公共團體をして之に當らしめ、國家は是が指導獎勵に努め、又必要なる監督を與へるに留めてある。故に國家事業としての教育行政上の主なるものは、實に學校教育である。學校教育に對しても亦二つの態度がある。即ち兒童は一面に於てはその家の一員であるから、其の教育は父母の義務と見ることが出来る。然し他面よりすれば、次代の國民であるから、國家自ら之を教育する必要があると考へられる。近代國家に於ては國家が國民の教育に

我が國の態度

關與しないものはないが、國家自ら之を行ふとしても、官廳に於て之を專行するか、或は道府縣市町村の如き自治團體にその一部を委任するか、の二途があるが、現在に於てはいづれの國に於ても兩者の協力によつてゐる。即ち獨逸は憲法に於て教育を規定し、國家及び自治團體に於て之を行ふ方針をとり、英米は主として之を私人又は地方自治團體に委ね、國家は之を補助監督するに止め、佛國は國家に於て之を行ふことを主とするも、一部は地方自治團體に委任し、又は私人の事業として施設する自由を認めて居る。我が國に於ては、明治維新教育制度創設の際、歐洲諸國の制度を参照したが、獨自の立場から考へ、國家的統制を主とし、國家及び地方自治團體に於て教育施設をなすを本體とした。而してこの外に法人團體又は私人の教育施設を公認するの制度を採つてゐるが、其の教育の内容は國法に依つて規定され、國の監督を受けなければならぬので、歐米に見るが如き私立私營の學校とは根本に於

てその性質を異にする。

第二節 教育事務

國の教育事務

教育事務は内務行政の一部で、助長行政である。我が國に於ては、行政作用として行ふ教育事務は悉く國の公務であり、主として文部省に於て之を管掌して居る。然し國が其の教育事務を遂行するに當り、國自ら之を行ふか、他をして是を行はしめるかは、元より政策上の便宜に屬するものであるから、他の行政事務と同じく、官治行政と自治行政とに分け、學校の種類により、地方自治團體たる道府縣及び市町村に設置維持を委任し、是に關する事務を行はしめて居る。故に地方自治團體の行ふ教育事務は、自己固有の事務ではなくて、全く國の特別委任によるものである。

我が國に於ては明治初年以來、大體に於て高等専門の教育事業は主

官治行政と自治行政

國の教育事務と自治團體の教育事務

として政府自ら是れに當り、中等教育事業は主として北海道府縣に委任して實施させ、初等教育事業は市町村に委任して實施させ、外に私人の設立をも認める方針を執つた。此くの如く中等教育以下の教育事業を地方に委任するは、其の教育の性質上地方の事情に適應させる必要あると共に、其の施設が地方自治團體の能力に相當し、國家への奉仕協力に適するからである。

更に是を精説すれば、市町村は尋常小學校設置の義務を負ふて居る外、高等小學校、幼稚園、青年學校を設置することが出来る。而して小學校教育を妨げなければ、更に中等學校の設置も許され、大都市では大學、專門學校を設置することが出来る。次に道府縣に於ては、師範學校、中學校、高等女學校、盲學校、聾啞學校は少なくも一校以上を設けねばならぬ外、青年學校、實業學校、專門學校、高等學校及び大學を設置し得る。而して政府は自己所管の學校に關する經費を支辨する外、義務教育費、實

廣義と狹義
の教育事務

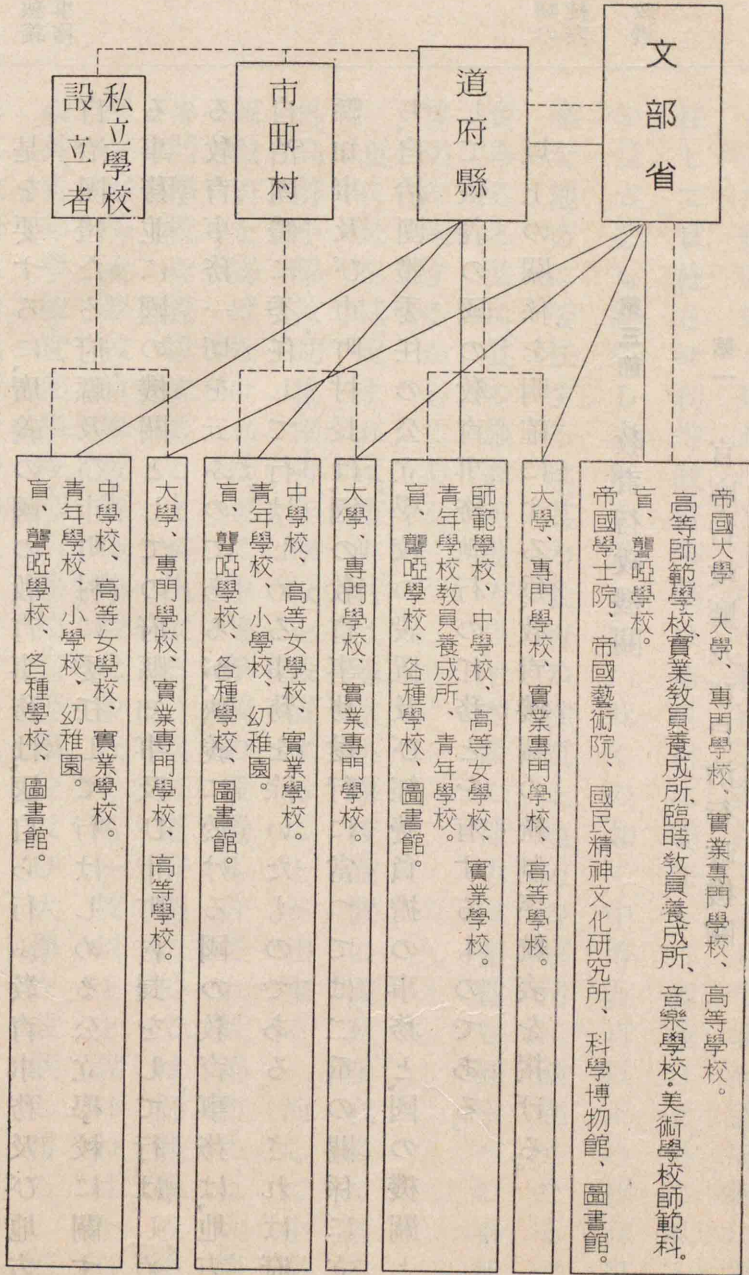
業教育費、青年教育費等の一部を負擔するのである。

是を要するに、廣義の國の教育事務は、國自ら行ふ教育事務及び地方自治團體たる府縣及び市町村に委任して行はしめる公立學校に關する事務並に國の機關としての府縣知事及び市町村長をして行はしめる教育事務一切を云ふのであるが、狹義に於ける國の教育事務は、地方自治團體に委任して行はしめる事務を除いたものである。されば府縣知事及び市町村長は、國の教育事務遂行に當つては二重の關係に立ち、自治團體委任の公立學校の設置及び經費負擔の事務と、國の機關として狹義の國の教育事務執行の任務とを有するものである。以上の關係を明確にする爲、教育機關の統制系統表を掲げる。

第三節 教育行政機關

第一 官廳行政廳及び自治行政機關

教育機關の
統制系統表
關 教育行政機



官廳

行政廳

自治體の教育行政機關

文部大臣

宮内省所管

手前
は外務省
の管轄

國の行政機關には官廳と然らざるものがある。教育行政機關としての官廳には中央官廳として文部大臣があり、地方官廳として北海道長官府縣知事があり、共に官治行政の衝に當る。市町村長及び學校組合管理者は國の教育機關として官治行政の一部を分掌する。かかる場合には其の性質が官廳と同一であるが、官吏でないから通常「行政廳」と稱する。教員(特定の學校長を除き)學務委員、學校醫及び官廳の補助機關は同じく國の教育事務に關するものであるが、その事務に關して國の意志を決定する權限がないから官廳でも行政廳でもない。

自治行政機關は、國の委任による自治體の教育事務を執行するものであるが、是れに北海道長官府縣知事、市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者があり、特に學校管理の任に當る。

一、文部大臣 文部大臣は教育行政の最高機關で、拓務省管下の特別行政區域並に宮内省、内務省、陸海軍省、農林省等に屬する學校教育を除

の學習院、
内務省所管
の神宮皇學
館、陸海軍
省所管の土
官學校兵學
校等、農林
省所管の水
産講習所等

補助機關

いた、全國の教育學藝及び宗教に關する事務を管理する。即ち(一)教
育・學藝及び宗教に關する法律命令の立案(二)教育學藝及び宗教に關
する命令の發布(三)所管事務に關し府縣知事以下の指揮監督(四)教育
學藝及び宗教に關する行政處分等を以て其の職權とする。而して
尙(五)國自ら設置する各官立學校の管理者である。
文部大臣の補助機關には政務次官・次官・參與官・局長・部長・祕書官・書
記官・事務官・督學官・社會教育官・體育官・圖書監修官・國寶鑑査官・技師・屬
技手等があり、各上官の命を承けて事務を分掌する。文部大臣が事
務を處理する文部省は、大臣官房外六局一部・専門學務局・普通學務局・
實業學務局・社會教育局・圖書局・宗教局・教育調查部に分れて居り、外に
外局として教學局がある。教學局は國體の本義に基き、教學の刷新
振興に關する事務を掌る。

視學機關

教育學事の視察監督は督學官が主として是に當り、又別に直轄學

校の職員中から視學委員を任命して、特に指命した學事を視察させ
る。督學官の視察事項は大樣次の通りである。(文部省督學官及文部
省視學委員學事視察規程參照)

- 一、我が國教育の本義の徹底に關すること。
- 二、學事關係の人事に關すること。
- 三、校風及校規に關すること。
- 四、學校教育の内容に關すること。
- 五、學校教育の組織設備其の他諸施設に關すること。
- 六、學校經濟に關すること。
- 七、地方學校行政に關すること。
- 八、其の他特に指命を受けたる事項。

二、府縣知事(道廳長官) 府縣知事(道廳長官)は、地方行政官廳として其の
府縣内一般の行政を掌り、教育に關しては、文部大臣又は内務大臣の
指揮監督を受けて法律命令を執行し、其の管内に於ける教育行政事

府縣知事

補助機關

部長 (書記官)
課長 (事務官)

務を掌る。其の概要を示せば、(一)大學・専門學校・高等學校を除く公立學校の監督、(二)公立學校の設置・廢止の認可、(三)公立學校職員の進退及び俸給に關する行政處分、(四)勅令・省令の實施に關する施行細則及び公立學校學則の制定、(五)教育事務に關する管内市町村長・學校組合管理者の指揮監督等である。而して(六)自治行政機關としては、府縣立學校及び圖書館の設置維持に任じ、其の管理者となる。

府縣知事の補助機關の中で、教育に關係のあるものは、學務部長たる書記官、地方事務官、視學官、學校衛生技師、體育運動主事、社會教育主事、屬及び視學である。

學務部長は知事の命を受けて、管内の教育等に關する事務を掌理し、視學官は知事の命を受けて學事の視察その他教育に關する事務を掌り、屬は學事に關する庶務に従事し、視學は學事の視察その他教育に關する庶務に従事する。又道府縣の師範學校長は、該管内の小

市町村長

學校教育に關する學事を視察すべき任務を有する。

三、市町村長 市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、自治體の機關であると共に行政廳であつて、知事の指揮を受けて、市町村又は市町村學校組合、町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、且市町村委任の教育事務を行ふ。今其の概要を示せば、行政廳としては、(一)義務教育に關する兒童の就學出席の監督及び處分、(二)學區及び學務委員の設置、(三)兒童教育事務の委託・受託。自治機關としては、(一)尋常小學校及び中等學校以下の公立學校、幼稚園、圖書館の設置、市にあつては更に大學・専門學校の設置、(二)市町村立教育機關の設置、其の他に要する經費の負擔等である。而して、其の補助機關としては、助役、其の他の吏員の外に學務委員及び學校醫がある。

四、學務委員 學務委員は教育事務に關して市町村長、市町村學校組合

補助機關

學務委員

管理者・町村學校組合管理者・區長並に其の代理者を補助し、又は諮問に應じて意見を述べること、を其の職務とするもので、獨逸の學校委員、英國の學校理事、佛國の學務委員は我が國の制度に對應してゐる。而して其の數は十人以下（東京市は二十五人、大阪市は二十人以下）とし、市に在つては市參事會員・市會議員及び市公民、町村に在つては町村會議員及び町村公民から選舉した者と、市町村立小學校の男教員中から市町村長が任命した者とかから成り立ち、名譽職である。其の關係事務は左の如くである。

一、就學の督促、猶豫、就學義務の免除、家庭其の他に於て尋常小學校の教科を修むる者の認可に關すること。

二、設備、授業料、學校基本財産、經費豫算の調製に關すること。

三、修業年限、教科目の加除選定、補習科の設置廢止に關すること。

更に市町村又は町村學校組合を數區に分つ場合には、府縣知事は

就學義務の免除
人少くもいふは
就學するに
肩代りは
とて、就學
つれつと
家庭就學
するも
あり
は
區長・區長
もあ
代理者

區長及び其の代理者 をして、市町村長又は學校組合管理者の指揮命令を受けて、學區に屬する國の教育事務を補助執行せしめることが出来る。（地方學事通則第六條、令六〇、六一、六二、則一八二、一八三、市制八三、町村制六九參照）

五、學校醫 學校衛生に關する諸般の職務に従事するもので、府縣知事が是を囑託する。國民體位向上の爲、學校醫の任務は次第に重要性を加へつゝある。

第二 小學校の管理及び監督

前節に於て既に教育機關に對する管理監督の大様を述べたが、その中の小學校に於ける國の教育事務に關する管理監督に就いて約説して見よう。

一、管理 市町村長及び學校組合管理者は國の機關として、小學校教育事務を管掌するが、主なる職權は市町村立小學校の設置者として是を管理することである。茲に謂はゆる管理とは、市町村立小學校に

小學校の管理監督

學校醫

管理

於て、國民教育を適當に行ひ得るやう校地を選定し、校舎を建設し、備品を整へる等主に物的設備を爲し、且是が保管の責に任ずることをいふのである。されば市町村立小學校の管理者たる市町村長及び學校組合管理者は、小學校教員の進退を云爲し、又は小學校教員の執行する國の教育事務即ち教授訓練に干涉し、監督がましい行動を爲すことは出來ない。

監督の進退は、
云々、教授訓練は、
干渉ある事、人の行
行動をとり、
絶対的を、
監督の進退は、
権利を、

二、監督 監督とは上級官廳が下級官廳の執行する事務に對して法規に合致してゐるかどうかを監視し、督勵することを謂ふ。故に若し法規に反する事があれば、監督權を以て是に制裁を加へることが出来る。文部大臣・府縣知事・道廳長官は、所管の小學校教育事務に關し、下級官廳に對して監督者の位置にある。是を詳言すれば、府縣知事は市町村の教育事務(市町村長の管理する教育事務及び教員の執行する教育事務)を監督し、又私立小學校を監督する。そして文部大臣

は最高の監督者として、全國の小學校教育事務を統理するものである。(令六〇、六五、六六參照)

○ 第四節 學校の種類及び系統

學校の種類
及び系統

我が國の學校教育は是を設置の方面から見れば、**官立學校公立學校私立學校**に分つを得べく、其の程度よりすれば、**普通教育と専門教育との別**がある。小學校は初等普通教育で、中學校・高等女學校及び高等學校は高等普通教育に屬し、専門學校及び大學は専門教育に屬する。更に學校の目的に依つて、**普通教育・實業教育・専門教育・社會教育・師範教育**の五大系統に分つことが出来る。(一)普通教育を施す場所は幼稚園、小學校(尋常小學校・高等小學校)、中學校・高等女學校(實科高等女學校・高等學校・盲聾啞學校)。(二)實業教育を施す學校は、農業・工業・商業・商船・水産其の他各種の職業に従事するもの、爲に施す種々の實業學校。(三)専門

教育を施す學校は専門學校(實業専門學校)、大學。(四)社會教育を施す學校は青年學校。(五)師範教育を施す學校は師範學校、高等師範學校、教員養成所等である。文理科大學も亦その實質上師範教育を施すことを目的としてゐる。而して尙この他に宮内省、内務省、陸海軍省、農林省等の所管に屬する學校がある。

私立學校

近年私立學校の發達は大いに觀るべきものがあるが、是等は總て私立學校令及び其の他の法令に準據すべきものとなつて居る。又特別行政區域に屬する朝鮮、臺灣、樺太、關東州及び南洋等の學校教育も、内地の教育に準じて是を施設し、長足の進歩を示して居るが、何れも特別の制度を有して居り、文部省系統の外に在る。

學校系統の種類

是等諸種の學校には一定の系統がなくてはならぬ。惟ふに學校系統の確立は國家百年の大計で、國運の消長に大關係があるから、各國共に競ふて其の完成に努力して居る。今世界の趨勢を見るに學校系統

には凡三種の型があるやうである。即ち單線型、複線型及び折衷型是れである。

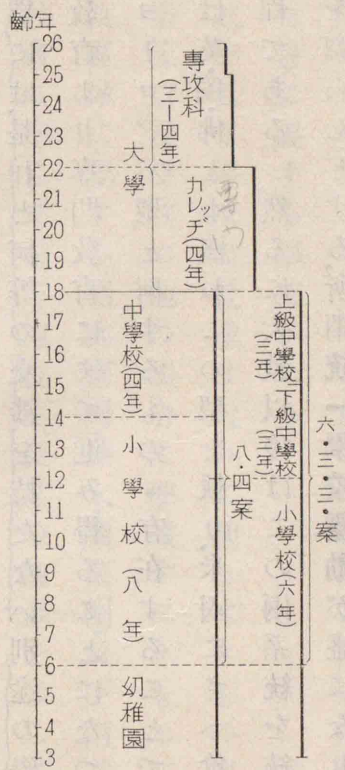
歐洲特有の型式

此に注意すべきは、ヨーロッパ諸國は傳統的に階級意識強く、庶民階級の爲には僅に小學校乃至補習學校等があるのみであるが、上流階級の爲には、是れと何等の交渉を持たない別途の學校系統が並立して、初等教育より専門教育にまで進み得ることになつて居り、所謂複線型又はヨーロッパ型と稱するものゝ存在することである。而して大戰前には英獨佛とも概ねこの型を執り、米國にさへ曾てはこの傾向があつた程である。然るに大戰以後はこの兩系統を統一して國民教育の統一を圖らんとする、所謂統一學校運動が盛になり、兩者を折衷して種々の折衷案を生ずるに至つた。

單線型

(一)單線型 米國は民主主義の國で國民間に階級的意識がないから教育制度も單純で、小學校より大學に至るまで一筋の段階として、總

ての國民はその素質と資力さへあれば、如何なる學校教育をも受け得る所謂單線型を創設した。現在小中學校には新舊の二流あり、舊式は八・四案と稱し、小學校八年、中學校四年制であり、新式は六・三・三案と云ひ、小學校六年、中學校六年とし、更に中學校を二分して、下級中學校三年、上級中學校三年とするものが多い。



米の歐洲よりも
教科書が少く
ゆる

而してこの上にカレッジ及び大學がある。

備考

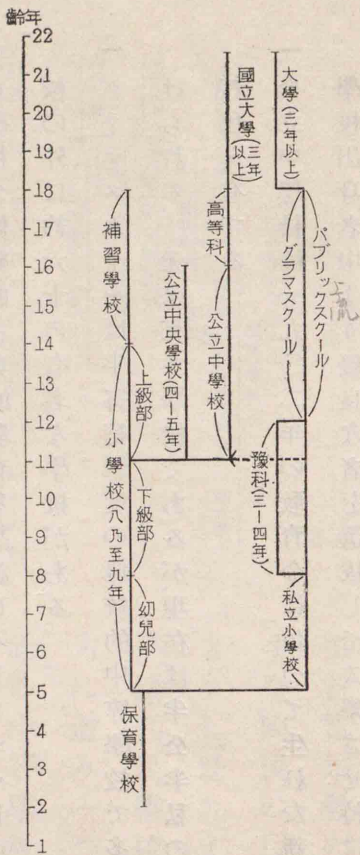
一、米國の長所は單線型にあるが、短所は國家的統一がなく地方に任かせてある所にある。

復線型

英の傳統
形式のつとある
階級を重んじ、その
階級をゆるがせに
し

(二)復線型 歐洲傳統の復線型をそのまま存するのが英國である。

元來英人は自由を尊び保守を重んじ、教育を地方自治體又は教會若くは民間の經營に任せ、政府の干涉に依つて是れが統制を爲すことを好まないからである。然し英國に於ては近時教育制度の改革を行ひ、徐々に進歩の傾向を示し、次第に國家的統制の色彩を増加すると共に、庶民階級の爲に公立中學校を設け、更に大學教育をも受け得る途を開いた。



備考
一、英國教育の複雑性は中等學校に於て甚しい。其の入學期は凡十一歳乃

至十二歳である。

一、中等學校の生徒は十六歳で第一試験を受け、大學入學の資格をとる。

一、パブリックスクールは殆ど寄宿制を執り、上流階級の子弟のみ入學する私立學校で、傳統的古典的教育を高調し、イートン、ハーロー、ラグビー等九大校の外に、約六十の有名な學校がある。

一、グラマースクールは半寄宿制度の傳統的中等學校で、多く地方の都邑に設けられる。元來私立學校であるが、現在は半公半私のものもあり、地方的特色を有する。

一、公立中學校は一九〇二年の教育令に依つて生れた新しい中等學校で、小學校出身者中より優良な者を選抜して入學させ、特に優秀なものには奨學金を給してゐる。

一、中央學校は一九一九年高等小學校の廢止によつて生れた新しい學校で、多く都市に設けられ、職業に對する基礎教育を授けることを主とする一種の民衆中等學校であるが、小學校系統に屬してゐる。

折衷型
獨逸式

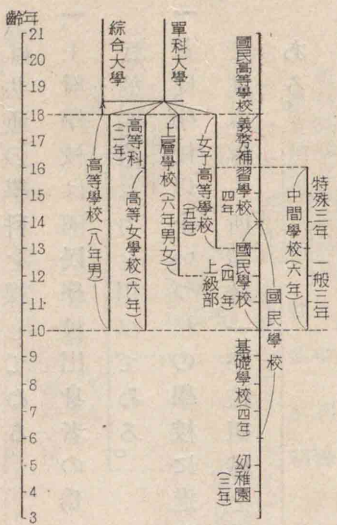
(三) 折衷型

(A) 獨逸は一九一九年新憲法を公布して教育に對する態度を定め、帝政時代の階級主義を改めて平等主義となし、統一的強力なる民族的國家の建設を企て、國民學校八年の下半四ヶ年を基礎學校として、貧富、宗教の如何にかはらず、全國民の兒童を收容することとし、是れより二方面に分れ、

一は國民學校及び補習學校の方に進み、一つは傳統的に發達せる中等學校及び大學の系統に向ひ、身分あるもの、子弟を

入學させる制度を採つて居る。

備考

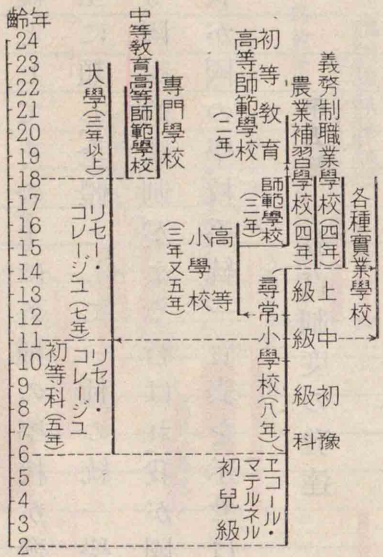


- 一、中間學校は中流以下の子弟を收容するもので、後半三年は五部の職業科に分れ、多く地方の都邑に在る。
- 二、高等學校は八年で文科理科其の他の課程によりて數種あるが、初の三年は共通の學科を課してゐる。
- 三、上層學校は國民學校出身者の爲に新に設けられた一種の高等學校で、國民的陶冶に力を用ひてゐる。
- 四、基礎學校以上いづれの學校に進むも相互の間に横の連絡があり、大學まで進み得る所謂統一學校組織を爲してゐる所に獨逸學校制度の特色がある。

佛國式

(B) 佛國の教育制度は行政上國家的統制がよく行はれてゐるので、學校系統としては歐洲の傳統的複線型を存續しながら、教育内容に於てよく統一學校の精神を實現してゐる。即ち以前にあつては中等教育系統はリセー又はコレージュより大學に至り、初等教育系統は尋常小學校より高等小學校その他種々の實業學校に及び、

教員養成機關も亦之を異にして最近まで何等の聯絡なく並立してゐた。然るに一九一七年以來統一學校運動が起り、遂にリセー及コレージュの初等科の課程及教員資格を之に相當する尋常小學校の課程及教員資格と同一にして、兩者共に同一の基礎的國民陶冶を施すこととし、且兩系統の出身者は共に選擇試験の上、リセー及びコレージュに入學し得ることとした。かくて實質的に統一學校が成就したのである。



備考

- 一、リセーは官立、コレージュは公立、兩者共にその教育内容は同一で、初等科を除き無月謝を原則とする。
- 二、中等學校以上は大體に於て官立である。

我が國の學校系統

我が國の學校系統表

教育制度の發達

以上三型の中何れが最も善いかは議論の存する所であらうが、各國共統一學校運動に努力して居ることは著しい現象である。我が國の教育系統は最初單線型として制定せられたのであるが、その後小學校を基礎としてその上に各種の學校が發達したので、大體に於て獨逸式折衷型に類し、全體として一種の統一學校を實現し、その教育の内容に於ても國家的統制がよく行はれ、我が國独自の發達を爲してゐる。

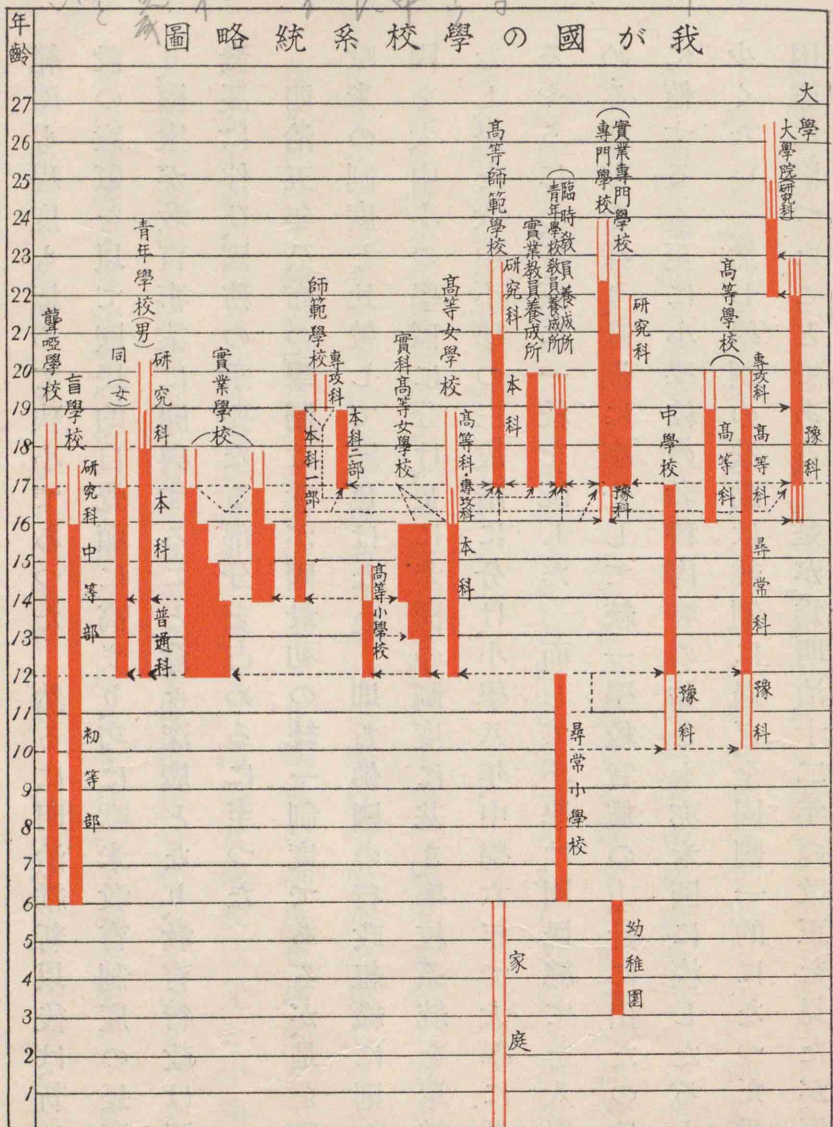
今我が國の學校系統一覽表を示せば、次の如くである。

第五節 教育制度の發達

我が國は肇國以來、國體の本義に基き、祭祀・政治・教育の三者の關係を不可分のものとして國務を遂行し來り、以て今日の隆昌を致した。故に國家が教育事業に關與したことは極めて古い時代からであるが、明治時代の以前にあつては、其の關與する所甚だ稀薄で、教育行政は其の

我が國の學校系統
我が國の學校系統表
教育制度の發達

我が國の學校系統略圖



我が國の學校系統
我が國の學校系統表
教育制度の發達

我が國の學校系統
我が國の學校系統表
教育制度の發達

教科課程は受驗準備
あり予備考をせしめ
やむを得ずおぼ
く是にこれにあ
當らうべし致
である。

範圍も程度も極めて狭小であつた。然るに明治維新以後は、新日本建設の意氣を以て國民的自覺頓に高まり、巧に歐米教育制度の長所を採り、國家が教育事業に關與すること愈々深廣となり、教育行政は國運の發展に伴ひ、國務の重要なる部分を占めるに至つた。

明治五年公布の「學制」は我が國最初の統一制度であるが、是を當時の歐米の制度と比較して遜色はない。即ち佛國の行政組織に則つて、全國を大中小の學區に分け、更に米國の制度に基き、學校系統を單線型となし、是を大中小學の三段階に分け、小學八年、中學六年で大學に進み得るやうにし、各區に一校を配した。而して小學は國民總てを入學せしめる建前を採り、歐洲に率先して統一學校實施の方針に出たのは注目しに値する。更に小學校の教科内容の如きも亦米國に模したるものが少くない。然し「學制」の缺點は統制に過ぎ、全國劃一的になつた爲、實施困難に陥つたことである。是が爲明治十二年の改正を見たが、反つて

明治五年の學制

十九年の各種學校令

教育勅語

明治三十二年
改定學制の概略

退歩の徴ありとし、十三年再び統制方針を採ることゝなつた。かくて、明治十九年に至つて各種の學校令が分化し、此に面目を改めた。即ち「帝國大學令」「師範學校令」「小學校令」「中學校令」等の發布はこの時である。而して明治二十三年には、教育に關する勅語の渙發あり、教育の目的茲に確立し、爾後御三代の間に發せられた詔勅と相待つて、我が國教育の根源となつてゐる。

小學校令
中學校令
高等女學校令

其の後小學校令は二十三年の改訂によつて國家主義の態度を明確にし、次で三十三年に大改正あり、現行小學校令の基を爲した。中學校令も亦一二回の改正を經、明治三十二年獨逸の制度を斟酌して中學校令の大改正あり、今日猶行はれて居る。高等女學校は元と中學校令中にあつたのを、明治二十八年「高等女學校規程」の制定となり、三十二年公布の「高等女學校令」に依つて獨立し、以て今日に及んで居る。實業教育も亦明治十年代にあつては中學校に於て行ふ建前であつたが、三十二

實業學校令
專門學校令

大學令

盲學校及聾
啞學校令
幼稚園令
青年學校令

年「實業學校令」の制定によつて體制が整へられた。專門學校に關しては別に何等の規定もなかつたが、明治三十六年「專門學校令」の制定があり、今日尙行はれて居る。大學に關しては從來「帝國大學令」だけあつたのであるが、大正七年には「大學令」が發布され、帝國大學の外、官公立、私立の大學を一般に規定することゝなつた。特別教育としては、大正十二年「盲學校及聾啞學校令」が發布され、十五年には「幼稚園令」が新に制定され、最近昭和十年に「青年學校令」が制定され、實業補習學校と青年訓練所との合併を見るに至つた。

以上を通觀するに、教育に關する勅語の聖旨は年と共に普及徹底するに至り、學校教育は勿論、社會教育の著しき進歩を見、現行教育令も亦多く明治三十年代に制定され、こゝに我が國の教育制度は一通り體系を整へたが、日露戰役後、殊に大正時代に入り各學校共に急激なる擴張を見るに至り、今や全體として體系を整備する必要に迫られてゐる。

學制に關する問題

即ち現時我が國に於ける學制に關する主要問題は、實業教育、青年教育、成人教育及び女子教育の振興、師範教育の系統樹立、高等小學校の改善、義務教育の年限延長、並に小學校より大學に至る各種の學校系統の確立等である。

第六節 教育の機會均霑

教育の機會均霑

教育は國民の育成を目的とするものであるから、男女の性別、貧富の如何を問はず、被教育者の素質境遇による分に適應せる教育の機會を國民全部に均霑せしむることを原則とせねばならぬ。是を以て、歐米諸國に於ては大戦後（一九一八年）義務教育の延長と共に、統一學校運動により、傳統的に發達し來つた階級的學校系統の統一を圖ると共に、無月謝主義、學費補助制度等の樹立によつて、其の理想實現に努力を拂ひつゝある。

外國の事例

米國の教育はこの點に於て最も進んで居り、男女の性別を認めず、初等教育・補習教育は勿論中等教育に於ても無月謝主義である。獨逸は初等教育に於て階級による區別を撤廢して、基礎學校を創設し、且小學校及び補習學校の授業料及び學用品は無償とし、且中等乃至高等の教育を受くるに適當の能力を有するも學資なき者には、獎學金を給與する制度がある。英國は小學校に於ては他の諸國同様、強制無月謝教育であり、中等教育以上には授業料を徴するも、自由席の制度があつて、生徒の四〇%以内は無月謝の特典を享け、貧者の子弟で能力ある者の進學の途は次第に廣くなり、尙獎學金給與の制度が整つてある。佛國は一九一七年以來、貴族庶民兩系統の共通制實現に努力して居り、一九三三年には中等教育無月謝制を實施し、義務教育は無月謝の上、貧者の子弟には教科書及び被服等を給する制度がある。而して優秀なる生徒は學校の如何を問はず、選抜試験に依つて入學せしめ、學資を給して獎

勵を加へてゐる。尙英獨には近時特に成人教育が盛となり、教育の機會均霑の新方面を開拓しつゝある。

我が國の現狀
長所

我が國に於ける教育の機會均霑の精神は、夙に明治の初期に認められ、五年の學制頒布被仰出書にも、男女階級・貧富・職業の差別なく、均しく同一の學校に就學さすべき方針を明示して居るのは卓見である。のみならず、現行の學則に依れば、小學校より大學に至るまで、學校の種類程度の如何を問はず、生徒教養の目的が齊しく、國體觀念の明徴、國民精神の涵養にあることを明示せる點は、前者と共に眞に世界に誇るに足るべき特徴である。然し其の他の點に於ては歐米諸國に比して遜色あるを免れない。即ち國家有爲の材を養成する爲の獎學制度の缺如、女子教育の不均等、成人教育の未開拓等、今後に努力解決すべき問題が多い。

短所

學校教育と宗教

第七節 學校教育と宗教

歐米の態度

宗教は人生に缺くべからざるもので、文化の重要な一方面をなしてゐる。是を歴史に見るに教育即宗教といふ時代もあり、宗教家が教育を獨占した時代もある。併し既成宗教と學校教育との關聯に就ては、信仰自由の立場もあつて賛否兩論に分れる。歐米の教育は沿革上兩者の關係が極めて密接複雑であるから、各國其の態度を異にする。即ち(一)無宗教的態度を採るもの、中極端なものに蘇聯邦がある。(二)分離的態度を採るものに佛國がある。佛國は一九〇四年公の學校教育と宗教々育との分離の方針を定め、官公立小中學校に於ては宗教教育を施さず、毎週一日午後の授業を休み、之を親の選ぶ教會の教育に當てゝゐる。(三)宗教的態度を採るものに獨逸、伊等有る。獨逸は新憲法に於て、宗教を學校の正課とすることを規定して居り、従つて學校に

同宗教學校、異宗教學校、無宗教學校の三種があつたが、今ナチス政府は公の學校教育から宗教教育を分離せしめんとしつゝある。伊太利は從來宗教を禁止してゐたが、ファシスト政府成立以來革新を加へ、法王と協調して公の學校教育に於て宗教教育を實施してゐる。(四)隨意的態度をとるものに英米がある。英國は小中學校共宗教教育を施し得る規定であるが、父兄の自由である。米國に於ても十九世紀後半から宗教分離の聲は高いが、今尙聖書の朗讀、祈禱、讚美歌合唱の如きは多數の州で認めてゐる。

是を要するに、歐米諸國に於ては元來宗教教育は學校教育の重要な地位を占めてゐたが、近代國家の發達に伴ひ、國家の方針による國民教育と、教會の方針による宗教教育との磨擦を避けんが爲に、次第に兩者を分離せんとする方針に傾きつゝある。我が國に於ては、明治維新後教育制度樹立の際、極めて自由の立場に立ち、當時の米佛等の輿論に

我が國の態度

宗祖
宗義
信後

文部訓令
第十二號

政教分離

聞き、宗教を公の學校教育の圏外に立たしめる方針を採つた。次で明治三十二年八月文部省は道府縣及び直轄學校に對して訓令を發し、我が國の學政上宗教を採用せざる主義を明示した。

一 一般ノ教育ヲ宗教外ニ特立セルムル件(明治三十二年八月三日)

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最モ必要トス、依テ官立

公立學校及學科課程ニ關シ、法令ノ規定アル學校ニ於テハ課外タリトモ宗教

上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルベシ

是の訓令は發布後三十餘年間極めて嚴格に解釋せられて居つたが、時

勢の進歩は教育上宗教心の啓培を必要とするに至り、昭和三年文部省

は緩和の態度に出で、特定の宗教團體の教義を宣布することなく、宗教

全般に通ずる知識を授け、且生徒兒童に對し宗教的情操を涵養するを

目的とする宗教教育は、該訓令の拘束する所に非らざる旨を闡明し、更

に昭和十年十一月、宗教的情操涵養に關する通牒を發して具體的教育

方案を示す所があつた。

宗教的教養
の必要

元來我が國に於ては、歐米諸國の如き政權と教會との間に起つた紛

争の如きは毫もなく、宗教問題を純然たる教育問題として處理し得る

のは幸福である。従つて訓令第十二號の精神も、宗教を否定し、又は宗

教的教養の不必要を説くものにあらざることには明らかである。要は

學校教育の性質上一宗一派に偏することを禁ずると共に、宗教的教養

が人格陶冶上必要なることを認められたものである。

以上信仰問題と聯關して明らかになし置くべきは神社である。神

社は我が國體に基く特有のものであつて、所謂宗教的のものではない。

即ち祭神は肇國以來皇祖皇宗の御靈と我が國の爲に功勞ありし祖先

の靈であり、祭祀は是等皇祖皇宗の御靈と祖先の靈に對する報恩感謝

の誠を竭すを本質とするものである。故に、自己の信奉する宗教の如

神社の崇敬
神祖の御靈
報恩感謝の誠

義務教育並に小學校に關する法規

第八節 義務教育並に小學校に關する法規

小學校教育は國民一般に必須なる基礎的陶冶を施し、あらゆる學校教育の基礎をなす最も重要な教育である。殊に尋常小學校は國民の總てに對する義務教育であるから、國家はあらゆる關係機關を通して、是が普及徹底を圖らねばならぬ。而してその教育を受ける兒童は次代の國家を負ふて立つべき國家の重要な成員であるから、其の教育の如何は直に國家の隆替に關する。故に小學校教師たらんとする者は、その責任の重大なるを自覺し、小學校教育及び義務教育に精通すべきは勿論、我が國教育制度の大様に通ずると共に、直接小學校に關係ある幼稚園、青年學校等の教育をも明らかにせねばならない。而して小學校及び義務教育に關する法規は、小學校令及び小學校令施行規則であるから、是を中心として、幼稚園令及び同施行規則、青年學

法規研究の範圍

小學校令

校令及び青年學校規程、其他關係法規を研究せねばならぬ。

小學校令施行規則

一、小學校令 小學校教育に關する根本法は小學校令である。我が國の小學制度は明治五年の學制に創まり、同二十三年の小學校令(勅令第二百十五號)を経て、同三十三年八月の現行小學校令(勅令第三百四十四號)となり、數次部分的改正を加へられて今日に至つたのである。

二、小學校令施行規則 小學校令に次いで重要なもので、小學校令實施上の方法、手續等を詳細に規定したものである。從來個々に定めてあつた多數の規程を統一して、小學校令改正と共に、明治三十三年八月文部省令(第十四號)を以て發布したもので、爾來數度に亘つて部分的に改正された。

關係法規

三、關係法規 右の外小學校に關係深き法規は、市制、町村制、地方學事通則、市町村立小學校教育費、國庫補助法、市町村義務教育費、國庫負擔法、市町村義務教育費、國庫負擔法施行規程、市町村立小學校教員加俸令

及び恩給法等である。尚この他、中央官廳及び地方官廳から公布する大小の法規があり、本書の諸所に引用してある。

三、國民教育の基礎を授けること。
四、生活に必須なる普通の知識技能を授けること。

第二編 小學校の經營及び管理

第一章 小學校の本旨及び種類

第一節 小學校の本旨

小學校の本旨即ち小學校教育の目的は、小學校令第一條に次の如く規定されてある。

- 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
- 今此の條文に依つて教育の本旨を考察すれば、
- 一、道德教育の基礎を授けること。
- 二、國民教育の基礎を授けること。
- 三、生活に必須なる普通の知識技能を授けること。

小學校の本旨

身體教育の留意

道徳教育

公民教育

生活に必要なり。
知識技能の習得

四、以上の基礎として兒童身體の發達に留意すること。
の四大目的を包含することが明かである。是れ實に小學教育の目的精神を完全に表明したものと謂つてよい。

我が國民の教育は、我が國體に基き、總ての國民をして各その分に應じて日本國民たるの使命を自覺させ、無窮の皇運を扶翼せしむるに在る。抑も我が日本民族が世界の優秀民族として常に和を貴び、分を重んじ、むすびの精神を以て生成發展して止まざること、我が三千年の國史が是を證明してゐる。されば總ての國民に通じて第一に授けらるべき小學校の教育は、この和を貴び分を重んじて各自の國民としての使命を自覺せしむべき道徳教育が其の根本でなくてはならぬ。而して我等各自の國民としての使命は、肇國以來億兆一心、世々厥の美を濟し來れる我等の祖先の遺風を繼承し、無窮の皇運扶翼の大任を分擔するに在る。即ちこゝに國民教育の重要性がある。今や我が國は容

道徳教育國民教育の必要

身體教育及び知識技能の教育の必要
知識技能の習得
公民教育
生活に必要なり

身體教育及び知識技能の教育の必要

基礎教育の意義及び必要

小學校の種類

易ならざる時局に際會し、廣く世界各國に對し、特に東亞の指導者としての國家の使命は實に重且大なるものがある。従つて國民各自はこの重大なる使命を分擔し得る資質を具へなければならぬ。是に於て強健なる身體の養護鍛鍊を爲すと共に、生活に必須なる知識技能の教育を施す必要がある。

是を要するに、小學校の教育は國民たる以上何人にも施すべき教育であり、總て今後に來るべき教育修養の素地をなすものであるから、之を基礎と稱し、又普通と呼ぶ所以で、更にそれが人生の第一印象として、純眞なる兒童の精神の内奥深く刻み込まれる點に於て重要性を増すのである。

第二節 小學校の種類

我が國の小學校は是を三種類に大別することが出来る。

教科に依る種類

一、教科に依る種類

(一) 尋常小學校 我が國民に義務教育を施す所である。我が國民は何人を問はず、必ずここに入學して一般的基礎教育を受けなければならぬ。

(二) 高等小學校 尋常小學校の教科を了へた者に一層精深適切なる普通教育を授ける所である。但し是を受けると否とは國民の任意である。

(三) 尋常高等小學校 兩科併置の小學校で、最も數が多い。

- 昭和十年度全國小學校總數二〇、八二五
- 尋常小學校……………六、五八八
- 高等小學校……………一、七五〇
- 尋常高等小學校……………一、四〇六

經費負擔に依る種類

二、經費負擔に依る種類

人口の割合が異なる

(一) 市町村立小學校 市町村、町村學校組合若しくは其の學區又は市町村學校組合の負擔を以て設置する小學校である。小學校は市町村の義務設置であるから、大多數を占める。

(二) 私立小學校 私人の費用を以て設置する小學校で、次第に其の數を減ずる。

官立・公立・私立小學校・教員及兒童數 (昭和十年度)

種別	學	校	教員	兒童	一教員ニ對スル兒童數
市町村立小學校	二〇、六四四	二五五、四一七	一一、三四九、二九二	四四、四三	二九、六九
私立小學校	九三	八八三	二六、二二九	二五、二二	二五、二二
官立附屬小學校	四	九二	二、三三一	三六、六三	三六、六三
府縣立附屬小學校	八五	一、二九二	四七、三三八	四四、三三	四四、三三
總計	二〇、八二五	二五七、六八四	一一、四二五、一八〇		

備考 分教場は別に一校と算へず、之を校數に入れば市町村立小學校は二五、六一三、私立小學校は九七總計二五、七一〇となる。分教場總數は四、九七四である。

右の外、國費で設置する高等師範學校附屬小學校の如き官立小學校もあり、又府縣費で設置する府縣師範學校附屬小學校の如き公立小學校もある。

編制に依る種類

三、編制に依る種類

- (一) 單級小學校 年齢能力等の差異に拘はらず、全校兒童を一學級に編制した小學校をいふ。
- (二) 多級小學校 全校兒童を二學級以上に編制した小學校をいふ。
昭和十年度に於て、二〇、八二五校の内單級* 北海道に三六四の單級小學校あり小學校六三〇校を除けば、二〇、一九五校の大部分は多級小學校である。

第二章 義務教育と小學校

第一節 義務教育

義務教育

義務教育の意義

國家は常にその國運の進展、その使命達成の爲に、その成員たる國民の資質向上を圖らなければならぬ。而して又國民は國家の成員としてその分を果す爲に自らその資質の向上に努力せねばならぬ。されば次代の國家を擔つて立つべき後繼者の教育は、國家の務めであると同時に、國民自身特にその親たる者の務である。

是に於て近代國家は國民一般に施すべき基礎教育の制度を定め、施設を整へ、總ての兒童に之を施さんとして、是れに就學せしむることを親たる者の義務としてゐる。尤もその初めは單に一定期間初步の教授を爲さんことを要求するに止まつてゐたが、今や大勢は國家自ら其の教授の内容及び是を施す學校を定め、同一の學校教育を一定期間總ての兒童に施さんことを要求するに至つた。而してその義務を勵行せしめる爲には、一定の罰則をも設けて是を強制するが故に、義務教育又は強制教育と稱してゐる。然るに我が國の小學校令に於ては、親た

る者の義務として是を規定するも、特に罰則を設けず別に一般の行政執行法によつて、勵行せしめんとする所に我が國風の特色がある。

世界の中で始めて義務教育を採用したのは舊獨逸の普魯西亞であつて、實施以來次第に其主義を確立し、一八五〇年には憲法に明記するに至つた。かくて他の諸國に於ても、順次此の制度を樹立する形勢となつた。我が國は明治五年學制頒布に於て義務教育の根本方針を定め、全十二年の教育令を經、全十九年の學校令に於て其の制度を整へた。

義務教育制度に於て、先づ第一に考ふべきは義務教育年限の問題である。即ち如何なる程度迄年限を延長すれば、國家の要求を満足し得るかといふことであるが、實際問題としては、國情の如何によつて必しも一様でない。即ち英國は十年、米國は州によつて異なるも、普通は八年九年十年で、就中九年が最も多い。然し十一年十二年の州もある。獨逸は八年以上の定めで、各邦多くは八年であるが、バワリヤは十年であ

義務教育年限

十年制

九年制

八年制

七年制

六年制

補習教育の義務制

三年制

その他

る。尙九年制を採るものに洪牙利、パラグワイ、瑞西南亞聯邦等がある。八年制・七年制は最も多く、八年制を採る國は伊太利、佛蘭西、奧太利、白耳義、西班牙(農村は六年制)、チエツコスロヴァキヤ、ユーゴスラビヤ、濠洲、智利、墨西哥、ウルグワイ、カナダ(七年以下の處もある)等であり、七年制の國は瑞典、挪威、和蘭、丁抹、波蘭、ルーマニヤ、ブルガリヤ、ニュージーランド、ニカラグワ、ブラジル(五年以下の地方もある)等である。六年制の國は其の數極めて少なく、フィンランド、エストニヤ、エクアドル、パナマの數國である。蘇聯邦は制度上七年となつてゐるが、現在では四年の實施に努めてゐる。而して是等諸國に在つては、單に小學校のみならず、進んで補習教育にも義務制を實施してゐるものが尠くない。而して其の多くは三年である。即ち獨逸、奧太利は十四歳乃至十八歳の間、に於て三ヶ年(獨逸は州逸により義務制でないものがある)、丁抹は十四歳乃至十八歳、佛國は十三歳乃至十八歳の間、に於て、共に商工徒弟に對し三ヶ年、瑞西は三乃至四年(州により義務制)、洪牙利

我が國の狀況

波蘭は三年、米國は二乃至四年(約3/5の州は義務制)、濠洲及びブルガリヤは二乃至三年、フィンランド・ルクセンブルグは二年等である。之によつて見れば近代國家に於ける義務教育の進展は實に目醒ましきものがある。

我が國義務教育の年限は明治十九年に四年又は三年とし、同三十三年に四年として是を勵行し、日露戰役後國運の發展に伴ひ、同四十年是を六年に延長したる儘今日に及んで居る。其の後八箇年延長の聲が高く、政府に於ても屢、延長の計畫を立てたが、未だ實現の機運に至らざることは遺憾である。然し義務教育延長は國民文化の程度と經濟力とに俟つべきのが多いから、この方面の振興と共に更に一段の努力をなさねばならぬ。

學齡兒童

第二節 學齡兒童

義務教育にあつては學齡を定める必要がある。學齡とは、兒童が始

學齡

世界各國の狀況

六歲說

七歲說

五歲說
八歲說

めて義務教育を受け得べき時期から、その義務を終了すべき時期に至るまでの期間をいひ、この期間の兒童を學齡兒童といふ。學齡は何歳から始むべきであるか、是を教育上からいへば、兒童心身の發達が教育を受けるに堪へる時を以て適當とし、是を衛生上からいへば、身體の發達が鍛鍊を受けるに堪へる時を以て適當とするのであるが、一面には國民の性情や習慣なども察せねばならぬから、一定の標準を立てることとは困難である。 嚴密に云へば現在諸外國には我が國の學齡の如き規定はなく、多くは習慣と經驗に基いて是を定め、大概ね滿六歳又は七歳を以て、就學の始期として居る。即ち六歲說をとるは、日獨佛伊奧白墨濠洲等で、瑞西と印度とは地方に依つて多少の例外がある。七歲說をとるは、蘭丁波典暹加奈陀ユーゴスラビヤニュージランド南亞聯邦智利ブラジル等であり、五歲說に英國があり、八歲說にはフィンランド・諾威露國等がある。米國に於ては小學校の入學始期は一般に

六歳であるが、就學義務は七歳に始まる州が最も多く、中には八歳の州もある。是を要するに米國にては、入學資格年齢六歳、二十一歳と就學義務年限とが別々に規定せられ、入學資格年齢間に所定の就學義務を果せばよいことになつてゐる。

我が國の状況

我が國の制度では、學齡を滿六歳から滿十四歳までの八個年と定め、義務年限の年數とちがへてある。かゝる制度をとるのは我が國のみである。蓋し學齡を義務年限と同じく六個年とすると、或事情に依つて就學を遅延したものは、學齡中に義務教育を果すことが出来ないで、結局個人及國家の不利益となるであらう。是れ學齡を八個年とし、總ての兒童をして完全に義務教育を終へさせる道を開いた所以である。而して滿十四年に達しても、尙義務教育を終へないものは、既に學齡期を過ぎることになるから、就學義務のなくなるは勿論である。

就學義務

第三節 就學義務

就學の始期

兒童は滿六歳即ち學齡に達しなければ就學することが出来ない。就學には始期と終期とがあつて、始期に至つて始めて就學し、終期に至つて學校を退くのである。就學の始期とは、學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始をいふ。故に四月一日に生れて七年を経たものは、三月三十一日に滿六歳となり、學齡の計算は日より日に至る。其の翌日即ち四月一日、學年の始が就學の始期となつて入學することが出来るけれども、四月二日に生れたものは、一日の相違のために翌年の學年始即ち四月一日に入學することゝなるのである。但し二重學年として、別に九月一日に始まつて、翌年の八月三十一日に終る學年を設ける場合に於ては、翌年の四月を待たないで、九月一日から入學することが出来るのである。就學の終期とは、尋常小學校の教科を修了した時を

二重學年

就學の終期

學齡兒童保護者の義務

いひ、其の年齢は彼此同一でない。但し満十四歳以上に達することはない。而して是を世界に見るも亦十四歳が最も多い。

就學の始期に達する兒童を有する學齡兒童保護者親權者又は後見人は該兒童を市町村立尋常小學校に入學させる義務がある。是れ即ち**就學義務**である。但し市町村立尋常小學校に限らず、是と同視される官立若しくは府縣立學校又は盲聾啞學校で、此の義務を果しても差支なく、又市町村長の認可を受けさへすれば、家庭若しくは其の他私立小學校、尋常小學校に類する各種學校の如きで此の義務を果しても差支ない。要は尋常小學校の教科を履修させるのが主眼であつて、其の履修する場所や方法等を強制するのではない。但し家庭若しくは其の他で學習するものに就いては、市町村長は、必要に依つては監督權を以て試験を行ふことが出来る。そして若しその結果不適當と認められた場合には、その認可を取消すべきである。

兒童雇傭者の義務

前に説明したやうに學齡兒童を就學させることは、兒童の保護者たるものゝ責任で、兒童から觀れば、就學は兒童自身の權利である。此の故に學齡兒童を雇傭する者は、雇傭に依つて兒童の就學を妨げることが斷じて出来ない。且、**工業労働者最低年齢法**は、十四歳未満の者は原則として同法所定の工業に使用することを得ざる旨規定してある。(令三二、三五、三六、則八六、八七、工場法向施行令參照)

第四節 就學の獎勵・猶豫・免除處分

學齡兒童の就學を獎勵し、國民教育の普及徹底を期するは國運進展上喫緊の要務であるから、國家は一面に於て就學義務の強制を爲すと共に、別に**學齡兒童就學獎勵規程**(昭和三年十月文部省訓令第十六號)を設け、貧困にて就學困難な兒童の爲に、國庫から毎年道府縣に對して補助金を交付し、道府縣は更に相當の支出金を加へて、是を市町村に交付し、教科書學用品被

就學の獎勵

*大正十三年當時皇太子であらせられた聖上陛下の御慶事の際、御下賜の百萬圓を道府縣に頒賜したに初まる。昭和十一年度國庫交付金年百拾餘萬圓

就學義務の猶豫

服食料品等の給與や、其の他の適當な方法に依つて、就學を容易ならしめんと努めて居る。然し全國學齡兒童の中には、到底就學義務を果し得ないものもあるから、例外として猶豫又は免除の規定がある。

一、就學義務猶豫 學齡兒童が病弱であるか、發育が不完全であるか、又は兒童保護者が貧窮であるときは、市町村長は猶豫の處分をなすことが出来る。

就學義務の免除

二、就學義務免除 學齡兒童が瘋癲白痴であるか、不具廢疾であるか、又は兒童保護者が貧窮であるときは、市町村長は府縣知事の認可を受けて、免除の處分をなすことが出来る。又尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられた區域内に於ける兒童保護者は、當然就學義務を免除されるのである。(令三三、三四、則八四、八五、參照)

違反處分

以上の規程あるにかゝらず、兒童保護者が若しこれに違反し、就學

強制處分

出席の義務を完全に履行しない時は、監督官廳は強制處分及び制裁を加へる。

*戒告は履行期間を定め且書面によらねばならない。

一、強制處分 行政執行法により、府縣知事及び市町村長の執行するもので、過料處分と直接強制とがある。過料處分は義務履行の強制を直接の目的とするもので、刑罰でないから、豫めする戒告を必要とし、必要あれば何回にても是を課することが出来る。直接強制は過料處分では強制不可能と認める場合、若くは急迫の事情ある場合の實力による直接行動で、兒童に及ぶべきものではない。(行政執行法第五、六條參照)

制裁

*文部大臣は更に禁錮・懲役を課し得る。

二、制裁 文部大臣又は府縣知事の加へる罰則で、罰金、科料、拘留を含む刑罰である。故に行政上の手段である強制處分とは其の性質を異にする。(開令省令府縣令及警察令ニ關スル罰則ノ件) 歐米に於ては義務違反者の處分は相當嚴重である。

外國の事例

一、米國ニューヨーク州では、出席督勵官を置き、浮浪兒を拘引又は告訴し、工場を監督する。違反者は十弗以下の罰金又は十日間の禁錮に處し、再犯者は五十弗以下の罰金又は三十日以内の禁錮に處する。

一、英國も出席督勵官を置き、再犯の場合は兒童を認可學校(怠慢兒童を收容する學校)に入る。

一、獨逸プロイセンは就學義務違反の父兄は二十五マーク以下、雇傭主は百五十マーク以下の科料に處し、若し效果なき場合は佛和と同じく、警官は兒童を學校に強制連行する。

一、佛は罰金刑の外兒童が月四度故意に缺席すれば、保護者を役場に召喚し、再犯の場合は三十日以内其の姓名を役場前に揭示する。

就學歩合
昭和十年度の統計によれば、我が國學齡兒童の就學歩合は百人中九人五八(男九九、五八)で年々向上の傾向を示して居る(大正十二年九九、四三)。而して市に於て稍劣り、町村は一般によろしい(市九九、四二、町九九、九)。然し、出席歩合は尋常小學校は九六八、八三、高等小學校は九六八、五六である。

卒業歩合

而して卒業歩合は更に少くして、尋常小學校は八六八、八三、高等小學校は七三六、二である。故に義務教育の徹底を圖るには極力出席を奨励すると共に、卒業歩合を増すことに努めねばならぬ。

第五節 就學に關する事務

義務教育に於ける兒童就學事務は、市町村に屬する國の教育事務で、大部分は市町村長に委任管掌せしめてある。然し尋常小學校長及び府縣知事の關與するは勿論である。

一、市町村長の事務

- (一) 學齡簿を編製し、且是が加除訂正をなすこと。
- (二) 兒童保護者に對して、該兒童を入學させる期日を豫報すること。
- (三) 市町村市町村學校組合町村學校組合又は學區の使用に屬する尋常小學校が二校以上あるとき、兒童の入學すべき學校を指定すること。

就學に關する事務

市町村長の事務

市町村立尋常小學校長の事務

二、市町村立尋常小學校長の事務

- (四) 入學せしむべき兒童の氏名及び入學期日を、關係學校長に通知すること。
 - (五) 家庭其の他に於ける義務教育を監督すること。
 - (六) 兒童保護者に對して、兒童の就學又は出席を督促すること。
 - (七) 前項の督促が、二回以上に及んでも尙實行しないときは、其の旨を府縣知事に報告すること。
 - (八) 就學義務の猶豫又は免除の處分をなすこと。(則八〇、八一、八二、八三、八六、九三、參照)
- (一) 學年の初に入學した兒童の學籍簿を編製し、且是が加除訂正をなすこと。
- (二) 在學兒童の出席簿を作り、其の出席を明かにすること。
- (三) 不就學兒童の氏名を市町村長に報告すること。
- (四) 正當の事由がないのに引續き七日間缺席した兒童があつた場合には、保護者に對して出席を督促すること。
- (五) 前項の缺席が仍引續いて七日以上に及ぶときは、其の旨を市町村長に報告すること。

府縣知事の事務

三、府縣知事の事務

- (一) 尋常小學校の設置、兒童教育事務の委託及び兒童就學に關する事務につき監督をなすこと。
 - (二) 小學校令及び同施行規則の範圍内に於て、實施する府縣令訓令を制定すること。
 - (三) 市町村長の報告を受けたときは、保護者に對して兒童の就學又は出席を督促すること。
 - (四) 兒童の就學出席に關し、行政上の強制處分を執行し、又は罰則を設けること。
- (六) 卒業した兒童の氏名を遲滞なく市町村長に報告すること。
- (七) 當然入學すべき學校區域以外から來てゐる兒童の卒業退學廢學を關係市町村長に届けること。(則八九、九二、九五、九六、參照)
- (備考) 市町村立尋常小學校以外の義務教育兒童の在學せる學校長の事務も大體これに準ずる。

兒童保護者
の事務

四、兒童保護者の事務

- (五) 就學義務免除を認可し、猶豫の報告を受理すること。
- (一) 市町村長の通知により、指定の期日に指定の小學校に兒童を入學せしめること。
- (二) 市町村、學校組合又は學區の使用に屬する尋常小學校が二校以上ある場合、希望あらば、是を選定して市町村長に申し出ること。
- (三) 當然入學せしむべき學校以外の市町村立尋常小學校に兒童を入學させ、又は官立府縣立學校で尋常小學校の教科を修めさせようとするときは、若しくは高等學校及び中學校の豫科に入學させようとするときは、當該學校の管理者又は學校長の承認書を添へて、市町村長に届け出ること。
- (四) 家庭又は其の他で、尋常小學校の教科を修めさせようとするときは、市町村長に願ひ出て、其の認可を受けること。
- (五) 當然入學すべき學校以外で、尋常小學校の教科を修めて居る兒童の卒業退學廢學を市町村長に届け出ること。

- (六) 就學不能の事由ある時は、義務の猶豫又は免除を市町村長に申出づべきこと。但し貧困に因る場合の外は醫師の證明書を要する。
- (七) 缺席の必要あらば、其の事由を具して關係學校長に届出づべきこと。(令三六、則八二、八四、八八、九六、參照)

第三章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

尋常小學校の教育は義務教育であるから、國家は國民全體に對し、其の子弟に必ず尋常小學校の教育を受けさせることを要求してゐる。故に理論上、國家は學齡兒童を收容するに足るべき小學校を設置して是を待つべきであるが、小學校の設備營繕等は、各地方の情況に適應することが必要であるから、國家は便宜、委任事務として是を市町村に託

市町村立尋
常小學校の
設置

*市町村義務教育費國庫負擔法、市町村立小學校教育費國庫補助法、教育基金令、市町村立小學校教育費補助の爲め北海道地方費支出の件、

特別法

し、市町村が的確に尋常小學校設置の義務を負ふべきことを命令してゐる。小學校令第六條に「市町村ハ其ノ区域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ」とあるのは、即ち此の事である。但し國家は其の設置に要する全經費を市町村に負擔させようとするのではない、後に述べる如く國家は自ら相當額を負擔し、或は補助し、更に道府縣をして補助をなさしめる等、種々の考慮をなして居る。是等は畢竟義務教育の普及徹底を圖らんが爲である。是を以て、市町村が貧弱にして、又は他の事情に依つて第六條の義務を果し得ない場合には**特別法**を定めて、是れに依らせることとしてある。其の場合には左の三通りある。

- (一) 町村の資力が不十分で、所要の尋常小學校を設置するに堪へない場合。
- (二) 一町村に於ける就學兒童數が過少なため、一尋常小學校を構成するに足らない場合。

るに足らない場合。

- (三) 一町村の地形に依り、適度の通學路程内では、就學兒童が過少なため、一尋常小學校を構成するに足らない場合。

(一)の場合では他の町村と**學校組合**を設け、共同の資力を以て尋常小學校を設置させ、(二)(三)の場合では、他の町村と學校組合を設けるか、又は就學兒童の全部若しくは一部の教育を他町村、町村學校組合又は其の學區に委託させる。(令二章各條、五三、參照。)

而して是が委託を受けた町村、町村學校組合又は其の學區は、必ず是を應諾しなければならぬ。(地方學事通則五、八、參照。)

町村の資力が一層薄弱で、學校組合並に教育事務委託に關する費用も負擔するに堪へない場合、又は市の資力が不十分で、自ら尋常小學校設置の費用を負擔し得ない場合には、府縣は町村又は市に對して相當の補助を與へねばならぬ。(令五三、參照。)

學校組合
兒童教育事務の委託

兒童教育義務の免除

尋常小學校の校數並に位置

市町村立高等小學校の設置

尙、例外として兒童教育義務の免除といふことがある。それは土地の情況に依り、前記の規定の何れにも依ることが出来ないときは、萬已むを得ざるものとして、該町村に對し、尋常小學校の設置又は兒童教育事務委託に關する義務を免除するのである。(令一二、參照。)

市町村立尋常小學校の設置に關しては、以上の如く複雑の事由があるから、其の校數並に位置は、府縣知事が市町村又は町村學校組合の意見を聞いて是を決定する。(令九、參照。)

第二節 市町村立高等小學校の設置

高等小學校は義務教育でないから、是を設置すると否とは市町村の任意に屬する。即ち市町村は市町村又は學區の負擔に依り、或は學校組合を設けて高等小學校を設置することが出来る規定である。而して、是を設置し又は廢止するには、凡て府縣知事の認可を受けなければ

ならぬ。(令一四、一五、參照。)

*中等學校入學者は尋常小學校卒業者の一割七分で、高等小學校に入るものは五分七分である(昭和七年)

私立小學校の設置

*英國は古來私立學校主義であつたから善い學校が多い

第三節 私立小學校の設置

抑、尋常小學校は基礎教育であるから、眞に實際生活上効果のある教育を施し得るのは卒業以後のことである。故に進んで、中等學校に入らざる多數の兒童のために、高等小學校を設けて、稍、精深適切なる教育を受けさせることは、我が國民教育上最も緊急のことである。殊に義務教育年限延長の準備ともなるものであるから、高等小學校の教育は益々發達させなければならぬ。

小學校は市町村で是を設置すべきものであるけれども、私人が若し自費で設けようとする場合には、國家は之に認可を與へる。蓋し教育に興味を有する者又は篤志家が相當の費用を投じて、私立の小學校を設置し、特殊の見識を立て、懇切な教育を行へば、其の効果は却つて公立

の小學校を凌駕することがないでもない。而も法令の規定に従つて、公立の小學校と同様の教育を行ふのであるから、國民教育の統一を傷ける虞は決してない。

右の理由に依つて、國家は小學校の設置を私人に許し、敢て拘束を加へない。即ち何人でも、府縣知事の認可を受ければ、私立の小學校を設置することが出来る。又是を廢止しようとするときも、同じく府縣知事の認可を受けなければならぬ。(令一六參照。)

第四章 小學校の教科

○ 第一節 修業年限

尋常小學校の修業年限は六個年、高等小學校の修業年限は二個年又は三個年で、補習科の修業年限は尋常小學校、高等小學校共に二個年以

修業年限

下である。高等小學校の修業年限は二個年を本體とするから、是を三個年にしようとする場合には市町村立小學校に在つては、市町村若しくは市町村學校組合、町村學校組合に於て、私立小學校に在つては設立者に於て、府縣知事の認可を受けねばならぬ。

尋常小學校は國民必修の教科を授ける所であるから、子弟をしてこの教科を完全に履修せしめることは、國民の國家に對する一大義務である。而して、高等小學校は義務教育年限延長の準備といふ心持もあるから、出來得る限り就學を奨励するがよい。(令一八、則四六參照。)

○ 第二節 教科目

小學校に於ける教科目の選定は、國民教育上至大の關係があるから、政府は自ら是を選定して、全國の統一を圖り、土地の情況に應じて幾分の斟酌を許すこととして居る。是を外國の例に見るに、米國は教科の

教科目

地方的適應を信條としてゐるから、共通の規定なく、州縣市邑に依つて千態万様である。英國には法定の教科課程表なく、學校長は文部省の指定教科目につき是を選定し、各自の教科課程表及び時間表を定めて、督學官の認可を経る定である。佛獨は我が國と略々態度を一にするも、學校長の自由裁量に任せる範圍が廣い。今教科目に關する我が國小學校令の法文を擧げれば次の如くである。

一、尋常小學校

必設科目 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

加設科目 土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

二、高等小學校

必設科目 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業、農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

加設科目 土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

隨意科目 前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

選擇科目 手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得
實業ノ教科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム
實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

即ち、政府は必設科目を示して統一を圖り、加設科目に依つて地方化に努め、更に是を選擇科目及び隨意科目として兒童の個別化を顧慮して居るのである。

尋常小學校では、手工科は加設科目ではあるが、勞作的、構想的教科で、陶冶上の價值多きのみならず、美術、工業振興の基礎を築くものとして、社會生活に關係深く、今後の我が國民教育上緊要のものであるから、事

手工科の價値

その目的

知識と技能

生活の準備

心身の一作業

創造

教育の師範打一丸と
より之を修めたるの目的
達成ありとすべし
平正に知り合ふ一それ
は作すべし

高等小學校

情の許す限り是を加設するがよい。明治四十年三月文部省は訓令を出して是れが獎勵に努めて居る。

高等小學校は尋常小學校と異り、實際生活の指導に留意し、實業科目を重視する必要ありとし、大正十五年四月現行の如く改正を加へたものであるから、地方的色彩を帶ぶべきのみならず、職業指導をも考慮せねばならぬ。

教科目の加除

以上により、小學校の教科目を加除しようとするときは、管理者又は設立者に於て、府縣知事の認可を受けねばならぬ。又兒童身體の情況に依り到底學習することの出来ない教科目は、是を其の兒童に課さなくともよい。例へば不具病弱の兒童には體操を缺いても、尙卒業を認定し得るが如くである。(令一九二〇二二、二三參照)

教科課程

第三節 教科課程

教科目を各學年に配當して、其の程度及び毎週教授時數を定めたものを教科課程又は教科案といふ。この課程は教育の原理及び國情民情に照して、國民の要望に合致すべきものでなくてはならぬ。而して國民教育の性質上、國家は其の統一を計るために、小學校令施行規則中に左の如く規定してゐる。

一、尋常小學校教科課程表

第四號表(昭和二年十二月文部省令第三四二號改正)

學年	修身	國語	算術	國史
第一學年	二 道德ノ要旨	〇 發音、假名、日 常須知ノ文字 及近易ナル普 通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	百以下ノ數ノ 唱へ方、簡易 ナル計算	
第二學年	二 道德ノ要旨	三 假名、日 常須知ノ文字 及近易ナル普 通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	千以下ノ數ノ 唱へ方、簡易 ナル計算	
第三學年	二 道德ノ要旨	三 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	六 整數ノ計算	
第四學年	二 道德ノ要旨	三 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	六 整數ノ計算 方、簡易ナル 計算	
第五學年	二 道德ノ要旨	九 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	四 整數ノ計算 方、簡易ナル 計算	二 國史ノ大要
第六學年	二 道德ノ要旨	九 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	四 比 例 步 合 算	三 前學年ノ續キ

口民を和柔

皇民科、修身、地理

理科、算術

算術科、手画、裁縫

体育科、体操

道徳修徳科

第二編 小學校の經營及び管理 第四章 小學校の教科

一、尋常小學校の經營及び管理

一、尋常小學校の經營及び管理

一、尋常小學校の經營及び管理

各教科の修業年限は
 特別な事でもなく
 小のものを
 先立はともかく
 要のものは
 ひるがへて
 もろく
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十

二年制
 高等小學校
 課程表

計	手工	裁縫	體操	唱歌	圖畫	理科	地理	學年	
								第一學年	第二學年
三	簡易ナル細工		遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體			第一學年	第二學年
三	簡易ナル細工		遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體			第一學年	第二學年
三五	簡易ナル細工		遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體			第一學年	第二學年
男 二九	簡易ナル細工	縫方、裁方、縫方、裁方	遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	第一學年	第二學年
女 三〇	簡易ナル細工	縫方、裁方、縫方、裁方	遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	第一學年	第二學年
男 三〇	簡易ナル細工	縫方、裁方、縫方、裁方	遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	第一學年	第二學年
女 三一	簡易ナル細工	縫方、裁方、縫方、裁方	遊戯及體操 教練及競技	唱歌 體操	單形、簡單ナル形體	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	植物、動物、自然、現象、化學、物理、衛生ノ上ノ	第一學年	第二學年

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
 手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコト得

二、高等小學校教科課程表(其一)

第五號表(修業年限二年ノモノ) (大正八年文部省令第十八號改正)

教科目	學年	授時數	第一學年		第二學年	
			授時數	授時數	授時數	授時數
修身	二	二	道德ノ要旨	道德ノ要旨	道德ノ要旨	道德ノ要旨
國語	六	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	整数、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、(日用簿記)	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、(日用簿記)	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、(日用簿記)
國史	二	二	國史ノ大要	前學年ノ續キ	前學年ノ續キ	前學年ノ續キ
地理	二	二	外國地理ノ大要	地理ノ補習	地理ノ補習	地理ノ補習
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要
圖畫	一	一	簡單ナル形體	簡單ナル形體	簡單ナル形體	簡單ナル形體
手工	一	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	簡易ナル製作、製圖、手藝	簡易ナル製作、製圖、手藝	簡易ナル製作、製圖、手藝
唱歌	一	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)
體操	三	三	體操、教練、遊戯及競技	體操、教練、遊戯及競技	體操、教練、遊戯及競技	體操、教練、遊戯及競技
實業	二五	二五	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要	(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要
家事	四	四	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要
裁縫	四	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方

三年制
高等小學校
課程表

計	男二九 女三〇	男二九 女三〇
---	------------	------------

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以內、女兒二時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

三、高等小學校教科課程表(其二)

第六號表修業年限三年ノモノ (大正八年文部省令第六號同十)
(五年文部省令第十八號改正)

教科目	學年	每週教授時數
修身	第一學年	二
國語	第一學年	六
算術	第一學年	四
國史	第一學年	二
修身	第二學年	二
國語	第二學年	六
算術	第二學年	四
國史	第二學年	二
修身	第三學年	二
國語	第三學年	六
算術	第三學年	四
國史	第三學年	二

教科目	學年	每週教授時數
地理	第一學年	二
理科	第一學年	二
圖畫	第一學年	一
手工	第一學年	一
唱歌	第一學年	一
體育	第一學年	三
實業	第一學年	二
家事	第一學年	四
裁縫	第一學年	四
計	男二九 女三〇	
地理	第二學年	二
理科	第二學年	二
圖畫	第二學年	一
手工	第二學年	一
唱歌	第二學年	一
體育	第二學年	三
實業	第二學年	二
家事	第二學年	四
裁縫	第二學年	四
計	男二九 女三〇	
地理	第三學年	二
理科	第三學年	二
圖畫	第三學年	一
手工	第三學年	一
唱歌	第三學年	一
體育	第三學年	三
實業	第三學年	二
家事	第三學年	五
裁縫	第三學年	五
計	男三〇 女三一	

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以內、女兒二時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコト得但シ每週教授時

數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ズ
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

教科目の加
除による時
數の處理

教科目の加除に依る時數の處理 右の課程表中、尋常小學校で手工を

加設する場合、又は第一二學年に圖畫を課する場合には、他の教科目の
毎週教授時數を減じて之に充つべきであり、高等小學校に於て實業並
に第三學年に於ける圖畫唱歌を隨意科目とする場合に、是を學習しな
い兒童及び工業を學習する爲め手工を課さない兒童に對しては、其の
毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當することが出来る。

教授時數の
増減

教授時數の増減 小學校の教授時數は、固より前表の規定に據らな
ればならぬけれども、土地の情況に依つて斟酌を加へる餘地が置いて
ある。即ち管理者又は設立者に於て府縣知事の認可を受ければ、尋常
小學校では三十時以下十八時以上、高等小學校で三十二時以下二十七
時以上の範圍内に於て、毎週教授時數を増減することが出来るのであ

る。全校若しくは一部の兒童を前後二部に分ちて教授を爲す場合に
は、管理者又は設立者に於て教科目の毎週教授時數を定め、府縣知事の
認可を受けねばならぬ。そして其の教授時數は各部共十八時以上を
本則とする。但し年少の部に在つては、是を十二時まで減ずることが
出来る。又夏冬季休業の前後二十日以内に於ては、學校長は毎日の教
授時數を減ずることが出来る。是等は兒童の心身發達を顧慮する趣
旨である。(則一八、一九二〇、參照)

教科用圖書

第四節 教科用圖書

小學教育は、畢竟教師其の人が兒童に及ぼす人格的感化に外ならな
いが、其の教授作用の方便として、教科用圖書の必要であることは言ふ
までもない。我が國に於ては明治の初は民間發行の圖書に就て檢定
する制度であつたが、國論次第に熟し、遂に明治三十六年國定の制度を

採用し、小學校の教科用圖書は凡て文部省著作の物を用ひることを本則とした。但し同科目の著作が數種あるときには、府縣知事がその選擇採定をなすことになつてゐる。而して國定の制度を採用せるは、世界に於て我が國の外に米國加州がある。然し加州では、曾つて國定著作權主義を實行したが、不成功に終り、現在では著作權買上主義を實行してゐる。

教科用圖書採定に關する種別は、左の通りである。

教科用圖書採定に關する種別

*國定教科書
教師用書の刊行されたもの
修身、國史、算術、珠算、理科、裁縫、家事、圖畫、農業、商業、

一、必ず文部省の著作について採定すべきもの。
修身・國語・算術・國史・地理・理科・家事・圖畫
二、文部省の著作及び文部大臣の檢定した圖書中から府縣知事が採定してよいもの。
唱歌・體操・裁縫・手工・農業・工業・商業・外國語

但し唱歌用に供する歌詞及び樂譜は(一)文部省の選定に係るもの、

(二)前項府縣知事の採定した教科用圖書中にあるもの、(三)校歌等の如く、其の學校に特に關係があつて、公認の手續を経たもの、外は採用することは出来ない。

三、兒童用教科書を採定してはならぬもの。
體操・裁縫・手工・唱歌(尋常小學校以下のもの)

四、學校長の意見に依つて兒童に使用させなくともよいもの。
國語書き方・算術・理科・家事・圖畫・小學地理附圖

以上依り、教科用圖書を變更した場合には、其の圖書は最下學年の兒童から使はせ、他の兒童には從來のものを襲用すべきである。
(令二四、則五三、五四、五五、五六參照)

第五節 教授の期間及び休業日

一、教授期間

教授期間及び休業日

小學校の年度即ち學年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るのを常例とする。但し土地の情況に依つては、九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終る學年を置くことが出来る。是を秋季始業の學年といひ、昭和七年度に於て全國に十三校ある。(則二五、參照。)

學年は是を學期に分ける。學期の區分は土地の情況を斟酌する必要があるから、府縣知事の職權に委任してある。但し多年の習慣上、各地方とも概ね左の如く一學年を三學期に區分して居る。(則二五、參照)

	春季始業の場合	秋季始業の場合
第一學期	自四月一日 至八月三十一日	自九月一日 至十二月三十一日
第二學期	自九月一日 至十二月三十一日	自一月一日 至三月三十一日
第三學期	自一月一日 至三月三十一日	自四月一日 至八月三十一日

毎日の授業終始の時刻は、土地の情況、氣候の關係及び兒童の長幼等に依つて、異同があるべきである。故に是を學校長に一任してある。

學年度
 富山縣に十
 一校ある
 九月一日に
 始まり、翌
 年八月三十
 一日に終る
 學年を置く
 ことが出来
 る。是を秋
 季始業の學
 年といひ、
 昭和七年度
 に於て全國
 に十三校あ
 る。(則二五、
 參照。)

休暇と和学期
 である

授業終始の時刻

休業日

二、休業日

(則二六、參照。)

小學校の休業日は、左の如く規定されてゐる。

- (一) 一月一日及び昭和二年勅令第二十五號に依り休日たる祭日祝日
- (二) 日曜日
- (三) 夏季休業日
- (四) 冬季休業日
- (五) 學年末休業日
- (六) 其の他府縣知事の定めた休業日

右の内(一)(二)は、全國同一であるけれども、(三)から(六)までは府縣知事が是を定める。通常夏季休業は八月一ヶ月間、冬季休業は十二月二十五日から一月七日に至る二週間、學年末休業は三月末の數日間である。然し暖地寒地によつて多少の相違がある。其の他の休業日とは、學校創立記念日、氏神祭日、農繁季節休業日等をいふ。又休業日及び其の日數は必ずしも全校一樣にせず、學年に依つて異にすることが出来る。これを要するに、休業日は如何様に定めても、一學年間の休業日數は、日

曜日を除く外、九十日を超えることは出来ない規定であるから、一年間に於ける實際の教授日数は、二百四十日前後、即ち約四十週と概算される。(令二七、則二七、參照。)

祭日、祝日

三、祭日、祝日

國家の祝祭日は國民の擧つて祝祭すべき日である。殊に新年紀元節・天長節及び明治節は、我が國家の最も重要な祝日であるから、國民たるものは、皆忠愛の至情を以て聖壽の無窮を祈り、國運の隆昌を奉祝せねばならぬ。故に小學校では、必ず職員・兒童を召集して、嚴肅な儀式を行ひ、獻身奉公の情操を養つて、終生渝らぬ根柢を樹立しなければならぬ。其の儀式は左の如く規定されてゐる。(則二八、參照。)

祝日の儀式に舉行すべき事柄

- (一) 職員及兒童、君カ代ヲ合唱ス。
- (二) 職員及兒童ハ、天皇陛下、皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ。
- (三) 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス。

式

國民勸告と敬禮
國民勸告と敬禮
國民勸告と敬禮
國民勸告と敬禮

- (四) 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス。
 - (五) 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス。
- 御影を拜戴しない學校、及び特に府縣知事の認可を受けて複寫した御影、若しくは府縣知事に於て適當と認められた御影を奉藏しない學校では(二)の式を缺いてもよい。

第六節 成績考査と卒業・修業の認定

成績考査と卒業・修業の認定

教育は其の出發點を明かにし、及び其の効果を認定する爲、被教育者の身體検査・操行考査及び學業成績考査をする。身體操行の進歩には別に段階を設けないが、學業の進歩は課程表により、學年を分けて順進する。是れ修業・卒業の起る所以である。但し修卒業の認定は三者を綜合して判定をなすのである。

學業成績考査の目的は、(一)教師が教授の成果を觀て自己の反省をな

學業成績考査

考査の目的は、
教師が教授の成果を觀て自己の反省をなす
爲めに、
學業の進歩を
檢査する
ことである。

卒業生()の品行を
児童の品行を
考査するとは
かゝるい

し、及び兒童の個性指導の資料とする爲、(二)兒童自身の實力・長短所及び
進歩の程度を兒童又は父兄に知らせて、獎勵を加へる爲、(三)各學年の課
程の修了又は全教科の卒業を認定する爲である。

考査の方法は從來の弊に鑑み、明治三十三年改正の小學校令以來別
に試験を用ふることなく、兒童平素の成績を考査して、是を定めること
に規定してある。而して其の結果の處理に就いては、答案筆記帳又は
成績物は物に即して指導をなし、一般の成績は別に是を表示する。こ
の表示には普通評語法と評點法とを用ひ、査定は評點法に、發表は評語
法に依るものが多い。

操行考査

操行考査は人物考査と表裏し、兒童の行爲品性の認定である。然し
是等行爲及び品性は平素に於ける訓練事項の實踐に基くものである
から、修身書による關係の實踐事項に準據して考査をなすを妥當とす
る。而して其の考査には教師の直觀に待つべきものと、實踐項目によ

修業卒業の
認定

るものとの兩法あるが、兩者を兼用して品等を定めるがよい。而して
其の標準は努めて善をなすものを甲とし、故意に惡をなすものを丙と
し、中間を乙とするが如きを普通とする。

かくして、學校長は修業年限の終に於て、尋常小學校若くは高等小學
校の教科を修了せりと認めた者に卒業證書を授與すべきであり、又學
年末に於て各學年の課程を修了したと認めた者には、修業證書を與へ
ることが出來、複式學級で一年間學習した者には、學習證書を與へるこ
とが出來る。立派な卒業生を出すといふことは學校の總努力の歸結
點である。(則二三、二四參照。)

第五章 小學校の編制

第一節 學級編制

學級編制

學級の意義

171 = 2 + α
この語は、
多級小學校の
一學級の意義
をなす所であるから、
是を適當の分團に分けて教授・作業・訓練・養護・管理
等の諸作用を行ふに便ならしめなくてはならぬ。
是の區分された分
團を學級といふ。故に學級は學校教育の基本的單位で、具體的に教育
の行はれる場所である。

一、學級の意義

小學校は、多數の兒童を集めて個別教育と共に團體教育を施し、是に依つて、日本國民として協同社會の構成をなすに適する全人格の陶冶をなす所であるから、是を適當の分團に分けて教授・作業・訓練・養護・管理等の諸作用を行ふに便ならしめなくてはならぬ。是の區分された分團を學級といふ。故に學級は學校教育の基本的單位で、具體的に教育の行はれる場所である。

學級の社會性

從前稱して居た級又は年級の語は、主に學年を追うて進む等級の意義に過ぎなかつたが、明治二十三年の小學校令以來、學級とは一人の本科正教員が、一教室で同時に教授すべき兒童の一團の名稱となり、明らかに團體を意味し、學級の社會性が茲に確立することゝなつた。而して此の兒童の團體は同一學年のみから成ることもあり、又數個學年の混合組織であることもある。學級の編制は、主に兒童の生活年齢又は

學級編制法の種別

男女の性等を標準として行はれて居るが、時に精神年齢や知能率又は健康等を標準とするものもある。近時作業教育の發達に伴ひ、學校生活殊に作業に適する兒童の集團を學級の標準となさんとする主張も出て來た。又普通學級の外に特別學級・補助學級の制度も發達しかけて居る。

二、學級編制法の種別

學級編制法による學校の種別に單級小學校と多級小學校とがあり、多級小學校は學年の數により單式編制・複式編制を分け、教授の方法上から二部教授編制・三學級二教員編制・合級教授編制を作り、更に男女其の他知能健康等を標準として編制するものである。

三、一學校の學級數

學校は完全な協同團體とならねば機能の發揮が出来ぬ。故に一學校の學級數は校長の統制能力並に職員及び兒童の社會構成能力に依

一學校の學級數

*分教場は六
學級以下と
し、二十四
學級の制限
外である。

つて制限を受けねばならぬ。吾人の理想とする所をいへば、十二學級位を極限としたいのである。しかし夫には勢ひ學校數を増さねばならぬが、現に困難を感じつゝある我が國の經濟事情からは、到底實現は出來難い。施行規則に於て「小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス」と規定したのは、蓋し已むを得ないことと思はれる。

然し一面町村自治體に於ける人心の和合を圖る爲には、小學校時代から皆學友であつてほしい。この見地からすれば一町村一學校主義がよい。若しこれが出来なければ高等小學校だけは一校に集めたい。されば法令は更に除外例を設けて、特別の事情があれば、管理者又は設立者に於て、府縣知事の認可を受け、制限以上に學級數を設けることが出来るやうになつて居る。

昭和七年度に於ける學級數の分布情況を見るに、大部分は十四學級以下の小學校であり、最多いのは六學級の小學校で、是れに次ぐは三學

級、八學級、十二學級等の小學校であるが、以上で全國小學校總數の半分を占めて居り、二十四學級以上の小學校は凡一千七百校である。然し一學校に於ける學級の最多は一六一(長野縣)、八五(新潟縣)、六五(千葉縣)等である。但し是等は一市一町を一學校とし、數個所に分散せる教場を所有する如きものである。(則二九參照)

四、一學級の兒童數

一學級の兒童數は教師の教育力徹底の範圍内でなくてはならぬ。近時個性教育主義の唱道に従ひ、一學級の兒童數を減少せんとする傾向益々盛となり、既に歐米では是れが實現に努めてゐる。即ち獨逸ザクセンは四十人を超ゆべからずと規定し、英國は六十人と定め、米國は地方により區々であるが、五十人を超ゆるものはない。併し、我が國の經濟事情は急に是の程度に達することは困難である。是れ施行規則に尋常小學校は七十人以下、高等小學校は六十人以下とし、尙特別の事

一學級の兒
童數

單級小學校

情あるときは十人を増すことを得と規定された所以であらう。但し此の如きは貧弱市町村に對する特例であるから、一般の場合は大凡四十人を標準とし、出来るだけ一學級の兒童數の減少に努めることが肝要である。(則三〇參照)

五、單級小學校

單級小學校は全校兒童を一學級に編制したものであるから、教師の努力最も多くして、教授力の徹底を缺く恐れがあるが、經濟上訓練上の利益多く、且自學練習の機會が多いから、學習を確實にすることが出来る。然し教師其の人を得る必要がある。故に近時は財力の乏しい僻阪地の外は漸次其の數を減じつゝある。

六、複式編制の學級

多級單式編制は最も普通のものであるが、複式編制の學級も少くない。此の場合には成るべく近接した學年を組合せるがよい。即ち二

複式編制の學級

我が國の尋常小學校に於ては二學年複式最も多く、三學年複式これに次ぐ。

同一學年學級の編制

個學年の複式ならば第一二學年を合併し、三個學年の複式ならば第四・五・六年を合併する如くである。併し兒童數の多寡又は教育上の都合に依り、第一・五・六年の如く高學年と低學年とを組合せるのも便利のことがある。

七、同一學年學級の編制

同一學年の兒童を數學級に編制しなければならぬ場合に、兒童の能力に甚だしき優劣がなければ是を平等に分配して、學級を編制するがよい。是れ優劣互に助け合つて、望む所の協同社會を構成し得るからである。若し著しく優劣の差があるときは、優等兒又は劣等兒を抽出して、特別學級を作るもよい。マンハイム式學級編制とはこの要求に依つて生み出されたものである。然しかゝる場合には優等學級の兒童をして自ら驕らしめ、劣等學級の兒童をして自暴自棄に陥らしめる様なことがあつてはならぬ。又身體の健否に依り養護學級を分け

優等兒學級は京都府師範學校にある。米國にはケンブリッヂ案、シカゴ案、エリサベス案等がある。

二部教授の
編制

るのは望ましいことである。

八、二部教授の編制

二部教授とは、全校若しくは一部の児童を、前後二部に分けて教授する編制法で、前後の二學級を一人の本科正教員が擔任するのを常例とする。然し其の原因に三様あり、これに依つて其の内容に多少の差異を生ずる。即ち(一)教員不足にして、一學級毎に本科正教員一人を置くことの出来ないとき、(二)教室不足にして、同時に全児童を收容することの出来ないとき、(三)児童の就學上又は教授上特別の必要があるとき等である。

二部教授は固より已むを得ない窮策で、教授時數少なく、従つて教授訓練・作業の効果が一般に全日學校に及ばないことは、理論上實際上争ふべからざる所であるから、實施に對しては消極態度をとるがよい。

昭和七年度の統計によれば、二部教授を實施せる尋常小學校は全國に

三七六校(分教場共)ある。

二部教授の組分法には種々あるが常の場合は學年別編制法を採り、其の組合法も種々に考案されるが、低學年と高學年とを配するがよい。而して前後兩部は常に變化するに利あるもので、毎週交代を普通とし、毎日交代、毎月交代等がある。(則一九三・四、三五參照)

九、三學級二教員の編制 三學級二教員制にも種々の方法があるが、低學年中學年を二人の正教員が担任して二部教授とし、高學年は全日教授として二人の中手あきの者前後に分れて是を担任する組織の如き其の一例である。但し教育的價值は二部教授と大差ない。

十、合級教授の編制

小學校の教授は、學級毎に行はれるのを本則とするけれども、修身・體操・唱歌・裁縫・手工・實業・外國語の如きは、訓練及び教授の上から全校又は數學級の児童を合せて教授する方が便利な場合がある。依つて是等

三學級二教
員の編制

合級教授の
編制

Platoon*
 Plan プラ
 ツーン プラ
 ンはゲーリ
 ーシステム
 と兄弟案で
 米國ブラフ
 トン市に創
 案され、半
 集團の義で
 ある、即ち
 全校兒童の
 半數を收容
 すべき普通
 教室と、他
 の半數を容
 るべき運動
 場作業場を
 作り、交代
 して使用し
 教授力の徹
 底を圖らん
 とするにあ
 る。
 男女學級の
 區分

の教科目は適宜合級教授を爲し得る。但し裁縫・手工・農業・商業は兒童數があまり多いと教授上に損失があるから、七十人を超える場合には、合級教授を許さない規定である。プラツーンプランはこの合同教授の價値を積極的に見て、社會的・公民的精神の陶冶を圖る外一二の特質を有するもので、學習・作業及び遊戯の三作用に依つて教育を遂行せんとするものである。(則三三參照)

一一、男女學級の區分

小學校に於て、男女は學級を異にして別々に教育すべきか否か、即ち**分離主義**を可とするか、**共學主義**に依るべきかについては、未だ一定の結論に達しない。分離主義を主張する人は、男女は心身の性能を異にし處世上の職務も亦同様でないから、各別に教育しなければ適切有效でないといひ、共學主義を唱へる人は、社會が男女相俟つて互に相補益すると同じく、學校に於ても、是を混同して長短相補ひ相親しむやうに

して置けば、他日圓滿な社會を形成することが出來ようといふのである。是を外國の例に見るに、米國は共學を原則とし、獨逸は多級小學校は上級に於て男女を區別するを原則とし、中等學校は分離主義を執り、大學は共學を認める。佛國も亦是れに類する。英國の小學校は大部分共學制であるが、中等學校以上は獨佛と同じである。我が國の制度は亦分離主義で、尋常小學校に於て同一學年の女兒の數が、高等小學校に於て全校の女兒の數が一學級を編制するに足るときは、男女學級を別つべしとの規定である。然し男女により學校を區別する規定はない。故に現今の小學校は男女混合を普通とする。(則三一參照)

第二節 教員の配置

小學校に於ける教員の配置については、各學級に本科正教員一人を置くべき規定であり、高等小學校では以上の外更に教科目・教授時數・兒

教員の配置
 學級と教員
 數

童數に應じ、必要の員數の本科正教員又は専科正教員を置かなければならぬ。然し正教員の不足とか、或は地方經濟が許さないとかいふ場合には、尋常小學校では二學級毎に本科正教員一人、准教員一人を配置し、又は三學級毎に正教員二人を配置してもよいことになつて居る。准教員は正教員の補助機關で、獨立で一學級を擔當し、兒童教育の全責任を負ふことを得ないものであるから、正教員の指揮監督の下に行はせねばならぬ。昭和七年度の正教員充實歩合は良好で、尋常科は九〇人四九、高等科は一〇八八九二である。

二部教授編制の場合には、前後二學級毎に本科正教員一人を置くことを常例とするが、單に教室が不足なためならば、前後の學級に各一人の正教員を配置するのは、固より當然のことである。

小學校長は訓導たる本科正教員から兼務すべき規定であるから、當然教員配置の員數中に加はり、一學級を擔任すべきものである。然る

小學校長

に學校長の處理すべき事務は相當多く、且學級數が多くなるに従つて益、其の繁を加へ、専心學級教育に當ることが困難であるから、六學級以上の小學校では、學校長の教授を補助させるために、別に正教員又は准教員一人を置くことが出来るやうになつて居る。

尙、尋常小學校に於ても、専科正教員は一般教員配置の外に適宜に是を置くことが出来る。(則三五、三六、三七參照)

第三節 學級擔任

學級擔任

教育を兒童に徹せさす爲には、本科正教員中から學級擔任を置かねばならぬ。これに二つの様式があり、受持つべき教科目の種類に依つて區分される。即ち其の學級の全教科目を擔任するものを學級擔任法といひ、一乃至數教科目に限り擔任するものを教科擔任法と云ふ。中等教育以上では、教授の程度が高いから、教科擔任法に依らねばなら

學級擔任法
教科擔任法

持上り法固
定法

ぬけれども、小學校では教授訓練の統一上學級擔任法に依ることを原則としてある。しかし教科に對する教師の能不能と教授時數の關係等もあり、殊に技能科や實業科では專科教員の力をかるべき範圍も擴大するから、高學年になれば漸次教科擔任法を加味する方針がよい。次に學級擔任法には、學年の進むに従つて持上つて行くものと、或學年のみを固定的に擔任するものとある。若し教員が各、其の人を得れば持上り法を採用するがよい。けれども、一般には教員の教育力や個性に差異があり、中高學年に適するものと幼學年に適するものとがあり、又女教員を特に必要とする學年もあるから、完全な持上り法を行ふことは稍、困難である。故に數學年づくに切つて擔任を交代する法を採つてもよい。尙教員が常に或學年に固着し、毎年ちがつた兒童を受持つことは、其の學年の教授訓練に精通する利點はあるが、特別の場合の外は成るべく避けたいものである。

男女教員の
配當

二封一の割合に
男の多しと出
れる

學級擔任を定めるには、尙教員の男女別を考へなければならぬ。男女によつて學級を異にした場合には、通例男兒の學級には男教員を、女兒の學級には女教員を配置して居る。併し學級擔任の選定は單に男女の性別のみに拘はらず、教師各自の個性及び教育力等を考へて適所に適材を以てせねばならぬ。

第六章 小學校の職員

第一節 職員の種類

職員の種類

小學校長

小學校の職員は小學校長、教員及び代用教員の三種とする。

一、小學校長 小學校長は學校全體の事務を整理し、職員を統督し、兒童教育の全責任を負ふべきもので、當該學校の本科正教員中から兼務する定めである。

教員

二、教員

教員は小學校教員免許狀を有するもので、これに本科正教員、専科正教員及び准教員の三通りある。

本科正教員

(一) 本科正教員 本科正教員は兒童の教育を擔任し、小學校の教科全體を單獨で教授するものである。而してこれに尋常科高等科を通じて教授し得る小學校本科正教員と、尋常科のみを教授し得る尋常小學校本科正教員とある。

専科正教員

(二) 専科正教員 専科正教員は唱歌・體操・裁縫並に手工・實業・家事・圖畫・外國語の一科目若しくは數科目に限つて教授するものである。小學校の教授は本科正教員が是を擔當するのを本則とするけれども、右諸科目の教授を有効にするためには、特に専科正教員を置く必要がある。

准教員

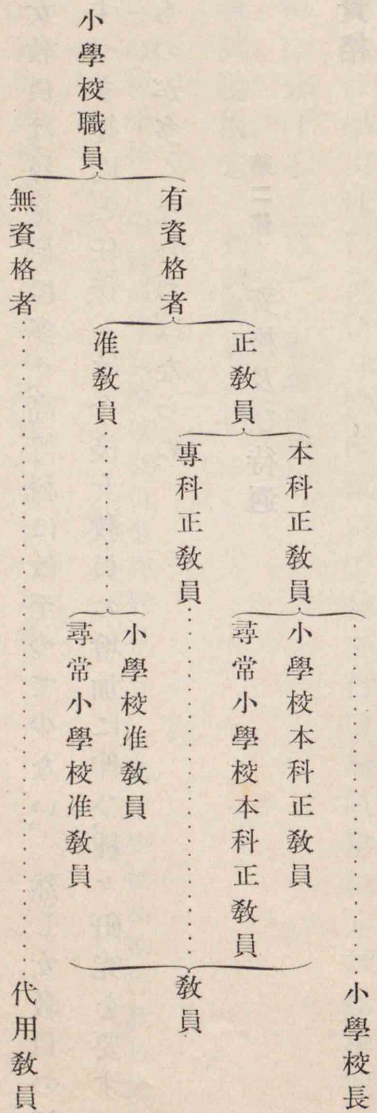
(三) 准教員 准教員は本科正教員を補助するもので、尋常科高等科を通じたものは單に是を小學校准教員といひ、尋常科のみのは是を尋常小學校准教員といふ。

以上教員を職務上よりいふときは、正教員を訓導、准教員を准訓導と

代用教員

稱する。

三、代用教員 代用教員は、小學校教員免許狀をもたない無資格者で、准教員に代用されるものである。即ち教員の缺乏又は經濟上の都合に依つて用ふる補充教員である。(令三九、四二、四三、參照)
以上小學校職員の種類を表示すれば左の如くである。



小學校職員
の數

職員の数 昭和七年度に於て職員の總數は二三萬八五一五人で、内本科正教員は二〇萬〇七四三人、専科正教員は一萬三〇七五人、准教員は

男女教員の比

六、一五〇人、代用教員は一萬八五四七人であり、男女教員の比は凡二と一との割合で、男百人中六八、六六に對し女は三一、三四人である。一般に女教員は尋常科に多く、高等科には至つて少ない。然し女教員の活動すべき範圍と任務とは今後女教員の増加に伴ひ、種々研究を要すべきものが多くならねばならぬ。

資格及び待遇

第二節 資格及び待遇

資格

一、資格

小學校教員となるのには、法定上の資格即ち小學校教員免許狀を有しなければならぬ。而して該免許狀は府縣知事に於て(一)師範學校若しくは文部大臣の指定した學校を卒業した者、及び(二)小學校教員の檢定に合格した者に對して授與するもので、全國を通じて終身效力を有するものである。(令四〇、四一、參照。)

檢定

二、資格檢定

小學校教員檢定委員會

檢定を施行する爲には、各府縣に小學校教員檢定委員會が設けられる。該委員會は會長、常任委員、臨時委員を以て組織する。會長は府縣學務部長たる書記官を以て是に充て、常任委員及び臨時委員は府縣知事が是を任命する。(則九八—一二〇參照。)

檢定は學力、性行及び身體に就いて是を行ひ、無試験檢定、試験檢定の二種に分ける。(則一〇五參照。)

A 無試験檢定 無試験檢定は

- (一) 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若しくは高等學校高等科教員免許狀を有する者。
- (二) 高等學校高等科又は大學豫科を卒へた者。
- (三) 文部省直轄學校に於て某科目に關し、特に教員の職に適する教育を受けて是を卒業した者。

無試験檢定

- (四) 中學校又は高等女學校を卒業した者。
- (五) 公立私立學校認定に關する規則に依つて認定された學校の卒業者、專門學校入學者檢定規程に依り試験檢定に合格した者、及び一般專門學校入學に關し無試験檢定を受くる資格を有する者。
- (六) 其の他府縣知事が特に適任と認めたる者。
- (四) の各號の一に該當する者に就き、施行規則の規定に照して是を行ふ。但し(四)に該當する者に對して本科正教員の檢定を行ふ場合は、卒業後二個年以上小學校教育に従事した者、又は高等女學校の高等科專攻科若しくは修業年限一年以上の補習科で小學校教員に適する教育を受け、是を卒業した者に限る。

(則一〇七乃至一一二參照)

試験檢定

B 試験檢定

- (一) 小學校本科正教員の試験科目及び程度は師範學校の學科程度に準ずる。
- (二) 小學校准教員、專科正教員、尋常小學校本科正教員及び同准教員の試験科目及び程度は施行規則の規定に依る。(則一〇九―一一二參照)

待遇

檢定の出願は日本人たる限り何人でも出来る。但し(一)禁錮以上の刑に處せられた者、(二)破産者、(三)免許狀褫奪の處分を受け、三個月を経過せぬ者は檢定を受けることが出来ない。(則一〇四參照)

三、待遇

小學校長及び正教員は國家の官吏として待遇される。小學校教員は其の俸給が市町村から支出され、且特別の服務規律のある點から見れば官吏でないやうにも思はれる。されど小學校の教育は疑ひもなく、國家の事務で、其の教員は任官の手續に依つて任命されるものだから、是を官吏と認めることは正當である。但し俸給を國庫以外から受けるから純然たる官吏ではなく、待遇官吏であつて、一般には判任文官として待遇される。然し小學校長は特に是を優遇し、效績ある者は奏任文官の待遇を受け得る。是れ國民教育尊重の一進展である。准訓導代用教員は制度上待遇官吏ではないが、民法上の雇傭契約によつて職

奏任文官
小學校長
在職中
月俸
高
効績
あり

市町村立小學校長及教員の名稱待遇

務を行ふものではなく、實質上の官吏たる地位にあつて、教育上の公務に服するものである。左に教員の名稱待遇に關する法規を掲げよう。

○市町村立小學校長及教員ノ名稱待遇(明治二十四年十一月勅令第二一八號、昭和七年五月改正)

第一條 市町村立小學校校長及教員ノ名稱左ノ如シ

一、小學校長

二、訓導 小學校ノ正教員タル者ノ名稱トス

三、准訓導 小學校ノ准教員タル者ノ名稱トス

第二條 市町村立小學校長及訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ小學校長ニシテ效績アル者ハ奏任官ノ待遇トナスコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニヨリ奏任官ノ待遇ヲ受クル小學校長ノ待遇相當官等ハ高等官五等以下トス

第三節 職務及び服務

小學校教育の效果如何は各教員が誠實に其の職務に従事し、嚴格に

職務及び服務

職務
正教員
學校長

和而不同
小人

准教員
代用教員

服務

其の服務規律を遵奉し、各其の長所を發揮し、互に相信じ、協同一致して事に當るか否かに依つて定まるものである。今學校長及び教員の職務と服務とを明かにすれば次の如くである。

一、職務 學校長は所屬職員を督勵して、學校經營に關する内外の校務を掌理する職務を有するもので、實に一學校の首腦である。正教員は學校長の指揮を受けて兒童の教育を擔任し、且學級に屬する事務及び其の他分掌事務を掌り、更に當直勤務に服すべきものである。

准代用教員は本科正教員の指揮を受けて、其の職務を助けるものである。

小學校教員の職務は以上の如くであるが、事實に於ては單に學校内部のみに止まらず、進んで其の郷土の社會教育事務に關係し、地方教化の中心として活動せねばならない。(則一三四、一三五、一三六參照)

二、服務 小學校教員は一般官吏と同じく、官吏服務規律を遵奉すべき

ものであるが、特にその服務に關し、小學校令施行規則に左の如く規定されてゐる。

服務の精神

一、學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

居住の義務

二、市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニアリテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニアリテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス

營利に關する義務

三、學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役トナリ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス（則一三三、一三七、一三八、參照。）

尙他の法規により、制限を守るべき義務は左の通りである。

- 一、市町村立小學校教員は其の小學校を設置する地方自治團體の議會の議員を兼ねること、及び所屬長官の許可を受けねば、他の地方自治團體の議員の當選に應ずることを得ない。（市制、町村制參照）
- 二、衆議院議員を兼ねることを得ない。（衆議院議員選舉法參照）
- 三、政事結社に加入することを得ない。（治安警察法參照）

權限

第四節 權限

小學校長及び教員が、國の教育事務を執行するに就いて、其の職務上國家が與へた權利がある。この權利の範圍を稱して權限といふ。元來小學校長及び教員が、所屬小學校に於て國家の公務たる國の教育事務に當ることは、一面服務上の義務であると同時に、又職務上の權利でもある。故に其の職務の遂行に就いては、監督官廳たる地方長官及び

議員及び政事に關する義務

地方長官、文部大臣以外の者の監督を受けざる權

立小學校に勤績し、地方長官が成績佳良であると認め者に支給するものである。

特別加俸

(二)特別加俸 特別加俸とは、(一)本科正教員にして、市町村立單級尋常小學校に勤務する者に**單級加俸**を、(二)多級尋常小學校の一學年乃至四學年、五學年又は六學年編制の學級を擔任する本科正教員に**複式學級加俸**を、(三)僻陬地の市町村立尋常小學校に勤務する本科正教員及び專科正教員に**僻陬加俸**を給する。(四)而して同一府縣内に於て僻陬地の市町村立尋常小學校に五年以上勤務する者には、右特別加俸の外僻陬地増加加俸を加給する。

二、諸給與及び旅費

市町村立小學校教員の教授時數が一週三十二時を超える場合には之に手當を給し、公務を以て旅行する時は府縣知事の定めた規程による**旅費**を支給する。又實費辨償として宿直者には**賄料**を、職務のために傷痍を受け、若しくは疾病に罹つたものには**療治料**を、土地の情況に依つては**住宅料**を、又特に勤勞のある者には**慰勞金**を給することが出来る。(則一五八—一六三參照)

諸給與及び旅費

旅費

死亡賜金

三、死亡賜金 市町村立小學校教員が死亡した時は、在職中と休職中とに拘らず、其の教員の最後の**俸給月額**の四ヶ月分に相當する金額を死亡賜金として遺族に給する。

四、其の他の待遇

(一)女教員産前産後の休養

分娩は人生の大義であるから是を保護する爲、女教員には分娩豫定日前二週間、分娩後六週間の休養が出来るようにしてある。(大正十一年九月文部省訓令第十八號參照)

(二)效績者選奨

教員又は其の他の者で、小學校の教育に従事し、多年勤續して其の效績顯著の者は、明治三十八年制定の小學校教育效績狀規程によつて選奨され、文部大臣から表彰される。

(三)市町村義務教育費國庫負擔

小學校教員は本俸が市町村費支辨なる爲、十分に其の地位の安定が望まれないといふので、義務教育費の國庫負擔額を設定し、次第に是を増加した。

其の他の待遇
産前産後の休養
效績者の選奨
義務教育費國庫負擔
我國の義務教育に要する教員俸給費は總額一億六千八百萬圓にて、負擔法による國庫支出金は約五割一分の八千五百萬圓である。

恩給

第六節 恩給

小學校教員は他の官吏と同様に、服務規律に依つて營利的事業を營むことを禁ぜられ、一意國の教育事務の爲に全力を傾注すべきものであるから、政府は明治の初年既に恩給の制度を立て、大正十二年四月法律を以て改めて恩給法を公布して、公務員及び其の遺族の生活を保障し、以て老後の憂を懐くことなく、安じて其の職務に従事せしめんことを期した。

$$\frac{a}{3} + \frac{2}{150} (n-17)a$$

普通恩給

$a = \text{年俸} = \text{月俸} \times 12 + \text{年加俸}$

$n = \text{勤続年数}$

一、普通恩給 教育職員(小學校教員を含む)在職十七年以上で退職したときは、普通恩給を支給される。其の年額は在職十七年以上十八年未滿のものには、退職前の俸給年額百五十分の五十とし、十七年以上一年を増す毎に、其の一年に對し退職前の俸給年額の百五十分の一を加へた金額とする。但し在職四十年を超ゆる者は、之を四十年として計算する。(恩給法六二參照)

代官教員は恩給を受ける権利を有する。
 准則は年分にならざる。
 休職年数は年分には算入しない。
 退職年分は年分には算入しない。

又在職十七年未滿の者でも、公務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹り、不具廢疾と爲つて退職したときは、在職十七年の者に給すべき普通恩給を給せられる。(恩給法四六參照)

退職三年以上七年以上は、一時恩給を受ける権利を有する。
 退職三年未満は、一時恩給を受ける権利を有する。

二、一時恩給 教育職員にして在職三年以上十七年未滿で退職したときは、一時恩給を給せられる。其の金額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職の年數を乗じたる金額とする。(恩給法六七參照)

三、扶助料 教育職員の遺族は妻未成年の子、夫・父母成年の子、祖父・祖母の順序に依り、左の場合に於て扶助料を給せられる。

- (一) 在職中死亡し、其の死亡を退職と看做すときは、之に普通恩給を給すべきとき。
 - (二) 普通恩給を給せらるゝ者死亡したるとき。
- 其の年額は普通恩給年額の十分の五に相當する金額とする。但し

當然休職

- (五) 私立小學校の教員又は外國で本邦人を教育するために設置した學校の教員となつたとき。
- (六) 刑事事件に關して起訴されたとき。

當然休職 市町村立小學校教員にして、陸海軍の現役に服したる者は、當然休職になる。但し短期現役兵として服役する者は此の限りではない。(則一二三、一五二兵役法一〇、參照)

退職

二、退職 市町村立小學校正教員が、左の各號の一に該當した場合には、府縣知事は之に退職を命ずることが出来る。

- (一) 不具廢疾又は身體若しくは精神の衰弱に因つて、職務を執るに堪へないとき。
 - (二) 傷痍を受け若しくは疾病に罹つて、其の職に堪へないため、又は自己の便宜のために退職を願したとき。
 - (三) 休職者が復職したために、其の代員を要しないとき。
- 當然退職** 市町村立小學校の正教員が、左の各號の一に該當すると

當然退職

失職

- きは、當然退職となる。(則一八參照)
- (一) 當該學校が廢せられたとき。
- (二) 休職の期間が満ちたとき。

三、失職 市町村立小學校教員が死亡、日本の國籍喪失、又は重大なる非行の爲、所謂資格喪失となる場合には當然其の職を失ふ。後者の場合左の如し。

- (一) 禁錮以上の刑に處せられたるとき。
- (二) 破産の宣告を受けたるとき。(以上合四九、參照)
- (三) 免許狀褫奪の處分を受け又は免許狀が效力を失ひたるとき。(則一二九、參照)

○ 第八節 懲戒處分・業務停止

一、懲戒處分

市町村立小學校長及び教員が職務上の義務に違背し、若しくは職務

刑
 体
 死
 懲
 革
 罰
 科
 金
 科
 罰
 科

懲戒處分

を怠つたとき、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する所爲のあつたときは、府縣知事は之に對して懲戒處分を行ふ。懲戒處分には譴責減俸及び免職の三通りある。(令四八參照)

譴責は文書を以て公然戒飭するもの、減俸は一個月以上一個年以下の範圍に於て俸給月額三分の一以下を減給するもの、免職とは教員の職を罷免するものである。免職の處分を受けた者は、二個年を経過しなければ、再び教員の職に就くことは出来ない。尙教員としての體面を汚辱する行爲があつて、其の情狀の重いものは免許狀を褫奪される。(令四九則一四二、二四三、參照)

業務停止

二、業務停止

私立小學校長及び教員は、市町村立小學校教員と同じく、國民教育に關與するものであるけれども、國家は是を官吏として待遇しない。従つて、市町村立小學校教員の懲戒されると同様の所爲があつた場合に

は、府縣知事は一個月以上二個年以下其の業務を停止する。(令四八、則一四五、參照)

處分の解除

免職若しくは業務停止の處分を受けた教員にして、改悛の實顯著なものは、其期間内でも、府縣知事に於て特に文部大臣の認可を受け、其の處分を解くことが出来る。又府縣知事が行つた免職若しくは業務停止又は免許狀褫奪の處分に對して不服のある者は、文部大臣に訴願することが出来る。(令五〇、則一四七、參照)

訴願

教育者たるの精神職能

第九節 教育者たるの精神及び職能

教育は日本民族完成の偉業で、皇運扶翼の大理想到に貢獻し得べき國民の養成を目的とする。即ち國民各個の個性に基き、其の心身の能力と皇道精神とを發揚して、大國民たるの人格を完成することである。かゝる天地の化育に等しき大精神は、我等教育者の正に所有すべき根

本精神であり、教師の職能は皆これから發する。唯我等は學校といへる特殊の機關を通して、この事業に参加するものであるから、其處に若干の特殊性がある。

師弟共に人格の完成に志す點から見れば、教育は即ち修養であり、師弟は求道の同行者である。又共に我が國家社會乃至我が學校の建設者である點から見れば、共働者であり、同僚である。然し教育は自然の兒童を理想人となすべき使命を有して居るから、この點より見れば教師は教育の發動體であり、指導者、援助者である。従つて教師は兒童から見れば、修養の目的であり、模範であり、救主でなくてはならぬ。實に Friend and Teacher の考こそ、教師の正しき姿である。

更に考ふるに、學校教育に於て教育の力となるものは、教師の外に文化と設備とがある。けれども、是等を動かして教育の力たらしめるものは教師である。總ての最後は人にありとは此にも適用される金言

同行一慈一愛
示範一嚴一純

德化

董化

隨順

親子
心

澹而後教
化入易也

先生は心を得
小學校教員
心得

設備規定

である。

昭和六年十月三十日賜はりたる勅語に「健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ德化ニ埃ツ」と仰せられ給ふ。我等は教師の職務の偉大性と責任の重要性とを悟り、大に人格を磨き、教育者たるの精神を涵養すると共に、其の職能完成の爲に、更に教育事業經營の才能を練成せねばならぬ。蓋し教育經營上の識見、意氣、信念等は亦是れ教育者たるの精神の發露でなくてはならぬ。

明治十四年六月文部省達第十九號を以て發布された、小學校教員心得は、以上の精神を具體的に表はしたるもので、國民教育者の服膺すべき規箴である。

第七章 小學校の設備

第一節 設備規定

小學校は人的要素、物的要素及び教科の三條件から構成される。廣く見れば是等全部が設備であるが、此にいふのは物的設備で、校舎、校地、校具及び體操場、教員住宅等である。小學校令及び同施行規則には左の如く規定してある。

(令)第二十九條 小學校ニ於テハ校舎校地校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舎校地校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

右の外衆議院議員選舉法(大正十五年五月法律第四七號)第四百十條に依り、小學校の校舎は衆議院議員の選舉演說場に使用し得る。但し、衆議院議員選舉法施行令第七七條、七八條、八〇條、八一條に依らねばならぬ。

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

(則)第六十四條 校地校舎體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上並ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ
校舎ハ教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス
第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

設備の必要

設備に關する規定は、從前設備準則と稱する細密なものがあつたが、一面には教育の普及と時勢の進展とのため、一面には畫一の弊を避け、地方の民度に從つて適宜に施設させるため、之を改正してたゞ大體の要綱を示すことゝなつた。然し設備を輕視してはならぬ。世間往々設備は末で人は本である、苟も教員に其の人を得さへすれば、設備の如きは毫も顧慮するに足らぬと説くものもある。其の言ふことは如何にも壯快で、且本末論から見れば、固より肯綮に當つて居るけれども、凡そ物的設備は教育上大切な方便で、其の有無良否は、教育の效果に至大の關係があるから、不斷の研究と改善とを怠つてはならぬ。唯物には限度があるから出來得る限り經濟的の施設經營法を講ずると共に、絶

えず修理保管に努めねばならぬ。而して校舎の新築・増築・改築に就ては、市町村長は學務委員の意見を徴して立案し、私立學校同様、府縣知事の認可を受けねばならぬ。

校地

第二節 校地

小學校は地方文化の中心であり、國民教育の事業は永久的のものであるから、校地は教育上の要件に依つて最も公平に且慎重に選定されねばならぬ。校地選定の要件は凡そ左の通りである。

一、面積 校地の面積は、學校の種類及び兒童數の多少に依つて相違があるけれども、將來人口の増殖を見越して成るべく廣く取つて置くがよろしい。

二、位置 校地の位置を定めるに就いては通學上・道徳上・教授上・衛生上及び風致上の要件がある。

校地選定の要件

面積

位置

通學上

(一) 通學上 校地は市町村又は學區の略、中央部を選び、全體の兒童が通學するに最も便利な場所でないならぬ。而して兒童通學の最遠距離は尋常科では約三軒、高等科では約四軒を限度とするがよい。

道徳上

(二) 道徳上 校地は成るべく閑靜で卑俗ならぬ場所でないならぬ。幸にも道徳上好影響を與へるやうな歴史的地點があれば、眞先に是を利用するがよい。風紀を害する建築物の附近などは、斷じて避けねばならぬ。

教授上

(三) 教授上 兒童の注意を亂すやうな所は、避けねばならぬ。故に工場・製造場・市場・停車場の附近はよくない。

衛生上

(四) 衛生上 高燥開潤で空氣の流通や日當りがよく、排水も亦宜しきに適ひ、且多量の良水を得易い土地を選び、煤烟の飛散する地や、有毒瓦斯有機物等の發散する地を避けねばならぬ。植物質・粘土質等の地を避け、岩石・砂土・石灰等を包含する地を擇ぶがよい。

風致上

(五) 風致上 以上の外眺望に富み、山川草木等の自然美に恵まれた土地は教育上の効果が多い。

校舎

第三節 校舎

要件

校舎を建築するに當つては教授・訓練・管理及び衛生の四點を考へ、經濟の許す限り、便利と堅牢とを旨とし、且防火・防風・耐震等の用意あるを欲する。

形状

校舎の形状は一字形・二字形・三字形又は工字形・凹字形等がよい。

方向

二棟以上並立する場合には、相互の距離は少くとも建物の高さ以上の距離を置いて、光線の射入を十分にすべきである。方向は地形及び風向に依つて加減しなければならぬが、原則としては南向き若しくは東南向きがよい。西南向きも亦わるくはない。設置すべき校舎の部分は、凡そ左の通りである。

普通教室

一、普通教室 大きさは長さ九米、幅七米半とし、この面積は地方經濟の都合により伸縮出来るが、兒童一人に付一米平方(一坪四人詰)の割合よ

り下らないことを標準とせねばならぬ。今日の教室は單に兒童を收容するだけでなく、後方に學級文庫・學級博物館・成績品展覽場・共同作業場等を設ける必要があるから、相當の余地がなくてはならぬ。又天井の高さは牀面を距ること三乃至四米、牀の高さは地面を距ること〇七米以上とし、牀下の四方には風抜を設けるがよい。採光窓は坐席の左方に採り、總面積は、牀面積の六分の一以上とする。但し其の上部を廻轉窓としても可い。

教室内の壁色は灰色・淡綠色・淡黃色・淡褐色等の中性色を可とし、窓掛の色は中色又は白色を可とする。

教室には煖房の装置をなし、且二個の出入口を設け、引戸又は外開のドアとするが普通である。

特別教室

二、特別教室 小學校に於て必要な特別教室は、唱歌教室・裁縫教室・作法

教室・手工工業教室・實業教室・作業室・理科教室・家事教室・圖畫教室等で

あるが、尙ほ最近の要求として郷土室・映寫室等を望む。是等の教室は普通教室と異り、機能發揮の爲には設備上の研究を要する點が多い。

三、御影並に勅語謄本奉置所 奉置の爲特に奉安殿を設けることは望ましいが、多數の學校ではむつかしいから、講堂若しくは教員室の一部を適當に區劃して嚴重に奉置すべきである。この場合には据付奉安庫がよい。

四、講堂 修身講話をなし、諸種の儀式や會合等を催し、又は合同教授を行ふために最も必要である。經濟上の都合に依つては屋内體操場と兼用にしても差支ない。此の場合には階下に設けた方がよい。形は長方形とし、音の共鳴を防ぐ工夫をせねばならぬ。近來町村の社會教育事業が著しく進歩して來て、度々集會せねばならないから、講堂は町村用としても必要である。

御影並に勅語謄本奉置所
奉置の爲特に奉安殿を設けることは望ましいが、多數の學校ではむつかしいから、講堂若しくは教員室の一部を適當に區劃して嚴重に奉置すべきである。この場合には据付奉安庫がよい。

講堂
ステージは成るべく廣くとり、奉安室は清楚森嚴なるを尊ぶ。

廊下

五、廊下・昇降口・便所 廊下は片廊下を常例とし、其の幅は二乃至三米とし、適當な場所に流出裝置の手洗場を設けるがよい。

昇降口
便所

昇降口は兒童數に應じて廣くとり、履物及び傘置場を設け、成るべく男女を區別し、常風の方向を避けねばならぬ。便所は校舎と別棟にし、常風の方向を避け、校舎及び井戸より八米以上離れ、糞壺、尿溝、注壁等は不滲透物を以て造り、臭氣拔を設ける。而して其の數は男兒百人について大便所二個所以上、小便所四個所以上、女兒百人について五個所以上の割合とするがよい。由來我國の小學校では便所の設備を輕視する風があるが、公德心や清潔心を養ふ爲には相當の注意を要する。

六、其の他 設置すべきものは、**教員室・宿直室・衛生室・教員住宅**等である。

體操場及實習地

第四節 體操場及び實習地

體操場

體操場は寧ろ運動場といつた方が包括的で、實際に適合すると思はれるが、法令の上には、やはり此の語が用ひられて居る。

體操場は兒童の體育上及び訓練上極めて重要な一大教室であるから、出來得る限り其の設備を完全にして、兒童の心身に好影響を與へるやうにしなければならぬ。かの英國の教育は運動場に於て行はれるといはれることや、最近國民體位向上の聲の高きに鑑み、これが經營には一層の注意を拂はねばならぬ。

體操場には屋外體操場と屋内體操場とある。

屋外體操場

一、屋外體操場 面積は廣きを要する。獨逸では兒童一人につき三米平方を標準とし、我が國の全國學校衛生技師會議でも三米以上としてゐる。而して其の地表は適度の硬度彈力を有し、平坦で排水佳良なるべく、其の位置は成るべく校舎の南方又は東南方に定め、周邊には樹木を植ゑて防風又は日蔭の用とし、内に競技用設備をなし、四邊

屋内體操場

に種々の固定した體操用具及び遊具、即ち鞦韆・滑臺・土俵・攀登木・築山・肋木・並行棒・鐵棒・砂場等を設備し、實用と趣味との増進を圖るがよい。更に近來小學校でも水泳用プールの必要を感ずる。

二、屋内體操場 地方によつて必要度を異にするやうであるが、若し專用のものを設けることが出來なければ、講堂兼用又は兒童控所兼用としても差支ない。而して其の形は成るべく長方形にして面積を廣くし、牀は板敷とし、光線の射入を十分ならしめ、通風の裝置を完全にし、更に諸種の體育設備をなし、又樂器をも備へて置くがよい。

實習地

*ベルギーは果樹園藝を小學校の必修科とし、佛國及びカナダも亦其の施設を強要してゐる

三、實習地

主として農業の實習に供用される土地である。元來農業教授の効果は是れに俟つものが大であるから、法令を以て其の設備を強制してゐる。國家も少なくない。農業實習地の面積は作物の種類、學年の高下に依つて差はあるが、經濟が許せば兒童一人當り畑地四坪、水田二坪を標準としたい。而して其の施設は必要に應じ、實習

用田圃、植林園、動物飼育園等を設けねばならぬ。かかる用地の設定には府縣知事の認可を必要とする。

校具

第五節 校具

小學校の經營を爲すには、其の規模の大小に應じて相當の校具を備へなければならぬ。蓋し教育の効果は校具の設備に負ふ所が多いからで、程度の差こそあれ、軍隊に於ける武器と同様である。唯要は華を去り實に就き、簡易堅牢で教育的價値の大なるものを選むと共に、經濟的購入法の研究をなし、更に不斷に手入及び修理を加へて、其の壽命を全うせしめる工夫が必要である。蓋し校具を愛用せないものは教育の眞劍味に缺ける所があるものである。

今校具を**教授用具**、**教室用具**及び**事務用具**の三種に分けて、通例備ふべきものを左に列記しよう。

教授用具

一、教授用具

圖書器械、標本類は各教科の教授に必要なもの及び教師兒童の參考用、實習用のものを選び、更に郷土資料及び教育法令、修養書類等を蒐集すべきである。而して圖書は學級兒童の爲の**學級文庫**、全校兒童の爲の**兒童圖書室**、地方人の爲の**學校圖書館**を設けることは望ましい。又兒童學習の參考となるべき機械標本類を集めて、**兒童博物館**を作るもよい。米國に於ては夙に行はれてゐる。

教授用具の蒐集には**教辨物細目**を作り、計畫を立て、是を設備すべきもので、教師の創作に俟つべき部分が多い。而して是れが使用能率を高める爲には、整理保管の方法にも十分の工夫がなくてはならぬ。是の點に於て**圖書館**、**博物館**等の研究を利用すべきである。

教室用具

二、教室用具

教室用具は、平常教室に備へつけておくべき器具であるから、總て堅

兒童用机腰掛

兒童の身長に即して
おのちのこころを
たげられぬ

牢で使用に便利なものを選ばねばならぬ。

(一) 兒童用机腰掛 兒童用机腰掛は教授上管理上衛生上殊に兒童の身體の發達保健及び姿勢と重大な關係を有するものであるから、これを新調するには十分に研究されたものでなくてはならぬ。従つて其の選定の主義は教授上の便利を第二とし、衛生上の要件を第一としなければならぬ。

兒童用机腰掛の構造は千態萬様であるが、その寸法は大正十年九月文部省通牒「學校用机腰掛ノ標準」に依ることゝなつてゐる。而して同一學年の中でも、其の高さを二三種に分ち、各兒童の體格に應じて是を配置し、使用の際は机腰掛の離尺に注意し、正しき姿勢をとらすべきである。

黑板

(二) 黑板 黑板には大黑板・小黑板・グラフ黑板・回轉黑板等がある。是等は何れも檜朴等の材を用ひ、漆塗艶消仕上によるがよい。大黑板は

一教室毎に前後二個所にほしい。

事務用具

三、事務用具

これに屬するものは、學校の經營管理に直接必要なる一切の用具で、儀式用具・教職員室用具・救急室用具・宿直室用具・小使室用具・接待用具・時計・報時器・消火器・煖房器・唾壺・掃除用具等である。

第八章 小學校の經費

第一節 經費の負擔

經費の負擔

市町村の負擔

小學校の設置に伴ひ、(一)設備及び其の維持の費用、(二)職員の俸給、旅費、其の他諸給與、(三)校費等の費用を要する。是等の費用は當該市町村が負擔するのを本則とするけれども、學校設置の事情により、學校組合又は其の學區が是を負擔し、兒童教育事務を他に委託した場合には、是を

委託した市町村、學校組合又は其の學區に於て當然其の費用を負擔し、學區長及び其の代理者並に學務委員が國の教育事務を執行するために要する費用も、亦其の自治體の負擔すべきものである。

(令五一、五五、參照)

然し義務教育は國家必要の施設であるから、市町村自治體の負擔のみとせず、府縣又は國家が適當の補助を與へることになつて居る。

府縣の補助

一、府縣の補助

(一) 一町村の資力が、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へないのみならず、其の設置のために、他の町村と學校組合をも設けることが出来ない場合、(二) 町村學校組合の資力が、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合、又は町村學校組合の一部たる町村の資力が、其の學校組合の費用の負擔に堪へない場合、(三) 町村又は町村學校組合の資力が、兒童教育事務の委託に關する費用の負擔に堪へない場合

の、何れかに該當するものと府縣知事が認められた場合には、府縣參事會の意見を聞いて、町村又は町村學校組合に相當の補助を與へなければならぬ。(令五三、參照)

右の外、府縣は市町村立小學校教育費ヲ補助セシムル爲北海道地方費及府縣費支出ノ件(明治四十年勅令第二百十七號)に依り、市町村立小學校教育費國庫補助法に基づいて配賦される額に等しい金額を支出して、市町村立小學校教員の加俸、又は住宅費の補助に充てねばならぬ。

國家の補助

二、國家の補助

國家は國民教育尊重の爲、市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十二年法律第三號)を公布し、毎年國庫から補助金を支出し、一定の標準によつて是を各府縣に配賦して市町村立小學校教員の年功加俸、及び市町村立尋常小學校教員の特別加俸に充てることを規定し、更に教育基金令(明治三十二年勅令第五號)を發布し、教育基金の利子を各府縣に配當して、市町村立尋常小

*教育基金は明治二十七八年戰役の結果、清國から得た償金中から一千萬圓を割いたものである。

學校の校地、校舎の設備費に貸付し、且市町村立小學校教員の疾病治療料並に教員の獎勵、其の他普通教育の普及改善に關する費用に充つべきことを規定した。

然るに大正七年三月に至り、政府は更に法律第十八號を以て、**市町村義務教育費國庫負擔法**を發布し、毎年一千萬圓を支出して、市町村立小學校教員の俸給の一部を、國家自ら支辨することゝした。是れが小學校教員の地位の安固を圖ると共に、市町村經濟の緩和を計ることゝなり、教育界の一大福音となつた。爾後屢次の改正に依り、其の額は次第に増加し、昭和五年には八千五百萬圓となり、教員俸給總額の五割一分を占めるに至つた。然しこれに對する議論は尙ほ止まず、理想としては全額負擔の聲が高い。

尙短期現役兵たる市町村立小學校正教員の俸給(三分の二減給)に對しては、**短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法**(大正十年三月三十日法律第十七號)により、國庫が

英國

是を負擔して市町村に交付する。

經費の補助に關し、外國の事例を見るに、英國では國家が教育費の補助をなすことにより、文政の實權を次第に中央政府に收めんとする方針である。現行規定には地方初等教育費の二分の一以下三分の一以上補助すとある。一九三〇年には、國庫補助金は義務教育費全額に對し、五四%である。

米國

米國では教育行政の權は大體ディストリクト、又はタウン等の自治體にあり、州及び County は之に補助及指導を與へることを主とし、聯邦國家は特別事項の外、一般に教育行政には關與しない。其の額は地方によつて異なるが、一九二五年には州の補助金は地方教育費の一五%、County は一一・一%である。

佛國

佛國の現行法では公の初等教育の經費は國、縣、市町村の負擔と定め、國縣は主として俸給、加俸、旅費等を給し、市町村は物件費及び住宅料を

獨逸

負擔する。

獨逸は憲法に於て、學校の設備は聯邦、邦及び地方團體の協力を原則とするが、實際は邦に任せてあるもの多く、人件費の補助額は邦の任意であり、物件費は多く市町村の負擔である。一九二六年には邦は五四、〇五%、地方團體は四二、五二%の負擔である。

經費の豫算

第二節 經費の豫算

豫算案

市町村に於ける經費の豫算は、毎年市町村長に於て豫算案を調製し、市町村會の議決を経て確定するもので、其の豫算の執行も亦市町村長の職權に屬する。故に市町村立小學校に關する經費の豫算は、當然市町村長の調製すべきもので、學校長、教員には法規上何等容喙すべき權利はないけれども、其の學校の事情に精通して居る學校長の意見を徵するは、市町村長たる者の當然の處置であり、これに向つて努力するは、

豫算の執行

學校長としても職務に忠實なる所以である。

豫算の執行についても實際上の便宜に基き、市町村長は通常の備品、消耗品等の購入に就ては、支出金額の最多限と手續とを定めて學校長に委任するが得策である。

地方財政と教育費

豫算に對しては、更に地方財政との關係を考慮する必要がある。即ち教育費は地方財政の重要な部分を占めて居り、市に於ては約一割五分なるも、町村に於ては約四割以上に達し、殊に貧弱町村に於ては六割以上にも及ぶものがある。しかのみならず、近時町村の財政は年々逼迫を告げ、赤字に繼ぐに赤字を以てするものもある有様である。故に學校經營者は思を茲に致し、教育の効果を確立し、市町村の期待に副ふやうにせねばならぬ。

授業料

第三節 授業料

教育の機會均霑主義に則り、學校全部に無月謝主義を實施するは世界の輿論である。我が國に於ても、明治三十三年以來義務教育の故を以て尋常小學校に於ては無月謝制度を採用してゐる。然し我が國の狀態は未だ諸文明國と並進するまでに行つて居らぬ。即ち市町村の資力が不十分であるか、又は就學の普及を妨げない場合には、特に府縣知事の認可を受けて授業料を徴收することも出来る。但し此の場合には、市は一個月二十錢以下、町村又は町村學校組合は十錢以下とし、學年に依つて差等を設けることを許さないことになつてゐる。

(令五七、則一七四、一七八、參照)

高等小學校に於ても無月謝制度を望むが、學校の性質が強制的のものでないから、授業料の徴否は市町村の隨意である。若し是れを徴收する場合には、市は一個月六十錢以下、町村又は町村學校組合は三十錢以下に於て其の金額を定め、府縣知事の許可を受けなければならぬ。

授業料の徴收

授業料を徴收して居る尋常校又は尋常科は全國で六四三校あり東京府過半を占め、神奈川県、兵庫これにつぐ(昭和七年度調)

授業料の免除

授業料の減額

授業料の收入

尙特別の事情あるときには、市町村又は學校組合に於て、府縣知事の認可を受け、期間を定めて、前記の制限を超えた授業料を徴收することも出来る。然し戰時事變(下士官以下平時でも)に際し、公務の爲從軍し、公務の爲死亡其の他の事故ありし者の子及び弟妹は、事故の生じた翌月から授業料を免除する。又同從軍中の子及び弟妹若しくは貧窮のために授業料を納め得ないものに對しては、市町村長はその全部又は一部を免除することが出来、又一家の兒童が二人以上同時に就學するときには授業料を減額することも出来る。(則一七五、一七六、一八〇、一八二、參照)

市町村立小學校の授業料は市町村學校組合又は其の學區の收入となるもので、直ちに是を學校の費用に充當すべきものではない。又是を徴收することは市町村吏員の管掌に屬し、教員の直接に關與すべきものではない。(令五八、參照)

第三編 學校衛生

第一章 學校衛生の必要及び機關

學校衛生の必要
 一、病にやういふものは、
 二、病にやういふものは、
 三、病にやういふものは、
 四、病にやういふものは、
 五、病にやういふものは、

身體の健康が人生に於て豫想以上に重要な位置を占めることは、社會生活の經驗あるもの、齊しく體認する所である。のみならず國民の體力の優劣は國運の盛衰消長に重大の關係があることは火を見るよりも明らかである。故に學校生活に於て兒童及び教員の被る身體上の危害を防ぎ、且その健康を保護増進する方法を講ずるは學校の重要任務である。兒童の心身は共に未成熟であるから、抵抗力も弱く、複雑の學校生活は動もすればその發育を阻碍し、疾病を誘發する誘因となることがある。のみならず、學校は多數の兒童が集合する場所であるから、病毒を傳播する虞も少くない。學校衛生は消極的にこの障害

四、病にやういふものは、
 五、病にやういふものは、

學校衛生機關
 *一般衛生事務は厚生省所管

を豫防すると共に、積極的に健康増進の途を講ぜねばならぬ。而して學校衛生は體育と異り、教育そのものではなく、教育を施すに必要な手段を講ずるに在る。然し元より教育に關する事務であるから、一般衛生事務と區別して、文部省に屬せしめ、省内(體育課)に體育官を置き、道府縣にあつては學務部の所屬として、**學校衛生技師**を置き、學校には**學校醫**を置く規定である。然し學校衛生は學校醫の獨占に任ずべきものではなく、學校教育事務として學校職員に於ても、是を掌理すべきものである。唯事務の整理統一上學校醫の意見に基いて處理するを適當とするのである。

第二章 日常の學校衛生

第一節 設備上の衛生

設備上の衛生

校舎に於ける衛生

校地の選定、校舎の構造に就ては既に是を述べたが、其の使用に關し、校地にあつては排水、撒水の工夫が必要であり、校舎にあつては採光、通風、煖房等の調節を圖る要がある。更に井戸、便所、湯呑場、手洗場、足洗場等の設備運用にも注意すべきものが少くない。今校舎に於ける衛生について述べよう。

採光

一、採光 日光が兒童身體の發達に如何に必要であるかは、近來益々明瞭となつて來た。一體に舊式の校舎は窓が少くて暗いから、眼を害するのみならず、潑刺たる精神活動を起させることが困難である。殊に日光は殺菌力があるから、室内には十分の光線の射入を必要とする。然し學習の場合には直射光線は避けねばならぬ。

通風

二、通風 人の呼氣の中には炭酸瓦斯や有毒性の揮發物を多く含有してゐるから、常に換氣法に就いて周到の注意を要する。兒童一人について毎時要する新鮮な空氣の量は約十五立方メートルであり、既

日光・空氣に親しめ

説の教室の面積はこの要求に叶ふやうになつて居るが、若し空氣千分中に一分の炭酸瓦斯を含有すると、最早不潔となつて、頭痛、眩暈を生じ、甚しきは卒倒することも珍しくない。故に平常は、窓戸を開放して通氣を自由ならしめ、嚴寒の季節でも、毎時課業の終には窓戸を開くを例とするがよい。

日光及び空氣が特に保健上有効なるは、紫外線及びオゾンを含むからである。近時歐米に於ては露天學校、開窓教室が相當の成績を示して居り、我國に於ても林間學校、臨海學校、野外生活や水泳が次第に認められて來た。學校の日常に於ても放課の時間は努めて兒童を戶外に遊ばせるがよい。

三、煖房 教室の溫度は華氏の六十度を最も適當とする、故に冬季は煖房の設備をせねばならぬ。

煖房の設備には種々あるけれども、最も完全なのは蒸氣煖室法で

煖房

清潔法

ある。しかし多額の費用がかかるから、是を一般の小學校に及ぼすことは出来ない。現時廣く行はれてゐるのは火鉢で、次は煖爐である。經費が許すならば煖爐がよいが、煖爐は室内の空氣を乾燥させて呼吸器を害する虞があるから、常に水蒸氣を發散させる必要がある。又絶えず少量の燃料を加へて室内の溫度を均一にすることを計らねばならぬ。火鉢を用ひる場合には、炭酸瓦斯の發生を少くするため、室外で烈火となした炭火を盛るがよい。

四、清潔法 學校は校地、校舎を始め一切の設備に對し、常に清潔を保たねばならぬ。これ營に衛生上必要なるのみならず、兒童の徳性涵養上必要である。

兒童に掃除を課すべきか否かの問題があるが、普通兒童には便所其他特別の場所を除き、且衛生上適當の注意を加へたならば、必ずしも禁止するには及ばないのみならず、訓練上自治及び勤勞清潔愛好の習慣を養ふに最も適した作業だと謂つてよからう。學校清潔法に就ては、大正十五年十二月文部省訓令第二十六號を以て公布された學校清潔法の規程がある。

第二節 教授上の衛生

學校生活の大部分を占め、しかも心力を勞することの最も多いのは教授時間であるから、教授に當つては衛生上周到の注意を拂はねばならぬ。

一、姿勢 姿勢を正しくすることは保健上並に發育上大切な許りでなく、精神安定の爲にも亦必要である。故に古來姿勢法は各方面に於て發達して來た。

姿勢が整はないで、上體が或は前に傾き、或は左右に偏するなどのことがあると、遂に脊椎彎曲症に陥り、呼吸及び血行の機能を妨げ、内

學校清潔法
教授上の衛生

姿勢

*正座法、座禪、茶道、論、弓術、軍人など、それらの姿勢法がある。

姿勢の標準

着席の姿勢

臟諸器や脳神經等を害するやうになり、又作業能率を低下させる。此の故に小學校では、設備上机腰掛の構造採光の適否等に注意するは勿論、教師は身を以て模範を示し、常に兒童の姿勢を正常にさせるやうに訓練しなければならぬ。姿勢の標準は左の如くである。

(一) 着席の姿勢 上體は自然の直立を保ち、其の重心點が兩坐骨結節の中間に落ちる位置をとり、背部を軽く椅背に接し、倚りかゝつてはならぬ、兩脚は自然に開き、兩下腿を垂直にし、兩足は平に床面を踏み、肘は張らずして、兩手を股の上に置き、前方を正視する。

直立の姿勢

(二) 直立の姿勢 兩足を揃へて爪先を開き、膝を伸ばし、下腹部に少しく力を入れて上體を眞直にし、兩手を自然に垂れ、眼は前方を正視する。

讀書の姿勢

(三) 讀書の姿勢 前二項の姿勢を保ち、着座の場合には、机と腰掛とを無距離又は加距離とし、眼と書物との距離は約四〇センチとし、兩手で書物の兩下端を持ち、やゝ傾けて支へる。直立の場合は書物の下端を兩手で持ち、肘を少しく前に出し、書物を四十五度の角度に保ち、眼との距離を約四〇

書寫の姿勢

センチとする。
(四) 書寫の姿勢 机と腰掛とを減距離とし、紙又は帳面を正面に置き、上體を少しく前方に傾け、紙と顔との距離を約四〇センチとし、左上臂は軽く體に接し、紙面を押へる。

文字

二、文字 教科書や筆記帳等の文字は兒童の視力及び姿勢に大關係がある。殊に近年近視眼となるものが次第に多くなる傾があるから、注意を要する。教科用圖書の文字や印刷等に就いては、文部省で夙に其の標準を定めてあり、現國定教科書は是に據つて居る。教師の板書文字は成るべく大きく且鮮明に書くやうにし、兒童の筆記文字は小に失せぬやう注意を要する。

兒童の席次

三、兒童の席次 教授及び訓練上の見地よりする外、衛生上の見地に立ち、近視・重聽・虛弱兒の爲に適當の座席を與へ、又一年數回席次の交代を行ふがよい。

學習時間
休憩時間

挿入可
ハスト
トマセ

四、學習時間・休憩時間

教授に於ては常に教材の程度・分量・教科の交代・學習時間の長短等に注意し、兒童に對する過重の負擔を避けねばならぬ。

作業能率よりすれば、知識教科は午前によろしく、技能教科は午後に適する。又性質の異なる教科の交代は氣分の轉換に都合がよい。更に學習時間と休憩時間との分量は疲勞及び疲勞恢復に直接の關係を有し、學習時間を重ねるに従つて疲勞は多くなるから、休憩時間を増す法を採り、年齢の高下に應じて是を斟酌するがよい。

又毎日の始業時刻及び宿題の分量は家庭の事情・通學の距離及び季節等に鑑み、兒童の睡眠・適度の遊戯時間等を妨げぬやう注意を要する。

五、疲勞

兒童の注意が集中しなければ教授の効果はない。然し注意の持續力は兒童の年齢に依つて種々の差があるから、學習作業の長

疲勞

さは是れに適應させなくてはならぬ。蓋學習作業の後には疲勞を生じ、疲勞が其の度を過ぎれば心身の衰弱を來す種々の病患の因をなすものである。疲勞の徵候としては身體の各部が動搖し、欠伸し、私語し、顔面や皮膚が光澤を失ひ、感覺が不正確となり、思考作用が遅鈍となり、課業の能率が低下する。但し疲勞の恢復は休憩・睡眠・作業の轉換によつて可能となる。故に勞逸轉換を巧に行つて、兒童を疲勞させないやうにすることは、實に指導上の秘訣である。

第三節 運動上の衛生

運動上の衛生

運動は體育上に多大の効果を齎らすものであるが、其の實行に當つては、衛生的に細心の注意を拂はなければならぬ。今其の注意すべき事柄を左に述べよう。

(一) 運動は主として兒童の體力・體質・年齢に適合しなければならぬ。六

歳より九歳頃までの間は、未だ筋骨が軟弱であるから、鍛錬的の運動をさせるのは早い。十歳より十四歳頃の間は、身體の發育旺盛となり、筋骨も著しく強固となるから、適度の鍛錬的運動を課しても差支ない。又運動種目は兒童の趣味に適したものの、みを採つてはよくない。個々の體力を増進し、體位を改善するに有効なものでなければならぬ。

(二) 身體虛弱者の體育運動に關しては、體質・體力・氣力其の他心身狀態を顧慮し、適當なる運動種目及び實施の方法を選定し、且運動量の限定、休養其の他の衛生的養護に注意を要する。

(三) 十一二歳以上の女兒は男兒に比し、筋骨虛弱にして、殊に上肢筋が薄弱である。故に特に其の精神的、身體的、特徴に適合せる運動の種目及び實施の方法を選定するがよい。殊に月經期には激動を避けしめねばならぬ。

(四) 運動を行ふ場所、運動用具、救急設備等に注意して、運動に因る傷害の豫防をなすと共に、校醫と共力して運動から起る心身の障礙に留意し、特に潜伏性結核、腎臟、心臟等の疾患ある者の觀取に努めて十分に警戒し、且運動をして一時的に過度に陥ることなく、斷えず正しく是を行ふ習慣を養ふがよい。

(五) 寒暑に應じて運動の時間、種類、程度、方法を參酌すべきである。例へば夏季の運動には或は裸體となり、或は日光・水等を利用すると共に、消化器の養護に注意し、冬季は比較的、力を要する運動を選び、同時に呼吸器の養護に注意するが如きである。

(六) 皮膚を強くし、寒氣に堪へ、感冒に罹らないやうにする爲には、體質に應じて冷水浴、濕布又は乾布摩擦等を行ふことも有効である。又日光浴、空氣浴なども推奨してよい。

(七) 運動に伴ひ、休息、睡眠、榮養に注意し、服裝は輕快にして緊迫しないも

*運動用具の不備から兒童を死傷せしめ過失傷害罪に問はれた例は尠くない。
尙體育運動に關しては大正十五年文部省訓令第三號體育運動の振興に關する件
參照

のを用ひ、運動後は十分に汗を拭はしめ、食事前後には強い運動を避けしめるがよい。

(八) 兒童には努めて運動の趣味を養ひ、正教科の時間外に於ても、遠足登山・水泳・相撲・劍道・スキー・スケート・テニス・ラヂオ體操・自由遊戯其の他自己の體質に適せるものに精進せしめるがよい。

第三章 身體及び精神薄弱者の取扱

第一節 身體虛弱者及び缺食兒童の取扱

醫學と教育との提携は學童の身上に反影し、一般の學校内に於ける醫療的施設のみならず、虛弱兒童の爲に學校と病院とを兼ねたる如き特別施設が盛に講ぜられるやうになつたことは、眞に喜ぶべきことである。其の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

身體虛弱者・
缺食兒童の
取扱

林間學校

一、林間學校 獨逸に起つたもので、林間の風光清新の境地に簡易な屋舎を建て、主に春夏の候、身體虛弱の兒童を茲に收容して、教育を施しつゝ、健康の恢復増進を圖るもので、一學級の兒童數を二三十人に限り、教授は毎日二乃至三時間に止め、且成るべく滋養ある食料を與へ、放課時には自由に林間で運動作業又は睡眠をさせる。

休暇聚落

二、休暇聚落 瑞西の牧師ビオンの創設にかゝるもので、病弱兒童又は下流社會の榮養不良兒童等を集團とし、主に夏季休業中森林・溪谷・高原・海濱等の健康地に轉住させ、日々滋養ある食物を給して自由に逍遙遊戯等をなさしめ、又は特殊の運動や水泳を課する外、多少の學習をなさしめる。是に全聚落・半聚落・遍歴聚落の三種がある。全聚落は全然家庭から離れて一定の地點に滞在するもの、半聚落は夜間は家庭に眠らせるもの、遍歴聚落は稍健康な兒童を集めて、全く衛生的見地から仕組まれた旅程によつて、八日乃至十日間位徒步旅行をす

食事の校給

*政府は昭和七年には特に五十一萬三千圓を支出して、児童救済費とした。

要養護児童

るもので、皆相當の効果が認められて居る。至る日開校給を給する
三、食事の校給 栄養不良の児童の爲に學校に於て、保健食料を給する運動は、一面偏食矯正の機會ともなり、英米に於ては早くから實施されて居り、戦後の獨逸にも急速の進歩を見た。又**欠食児童**の爲に食事の校給をなすことは、就學獎勵に關係して起り、近來注意すべき運動の一である。是等の児童は保護者の生活難に禍され、遂に身體の衰弱、學藝の低下を來しつゝある者で、最近經濟界の不況は驚くべき多數のこの種學童を出し、遂に政府は臨時施設費を支出して救済をなすに至つた。爾來五年の歲月は流れたが、まだ普及に至らない。故に道府縣及び市町村は更に努力を重ね、學齡児童就學獎勵規程に依つて費用を支出し、學校當局と協力して、學童愛護の精神を發揮せねばならぬ。

四、要養護児童

日常の學校生活に於て繼續的に注意を與ふべきもの

*Aを多く含むものは肝油、バター、鰵、卵黃、トマト、大根、ホーレンソウ、甘藷等。近來學校にて肝油を飲むもの多し。

精神薄弱児童の取扱

第二節 精神薄弱児童の取扱

に要養護児童がある。學校醫並に家庭と協力して出來得る限り學習上の負擔を輕減し、運動に對しては最も規律的に、しかも漸進的ならしめ、栄養に關しては努めて、**ウイタミンA**を攝取するやうにし、尚睡眠休息を適當にする爲め、遅刻早退を認むるもよく、更に必要あらば一科目若くは數科目の授業を免除し、尙甚しい場合には休學又は就學猶豫、就學免除等の處置を採らねばならぬ。是れが爲養護學級又は養護學校を設けることも必要である。

低能兒教育法は十九世紀に於て非常の盛況を呈し、今日に於ては何れの文明國にも其の施設を見るに至つた。

精神薄弱児童は所謂劣等兒、低能兒であつて、種々の程度があり、普通學級に收容し得るものと、補助學級又は補助學校に送るを要するもの

普通學級に
收容し得る
もの

とがある。

一、普通學級に收容し得るもの 是等の兒童には教壇に近く、又は優等
兒の傍に座席を與へ、常に溫情を以て是れに接し、褒辭獎勵を惜むこ
となく、又學習作業の輕減を爲すと共に、注意力の練磨を圖り、精神的
作業にても、成るべく直觀的身體的作業に訴へて思考するやうに導
き、長所を利用して興味の喚起を圖るがよい。

補助學校補
助學級

二、補助學校補助學級 精神薄弱兒童のみを收容する學校を補助學校

といひ、普通小學校の中に特別に學級を設けるものを補助學級とい
ふ。共に醫學と教育學の協同に依つて經營さるべきものである。
是等不幸の兒童には、日常生活に必要な最も根本的な少量の知識
と職業上の準備とを與へ、社會生活を營み得る素地を作つてやりた
い。即ち、一學級の兒童數を十五人乃至二十人位とし、教授時數は一
週二十時乃至二十五時に減じ、教授は個別指導を重んじ、身體又は精

盲聾啞兒童
教護兒童

神の實感に訴へ、且練習を尊びて一步々確く進む方針をとる。又
精神の薄弱は身體の不器用、注意の散漫と密接の關係があるから、體
操・手工・農業等の如き實習を重んずるものを特に必要とする。而し
て是等は將來生活の準備ともなつて都合がよい。其の他、盲聾啞兒
童、少年教護法の適用を受けたる兒童に就ては教育愛の發揮により、
常に相當の關心を持つべきである。

第四章 身體検査

身體検査の
必要

兒童各自の健否は、教育上に至大の關係を有するのみならず、國民體
位の良否は實に國運の消長と密接の關係がある。故に學校に於ける
身體検査は古くより行はれ、明治三十三年文部省は「學生生徒及幼兒身
體検査規定」を制定し、大正九年是を改めたが、時勢の進歩に伴ひ、昭和十
二年一月更に改訂を加へ、「學校身體検査規程」を公布し、是れによつて毎

身體検査の概要

年四月中に行ふべきことを命令して居る。身體検査は定期又は臨時に行はるべきもので、學校長は學校醫をして身長・體重・胸圍・坐高・榮養・脊柱・胸廓・眼・耳・鼻及咽喉・皮膚・齒牙・其の他の疾病及び異常に就き、第五條の要領に依つて検査を行ふ。検査終れば全身の状態を綜合考察し、「要養護」と「可」とに分けて概評欄に記入する。而して其の結果を纏めて「身體検査統計表」を調製し、是を地方長官に報告し、更に兒童各個に「身體検査表」を交付すると共に父兄に通知し、授業免除就學猶豫休學又は治療保護矯正を要するものある時は本人又は保護者に注意を與へる。

右の外身體検査は就學・入學に關して行ふことを得べく、學校齒科醫・學校看護婦及び學校職員は任務の分担又は補助をなすを可とする。

第五章 學校醫及び學校看護婦

關係法規

教育に對する保健衛生の必要感は専門醫師の協力を欲するに至つた。是を以て、明治三十一年には、公立學校に學校醫を置くべきことを創定し、其後改正して、昭和四年「學校醫及幼稚園醫令」を、同七年「學校醫職務規程」を、制定した。而して是れと共に、一般の醫務に當るもの、外、眼科・齒科・耳鼻咽喉科等の専門醫を要求する聲が高くなつて來たから、昭和六年には「學校齒科醫及幼稚園齒科醫令」を、同七年には「學校齒科醫職務規程」の公布を見た。然し學校醫活動の實際を觀れば、未だ十分とはいへぬ。故に今後は學校醫の人選と優遇とに努めると共に、學校長・教員の自覺と協力とに待たねばならぬ。

一、學校醫

學校醫は公立學校にあつては地方長官是を囑託し、學校衛生に關し市町村長及び學校長の諮問に答申又は建議をなし得るもので、毎月二回教授時間内に登校して、衛生各般の事項の調査をなして適當の處理を與へ、身體検査及び學校傳染病豫防事務に従事し、又

手記
 學校醫
 市町村長
 學校長
 衛生各般
 の事項
 の調査
 をなし
 て適當
 の處理
 を與へ
 ること
 を要す

學校齒科醫

學校長の請求に應じて、兒童又は父兄に講話をなす等の任務がある。
二、**學校齒科醫** 小學校時代は初めから齒牙更脱期に入つて居り、口腔衛生上大切の時であるから、學校齒科醫の任務は重い。而して其の職務は學校身體検査規程に依つて、兒童の齒牙検査を行ひ、齲齒其の他の齒牙疾患の豫防上必要な診査や處置をする外、大體學校醫の職務に類する。

學校看護婦
學校看護婦の起源は千八百九十三年倫敦市でヒユース嬢が貧民學校に試みたにあり、次で千九百四年には倫敦市の事業となり、英米獨等に擴まつた。

三、**學校看護婦** 小學校は兒童身體上の事故が起り易い所であり、教員だけでは不十分である。故に小學校には學校看護婦を置き、常に學校醫及び學校長の指揮の下に、衛生上の専門的勤務に當らしめるが善い。英米等の諸國には夙に此の設けがあつて、其の効果が顯著であり、我國に於ても次第に其の普及を見つゝある。文部省は此に見る所あり、昭和四年**學校看護婦に關する件**を訓令して規準の據るべきものを示した。

第六章 學校に於ける疾病と豫防・治療

學校病

第一節 學校病

小學校は多數の兒童を集めて、是に相當負擔のある課業を授ける所であるから、其の生活の境遇上起り易い種々の疾病がある。是を總稱して**學校病**といふ。是等の中には家庭に於ける養護の不完全に原因するものもあるが、**學校としては設備上、教授上、運動上より衛生に注意して、是が防止に努めねばならぬ。**通常學校病の種類に入るべきものは、**近視眼、トラホーム、脊柱彎曲症、呼吸器病、頭痛、消化不良等である。**外に注意すべきは寄生虫より起る疾病である。

(一) **近視眼** 机腰掛の構造の不完全、採光の不足、文字の過小、姿勢の不整、眼の過勞等が原因である。然るに近時學生生徒中近視眼に罹るものが頗る多く、

近視眼

トラホーム

寄生蟲

海人草

二田

且つ年々増加の傾きがあるのは憂慮すべきことである。(大正八年文部省訓令第九號兒童生徒及學生ノ近視豫防ニ關スル件参照)

(二) トラホーム 該病毒を含有する眼脂から迅速に傳播するもので、なか〜快癒し難く、恐るべき結果を將來する。結核病と同じく文明國には其の数が少ないのに、我が國に尙相當數あるのは遺憾である。

(三) 寄生蟲 兒童の中には、蛔虫、十二脂腸虫、吸血虫等の寄生虫又は其の卵を保有するものが意外に多い。これに犯されると、著しく身體の發育を害し、延いて精神の發達をも妨げる。故に時々糞便検査を行ひ、卵保有者には直に適切な驅虫法を施すべきである。

○ 第二節 學校傳染病及び豫防消毒

學校は多數兒童の集合する場所であるから、傳染病の發生は最も恐るべきものである。傳染病の種類は甚だ多く、其の豫防消毒の方法も亦複雑である。教師は學校傳染病豫防規程(大正十三年九月九日(文部省訓令第十八號))により、

學校傳染病及び豫防消毒

常に是れが防止に努めると共に、兒童をして公衆衛生に對して有效なる知識と習慣とを得しめることを怠つてはならぬ。

學校傳染病の種類

學校傳染病には次の四種類がある。

- 第一類 「コレラ、赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、デフテリア、流行性腦脊髓膜炎、ペスト」
- 第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘
- 第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩
- 第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

右の種類に應じ、豫防消毒等の醫療事務、職員兒童の昇校停止及び許可、學校の一部又は全部の閉鎖、報告等教育事務に差等がある。

○ 第三節 救急療法

兒童は種々の原因に依つて、不時に發病し、又は傷害を受けることが

學校傳染病に關する事務

救急療法

學校に起り
易き疾患

ある。されば學校には常に救急器具及び藥品を備へて置き、教師は救急療法の大要を辨知して居らねばならぬ。而して其の輕微なものに在つては教師及び學校看護婦の手で是を始末し、稍、重き場合には醫師の治療を受けるまでの間の應急手當をなすべきである。兒童の學校生活中日常最も多くあらはれるは外傷オウキ、擦傷サツキ、挫傷ソウキ、創傷ソウキであり、次で多きは嘔血、腦貧血による卒倒、發熱、腹痛、頭痛、日射病、熱射病等であり、尙、挫骨、脫臼、火傷、毒創の傷害及び中毒、脫肛、癲癇等があり、稀に溺死もある。

而して救急手當用として備へ付くべき藥品及び器械等に就ては、校醫の指圖を待つべきである。

種痘

○ 第四節 種痘

國家は痘瘡を豫防する爲め、種痘法及び種痘法施行規則を制定し定

種痘に關する
學校の義務

期の種痘を強制してゐる。種痘の第一期は出生より翌年の六月に至る間で、若し不善感な時は更に翌年六月に至るまでの間に種痘を行はねばならぬ。第二期は數へ年十歳で、若し不善感な時は更に翌年十二月に至るまでの間に種痘を行ふ必要がある。但し定期前二年以内に善感したる種痘は、第二期の種痘と見做される。

小學校は同法により、種痘に關する義務を負ふことを規定されて居る。その要點を擧ぐれば次の通りである。

- 一、新入學兒童のあつた時は、種痘の完否を調査し、若し是を受けないか、又は受けた證跡が不明な時は、六箇月以内に種痘を受けしめること。
- 二、定期の種痘を受くべき兒童や、種痘後檢疹を受くべき兒童には、市町村長の指定した期日には是を受けしめること。
- 若し期日中に果し得ない場合には、事由を具して猶豫を申請すること。
- 三、種痘の済んだ後、醫師から種痘證を受取つた時は、十日以内に其の兒童名を

市町村長に届出でること。

四、種痘を受けた結果は學籍簿に記入し、又修業證書卒業證書保育證書に記入すること。

五、保護者をして種痘證を保存せしめること。

(種痘法、種痘法施行規則、學校傳染病豫防規程第二條參照)

第七章 教師の衛生

教師の衛生

教師の不健康は志氣の缺乏となり、能率の減退となり、教育事務の荒廢を來すのみならず、傳染性疾患ある場合は、恐るべき悪影響を兒童に及ぼすは言ふまでもない。故に教師はあくまで健康でなくてはならぬ。然るに教員の職務は近時益々多端複雑となり、心身を勞すること多くして、疲勞恢復の暇なきことがある。殊に多數の兒童と日々生活を共にするを以て、塵埃を浴び、或は傳染性疾患ある兒童と接近する機會

も多いから、所謂教員病と種する諸種の呼吸器病、神經衰弱症に罹ることが多い。故に教員たるものは榮養運動、睡眠の攝取に意を用ひて、體力を練成し、心魂の靜安を工夫して氣分を爽快に保ち、心身の活力を充實して、以て愛の天業參加に對する法悦を恣にせねばならぬ。

第四編 小學校に關係ある各種の教育

第一章 青年教育

第一節 青年教育の必要と其の趨勢

小學校の教育は國民として立つべき基礎を作るに過ぎないから、卒業後學習を續けて行かねば、折角小學校で養成された知能や徳性は、漸く銷磨して健全なる國民となることが出來難い。其の實情は年々の壯丁學力検査に表はれて、識者をして憂慮せしめつゝある。即ち、義務教育を終へて高等小學校に入學するものは六割に充たず、中等學校に進むものに至つては僅に二割にも達しない。故に國民の中には義務教育だけで終るものが相當に多く、高等小學校卒業後は殆んど大部分のものが學業から遠ざかるわけである。この大部分の小國民を如何

青年教育の必要

高等小學校の卒業者は尋卒の四割二分で中途退學者は二十四萬人ある。(昭七)

Strike iron while it is hot

精神病者、病死者、自殺者等多く、思想、趣味、信仰、道徳、習慣等に變調を來す恐れ多し。

歐米の趨勢 一八七〇年バイエルンに設く。

にして教育すべきかは國家の重大問題である。

殊に青年期は人生の黄金時代で、心身の成長發達の最も旺盛なる時期に屬し、小學校時代の到底及ぶ所ではない。のみならず、この時期には心身の變調を來すこと多く、危険を伴ひ易い時であるから、亦人生の最大危機といはれてゐる。さればこの時期は自己の修養と父母教師先輩等の保護と指導とを最も多く要する時であつて、其の成敗は全く人の一生を支配するものと云ふてよろしい。是れ青年教育の必要なる所以である。

且この時期は將に實生活又は職業生活に入るべき準備時代であるから、教授事項をこの方面に求めて、生活の實際化に努め、職業的・公民的の教育に徹底させ、以て健全なる國民として、生活線上の勝者たらしめねばならぬ。

補習教育にいち早く着目したのは獨逸で、約七十年前既に工業補習

學校を設けた程であるが、最近では修業年限を延長し、小學校卒業後滿十八歳に至るまで補習教育を強制することゝなつて、世界に先鞭をつけた。獨逸の努力は臆て英米佛を動かし、次第に諸國に波及した。殊に歐洲大戰以後列國は青年教育の必要を痛感し來つて、補習教育義務制度の要望強く、現在に於ては、全國又は一部に義務制を實行せるもの世界に十六國を數ふるに至つた。

我が國の補習教育は其の由來久しく、明治五年より諸民學校又は溫習科の名に於て實施され、明治二十三年發布の小學校令中には既に補習科の規定あり、同二十六年には獨立の實業補習學校規程の制定を見るに至つたが、由來微々として振はなかつた。我が國の如きは、義務教育の年限が歐米の諸國に比べて短かいから、補習教育の不徹底は大に考慮を要する。然るに最近に至り、歐米の趨勢に促され、眞劍に其の必要が認められ、大正九年實業補習學校規程の改正あり、昭和十年四月青

*北海道三六、大分一七、鹿兒島二二、長崎八、島根六其他に少數ある。

小學校の補習科

設置、種類

年訓練所と合して青年學校令を公布するに至つた。かくて我が國の大勢は小學校の補習科を廢して、青年學校に發展しつゝある。是を以て補習科は漸減し、昭和十一年度には僅に一二八校となつた。然し我が國の青年學校は未搖籃の時代で、僅に設立を見たる程度に止まるから、本教育の發展は尙今後の努力に待たねばならぬ。

第二節 小學校の補習科

小學校には正教科と補習科とある。今茲に普通教育に屬する小學校の補習科を、社會教育に屬する青年學校と共に説くは當を得ない感があるが、其の性質が近似してゐるから、便宜説明することゝする。

一、設置及び種類 補習科の設置は地方團體の任意である。而して其の種類には尋常小學校補習科と高等小學校補習科とあつて、各正教科の卒業生に既修の教科を補習させることが目的であるから、成る

修業年限、
教科

べく兒童修學の便宜を計り、且土地の情況に適切ならしめる爲、其の規定が頗る自由であるのが特色である。

二、修業年限及び教科 修業年限は尋常高等共に二個年以下とし、教科

目教授日數教授時間及び毎週教授時數等には何等の制限もない。

即ち教科目は其の土地の生活に必須なるものを選び、時間は地方の生活事情に依つて定める。校舎は管理者又は設立者が本校舎の内若しくは外に於て是を選び、教科用圖書は學校長が是を定め、共に府縣知事の認可を受ければよい。

編制

三、編制及び教員 學級編制上注意すべきは、教授時間を正教科の時間

以外に置いた場合には、男女によつて學級を異にすることである。

教員

而して其の教授は正教科を教授する教員が擔任するを本則とする。但し教授時間を正教科の時間内に定めるときには、特に專任の教員を置かなければならぬ。(令二二二三、則四二五二、參照)

青年學校

第三節 青年學校

目的

一、目的 小學校の補習科は結局小學教育の範圍を出ない。けれども、

小學校の教科を卒へて、既に職業に従事せる多數の青少年に、職業に關する専門的の知識技能を與へて、堅實なる國民生活をなさしめるには、更に進んで公民的及び職業的訓練を行ふものを必要とする。

此の要求を充すものが青年學校である。故に青年學校は特殊の公立學校である。而して青年教育をこの點まで引き上げた功績者は、獨逸ミュンヘン市補習學校の創始者ケルシエンシユタイナーである。

青年學校令第一條は青年學校の目的を明示してゐる。

「青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質

研究科
本科
2 普通科
6, 小

設置

ヲ向上セシムルヲ目的トス。然し是等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものであるから、學校の組織内容は通常の學校に比して著しく簡易自由を旨とし、以て地方の情況、青年の境遇に適應せしむべきである。

二、設置 道府縣、市町村、學校組合及び是れに準すべき公共團體は勿論、商業會議所、農會及び是れに準すべき公共團體並に私人は青年學校を設置し得る。而して其の設置及び廢止は道府縣立にあつては文部大臣、其の他の學校にあつては地方長官の認可を要する。

三、分科及び修業年限 青年學校には普通科及び本科を置くを本體とし、更に研究科及び專修科を設け得る。普通科は尋常小學校卒業程度を入學資格として二年、本科は高等小學校卒業程度を入學資格として男子は五年、女子は三年である。然し土地の情況により、一年を短縮し得る。而して研究科は一年以上、專修科は短期間(凡三月以上一年以内)主

分科、修業年限

として職業に關する特別事項を修得させるものである。

四、科目並に時數 教授及び訓練科目は修身及び公民科、普通科、職業科の外、男子に在つては教練科(普通科及び女子は體操科)、女子に在つては家事裁縫科を加へる。研究科及び專修科は自由であるが、修身及び公民科を缺くことを得ない。而して是等學科の區分は極めて概括的のものであるから、其の内容は**青年學校教授及訓練要目**に準據し、土地の情況に應じて實際生活に適切のものたらしめねばならぬ。

科目並に時數

教授及び訓練時數は**時數制**を執り、一年間に二一〇乃至一八〇時以上と定めた。然し、この現定は最低限度を示すものであるから、土地の情況、生業の繁閑により、晝間、夜間又は季節を定めると共に、成るべく時數の増加を顧慮せねばならぬ。

五、教員 青年學校の教員たり得る者は、青年學校教員養成所卒業業者、實業學校教員資格者、小學校本科正教員又は專科正教員、其の他文部大

歐米の補習教育は一週八時、一年三三〇時が普通の標準である。
教員

舊觀念に依れば、幼兒は單なる動物的存在であるから、唯養護に注意さへすれば事足ると考へられた。然るにペスタロツチやフレールの如き偉大なる教育家が、夙に幼兒の保育に着眼したのは敬服の外はない。近時に於ては伊太利のモンテッソーリ女史及び英國のマクミラン女史等が切りに斯の方面の開拓に努めて居り、幼兒保育の目的も方法もはつきりとして來た。(園令一、園則一參照)

保育の項目

二、保育の項目 教育學所説の如く遊戯・唱歌・觀察・談話及び手技等である。(園則二參照)

職員

三、職員 幼稚園の職員は、園長と保姆である。園長は小學校の本科正教員又は保姆免許狀を有する者、若は教員免許令に依る教員免許狀を有するもので、男女何れでもよいが、保姆は女子に限り、保姆の免許狀を有するものでなければならぬ。而して園長及び保姆の進退・職務・服務・懲戒處分・業務停止及び免許狀褫奪は、小學校職員の例に依る。

園兒數

べき規定である。(園令七―一二、園則七―一四參照)

四、園兒數 保育には、手數が多くかゝり、躰方の注意も周到を要するから、園兒數の多いは望ましくない。故に一幼稚園の幼兒數は百二十人以下と定められ、特別の事情があるときは、約二百人まで増加することが出来る。又保姆一人の擔當すべき幼兒數は、約四十人以下と定められてある。(園則三、四參照)

設備

五、設備 幼稚園の設備は、左の各項によらねばならぬ。

- (一) 敷地は道徳上及び衛生上害なき所であるべきこと。
- (二) 建物はなるべく平家造とし、組數に應じて保育室・遊戯室其の他必要な諸室を備ふべきこと。
- (三) 保育室の大きさは幼兒五人について、一坪より小さくしてはならぬこと。
- (四) 遊園は幼兒一人についてなるべく一坪以上の割合であるべきこと。
- (五) 保育用具・玩具・繪畫樂器・黑板・机・腰掛・砂場等を備へ、其の他衛生上の設備を爲

すこと。(圖則一九參照)

現時の狀況

六、現時の狀況 我國の幼稚園は從來微々として振はず、僅に一部中流社會以上の需要を充すに過ぎなかつたが、最近農工商の發達に伴ひ、是等幼稚園の外に託兒所又は幼乳兒預所の必要を感ずるに至つたのは注目し値する。

昭和七年度に於て全國幼稚園の總數は千七百〇八で、中約七割は私立である。保母は五千三百三十三人で、無資格者が三割一分ある。園兒は十二萬九千〇〇一人で、凡一園に保母三人、強園兒七十六人、弱一保母に園兒二十四人強の割である。是を佛米伊等の普及に比べれば前途尙ほ遠い。

第三章 小學校に類する各種學校

小學校に類する各種學校といふのは、純然たる小學校ではないが、其の目的課程等が略々小學校に準ずる學校を包括するもので、大都市の

小學校に類する各種學校

夜間小學校等の如きものはこれに屬し、孰も小學校令及び同施行規則の支配を受けるものである。

各種學校を設置するには、高等小學校や私立小學校を設置する例に準じ、市町村又は私人に於て、知事の認可を受くべきである。但し小學校に附設することも出来る。而して、是が教員たるべきものは小學校教員の資格を有する者、又は府縣知事の免許を得たるものでなければならぬが、學校長は是を缺いても差支ない。其の他職員の使用・解職・懲戒處分業務停止等は、總て小學校教員の例に依るべきものである。(令五、一七、則二〇九―二一一參照)

其の設置

*全國に公立七四校、私立一七五校計二四九校、教師八三六人、生徒一九、六七二人(昭和七年調)

第五編 小學校と地方教化

第一章 小學校の使命

小學校の使命

元來小學校は、國家が其の後繼者たる兒童に對し、國民教育を施さんとする要求によつて成立したものであるが、其の教育の效果如何は直接に地方自治體の隆替に關するものであるから、小學校に於ては先づ兒童教育の充實に意を注ぎ、小學校設置本來の趣旨に合するは、市町村に對する小學校の責任である。かゝる點から見れば小學校の教育は、それ自身地方教化の重要部分を占めてゐると考へることが出来る。然し是等小學校當然の使命の外、小學校は地方文化の中心をなし、常に周圍の施設に對し、文化の普及をなし得る有利の立場にある。

即ち小學校經營者は、地方教化に於けるその重要性に鑑み、更に一步

を社會教育の方向に進めねばならぬ。故に茲には小學校の經營と小學校に關係ある社會教育施設とに就いて概説し、以て地方教化に對する小學校の使命を明らかにすることゝせよう。

學校經營

第一節 學校經營

學校經營は一校の首腦者たる學校長の責任であつて、小學校の目的達成の爲の一切の教育事務の綜合的組織的の實施で、現代の要求と永遠の大計とに對する計畫的經營的努力である。是れが爲施行規則には、學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督スとある。而して學校經營に關する事項は法規に定められたるものと、然らざるものとあり、其の範圍は學校管理法所説の全體に亘るものである。故に是には其の繁を避け、主なる事項につき概説するに止めることゝする。

一、教員組織

教師は教育の原動力である。故に學校經營の第一に着

教員組織

眼すべきは、優良の教師を集めて、是れに信頼し、思ひのまゝに活動せしめることである。

集つた教員は資格、閱歷、實力、性格、性別等種々の差別を持つて居る。故に其の人の個性に従つて任務を與へ、各特異性を發揮させると共に、又飽くまで、校長を中心として、完全なる協同社會の構成に参加せしめ、以て教育的精神の醇化と教育力の擴大を圖らねばならぬ。

而して是等職員の統督に關し、校長には法律上の監督權はないから、施行規則による事實上の統督行爲に依るより外はない。故に校長は常に自ら人格實力の修養に努め、身を以て職員を率ゐ、以て健全なる道德團體を作ると共に、絶えず職員の人材の育成に志し、他日優秀なる教育家たらしめんとする教育愛がなくてはならない。

二、計畫案 本書學校管理法は學校經營に關する諸般の事項を平面的に網羅したものであるが、經營上の計畫案は是を立體的に考察し、事

統督に對する信條

計畫案

實に即して實施を適切有效ならしめばならぬ。

この具體案には、其の市町村に於ける國民教育の**根本方案**と、これに基く**年々の實行案**とがなくてはならぬ。根本方案に屬するものは、教授訓練、作業、養護の系統等教育の内容に關するもの、外、校數、校地、校舎、學級組織、基本財産等管理者の事務に屬するものもあるが、學校長としては、前者は勿論、後者に對しても定見がなくてはならぬ。年々の實行案に屬するものには、(一)年々定例として實行するものと、(二)其の年度特に主力を注ぐものがある。學級及び事務の分擔、經費の分配、就學出席の督勵、研究事項、職員の特別勤務、卒業生の指導、年中行事表等はかくして編成されるものである。本來學校の仕事は動的のもので、經費や職員兒童の能力に依つて制限されるものであるから、廣く淺きに亘るよりも、少事貫行主義は効果を收めることが多い。

一、根本方案

二、年々の實行案

以上具體案の作製は、勿論校長の見識に依るべきものであるけれども、人心を倦まざらしめる爲、人事等の機密に關するものの外は、成るべく職員の見解を徴し、又は委員を設ける等衆智を集める方法を講ずるがよい。

學級經營

三、學級經營

本科正教員は大部分學級擔任者として、學校教育に参加するものであるから、常に學校長の統制に従ひ有終の美を濟さねばならぬ。

學級は學校教育の基本的單位で、教育作用の全體が最も具體的、總合的に、しかも直接に行はれる場所である。即ち學校教育はこゝより出發して、又こゝに歸着すべきものである。従つて學級教育の價値、學級經營者の責任の大なることがわかり、又其の樂みの深いことが察せられる。故に學級擔任者は教育者たるの精神を振作して、健全なる人生觀、安當なる教育觀を確立し、自己の全部を捧げて、兒童の

人格完成に奉仕し、更に全體としての學校の機能を直視して、有效適切なる經營法を講ぜねばならぬ。

學級は學校の縮圖であるから、其の經營上の大綱は大凡等しく、兒童設備、教授訓練、作業保健衛生に關するもの及び對外關係として、學校内各種機關との關係、家庭との聯絡、郷土との交渉等である。

事務管理

四、事務管理

小學校の事務は複雑多岐なること世人の想像以上である。且事務員を置かないのを普通とするから、教員自らは是れに當らねばならぬ。故に校長たるものは相當に事務上の手腕と熟練とを所有して居らねばならぬ。然し、學校組織の大となるに従ひ、到底一人にて總てを處理することは困難であるから、校務分擔の計畫を立て、其の組織を簡明にし、且事務管理の方法を講じ、職員をして何等の不平なく、勇んで忠實に其の事務に服し、常に能率の増進に努め得るやう心掛けねばならぬ。

事務分掌

事務手續

學校の事務は**教務庶務會計**に三分するが便である。而して其の各に主任を置き、これに若干の係員を配する。事務の取扱に就ては、(一)校長の指揮・決裁を受くべきもの、(二)係職員の獨斷專行に委すべきもの、(三)專行後校長に報告すべきもの、(四)關係他係との交渉をなすべきもの等がある。簡明直截を尊ぶが、慎重にせねばならぬ。

第二節 小學校に關係ある教育施設

小學校は地方文化の中心であり、教化事業の母體であるから、是れに關係ある教育施設は頗る多い。小學校の任務として當然爲すべきものに、家庭教育の振興と卒業生の指導とがある。

家庭教育の振興

一、家庭教育の振興 家庭教育の振興は兒童保護者の教育的自覺を喚起して、學校教育の良き後援者たらしめるのが目的であるが、是れに

依つて家風乃至民風の改善をなし得る。殊に母の教育力充實を圖るは教育上の重要事である。

卒業生の指導

二、卒業生の指導 卒業生は學校教育の結晶であり、其の總果を荷ふて、郷土及び國運の進展に應分に貢獻をなさんとするものである。故に學校は彼等の將來を見届けて、遺憾なきを期せねばならぬ。即ち上級生中素質ある者は學校指導によりて獎學の途を講じ、他のものに對しては、家庭及び本人の希望と事情とに依つて、職業及び修養等に關する指導を與へ、獨立自營の途を立て得るやう盡力すべきである。而して既に學校に入り、又は職業に従事せるものに就ては、同窓會・社會教育等の機會を利用して、輔導誘掖に努め、師弟の情誼と教育者たるの精神に満足を與へねばならぬ。

男女青年團

卒業生の指導中有力の團體は**青年團**である。青年團は小學校卒業後滿二十五歳までの青年を團員とする修養機關で、健全の國民善

良の公民たるの素養を得しめるを本旨とし、知徳の涵養、體力の練磨、社會奉仕、女子にあつては更に生活改善等に努めて居る。近時次第に自治組織の運用に練熟し來り、逐年進歩の實績を示して居る。

（青年團體振興督勵ニ關スル件（大正七年五月三日）
內務省文部省訓令）
女子青年團體ノ振興ニ關スル件（大正十五年十一月十一日）
內務省文部省訓令）

（參照）

青年學校
幼稚園
各種學校

圖書館

而して小學校に併置し得る教育施設としては、既に説明せる**青年學校・幼稚園・小學校に類する各種學校**があるが、尙ほ次のものがある。

三、圖書館

圖書を蒐集して、公衆の閱覽に供するを目的とし、道府縣市町村及び私人に於て是を設置することが出來、又公私の學校に附設することを得るもので、現在四、六、八、六館あり、一日平均二十人の閱覽者がある。文化の進むに従つて圖書館の要求は強くなるから、簡易圖書館として小學校に附設するのは時代の要求に合するものである。（圖書館令及び同施行規則參照）

博物館

四、博物館

其の性質上、圖書館の如く普及して居らぬが、近時郷土室建設の聲が高いから、是等と合して小學校に附設するは策の得たものであらう。

五、成人教育講座

實務に従事する一般成人を聽講者とし、一定の學科を相當期間に亘つて系統的に教授し、主として實際生活に必要な知識及び常識・徳操の啓發に資し、以て教育の機會均霑を圖るを目的とするもので、英國の如きは特にこの教育の開拓に努力してゐる。獨伊に於ても亦熱心である。我が國に於ては大正十二年以降文部省を始め、道各府縣共熱心に獎勵しつゝあるが十分でない。今後一層の努力を要する。

成人教育講座

最新學校管理法終

附

錄

地方學事通則	一
小學校令	三
小學校令施行規則	三
幼稚園令及同施行規則	四
青年學校令及青年學校規程	四
學校身體檢查規程	五
附發育概評決定標準	六
學校清潔方法	七

附錄

○地方學事通則

(明治二十三年十月法律第八九號發布大正三年三月法律第一三號、同一〇年四月法律第七〇號改正)

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
- 市ノ學區ニ關シテハ市制第四百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財產營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百二十五條乃至第二百二十七條及町村ノ財產營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財產ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
- 特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得
- 第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財產ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ
- 前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス

第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス

市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得

基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

従前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、従前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

従前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

○小學校令

(明治三十三年八月二十日勅令第三百四十四號)

(沿革)明治三十六年三月勅令第六三號、同年四月同七四號、四〇年三月同第五二號、四四年七月同第二一六號、大正二年七月同第二五八號、八年二月同第一〇號、十二年八月同第三七六號、十五年四月同第七三號、十五年六月同第二四二號改正

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ二町村ト同視ス

第五條 小學校ニ類スル各種學校ノ規定ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第二章 設 置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 府縣知事ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學

校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 府縣知事ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

- 一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト
- 二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

府縣知事ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

府縣知事ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ

第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ府縣知事ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシムルコトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條又ハ第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシムトスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數箇所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ市町村若ハ町村學校組合ヲ分割シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止ムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモノ同條及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモノ同項及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目)トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖書、唱歌ニ付亦同シ
手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得
補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ
前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
第二十五條 (削除)

第二十六條 (削除)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育兵事業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規定ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキハ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス
 第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家
 庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得
 官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ
 初等部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス
 第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス
 第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ處アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ
 小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其教科目中修身、國語、算術、國史、地理、理科以外ノ教科目
 ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス
 本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス
 第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ
 免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス
 第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコト
 ヲ要ス
 前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク
 免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
 第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得
 代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
 第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之
 ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱
 スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス
 第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキ
 ハ文務大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ
 得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又
 ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

- 一 設備及其ノ維持ノ費用
- 二 職員ノ俸給、旅費、其ノ他諸給與

三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 府縣知事ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限リ負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メムトスルトキハ關係町村及學校組合ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十三條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ

二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十四條 (削除)

第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學區ノ負擔トナスコトヲ得

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス

第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第六十條 市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス

第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス

市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ

委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六十四條 (削除)

第六十五條 市町村立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督ス

第六十六條 私立小學校ハ府縣知事之ヲ監督ス

第九章 附則 (コレヲ略ス)

○小學校令施行規則 (明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號)

(沿革) 明治三十四年一月文部省令第二號、三十五年二月同第三號、同年十二月同第一五號、三十六年三月同第一一號、同年四月同第二二號、同年一月同三四號、三十七年二月第一號、同年一〇月同一九號、三十八年五月同第七號、四〇年三月同第六號、同年六月同第二〇號、同年八月同第四號、四一年三月同第八號、同年四月同第一五號、同年五月同第一八號、同年九月同第二六號、四二年四月同第一二號、四三年三月同第四號、同年七月同第二一號、四四年四月同第一五號、同年七月同第二四號、四五年一月同第三號、大正二年七月同第二〇號、同第二一號、三年一月同第一號、同年十月同第三〇號、同七年三月同第四號、八年三月同第六號、同九年八月同第一九號、同第二三號、十年八月同第三六號、十二年八月同第三五號、十三年八月同第一六號、十四年四月同第一三號、十五年四月同第一八號、同年六月同第二七號、昭和二年十一月同第二〇號、同年十二月同第三二號、同三年七月同第一〇號、同六年六月同第一七號、同六年九月同第二一號、同七年二月同第一號、同八年二月同第四號、同年五月同第一二號、同年十月同第一七號、同十一年六月同第五號、同十二年八月同第二九號改正、同十三年一月同第二號改正

第一章 教科及編制

第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ
道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ
兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス
男女ノ特性、及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勸語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル義務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ志氣ヲ養ハントヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハントニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ
第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ
文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ
國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ
計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ計算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ計算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又圖表複利表等ノ取扱ニ慣レシメンコトヲ要ス

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

國史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ國史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物、及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初歩ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、摸型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時時自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ狀況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ德性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得
歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳、スキー、スケートヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保持シメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勞利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法竝工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ

工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシムコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ビ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之

ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ
第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ
實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖書、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得

一、尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時間ヲ下ルコトヲ得ス

二、高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十七時ヲ下ルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績

ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事ノ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長ノ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事ノ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第三節 編 制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲ス事ヲ得

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十二條 (削除)

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業、及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又

ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スル事ヲ得

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應ジ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 尋常小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得

第三十七條ノ二 第三十五條第二項後段及前條ノ規定ニ依リテ置キタル教員ハ一校ヲ限り他ノ小學校ノ教員ヲ兼ヌルコトヲ得

第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第四十條 (削除)

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス
高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編成スルコトヲ得ス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ

補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校

第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

第五十三條ノ二 唱歌用ニ供スル歌詞及樂譜ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ、前條ニ依リ府縣知事ノ採定シタル小學校教科用圖書中ニ在ルモノ及其ノ採用小學校ニ特ニ關係アルモノニシテ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノノ外採用スルコトヲ得ス

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ本令第五十三條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學

年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ增加シタルトキハ其ノ採定ハ効力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ宿泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者

三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者

四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五 採定ヲ妨グル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏又ハ學校職員ニ對シ虚偽ノ事項ヲ流布シタル者

第五十八條 乃至第六十三條ノ三 (削除)

- 第五十九條 (削除)
- 第六十條 (削除)
- 第六十一條 (削除)
- 第六十二條 (削除)
- 第六十三條 (削除)
- 第六十三條ノ二 (削除)
- 第六十三條ノ三 (削除)

第二章 設備準則

- 第六十四條 校地、校舎、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス
校地ハ道徳上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ
校舎ハ教授上、管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス
- 第六十五條 (削除)
- 第六十六條 (削除)
- 第六十七條 (削除)
- 第六十八條 (削除)
- 第六十九條 (削除)
- 第七十條 (削除)
- 第七十一條 (削除)
- 第七十二條 (削除)
- 第七十三條 (削除)
- 第七十四條 (削除)
- 第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

- 第七十六條 校舎ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セントスルトキハ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七十七條 (削除)
- 第七十八條 (削除)
- 第七十九條 (削除)

第三章 就學

- 第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編成スヘシ
- 第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滞ナク學齡簿ニ記入スヘシ
- 市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ
- 市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ
- 一 兒童死亡シタルトキ
- 二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ
- 三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ
- 前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滞ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セサル旨ヲ通知スヘシ

第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試驗ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編製スヘシ

學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲ爲スモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

第九十四條 府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 (削除)

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 會長

一 常任委員

一 臨時委員

第九十九條 會長ハ府縣學務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 (削除)

三 破産者

四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、品行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第百六條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

第百七條 無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第百八條乃至第百十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ノ高等科、專攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル

第百八條 小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第百九條 小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積、代數及幾何ノ初歩

歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁子方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要
 農業 農業ノ大要
 商業 商業ノ大要
 前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル
 圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得
 本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
 第一百十條 小學校專科正教員ノ試驗科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、工業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス
 府縣知事ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ前項試驗科目ノ外必要ナル科目ニ付試驗ヲ行フコトヲ得
 試驗科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度（工業ニ在リテハ師範學校專攻科生徒ニ課スル手工ノ程度）ニ準ス但シ前項ノ試驗科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル
 各科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶センメ之ヲ行フ
 小學校專科正教員ノ試驗ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス
 本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
 第一百十一條 尋常小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ
 修身 道德ノ要旨
 教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要
 國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字
 算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積
 歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要
 理科 博物、物理、化學ノ大要
 圖畫 自在畫
 音樂 唱歌、樂器使用法
 體操 體操、教練、遊戲及競技
 裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方
 前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル
 第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ
 修身 道德ノ要旨
 教育 教育、教授法ノ大要
 國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字
 算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例
 歷史 國史ノ大要
 地理 日本地理及外國地理ノ大要
 理科 博物、物理、化學ノ初歩
 圖畫 簡易ナル自在畫
 唱歌 單音唱歌
 體操 體操、教練、遊戲及競技
 圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得
 第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試驗檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試驗ヲ闕クコトヲ得

- 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
 - 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者
 - 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
 - 四 小學校教員免許狀又ハ小學校師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
 - 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者
 - 六 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
 - 七 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 第百十四條 試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試驗ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得
- 前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試驗檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試驗ヲ闕ク
- 第百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

- 第百十六條 (削除)
- 第百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ
- 第百十八條 (削除)
- 第百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ
- 第百二十條 免許狀ヲ有スル者ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得
- 前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ
- 第百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

第五章 職員

第一節 學校長及教員ノ進退

- 第百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得
 - 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
 - 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
 - 三 教員養成ヲ目的トスル官立、府縣立學校ニ入學スルトキ
 - 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ
 - 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ
 - 六 刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ
 - 七 (削除)
- 第百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シタル者ハ當然休職者トス但シ兵役法第十條ノ規定ニ依リ短期現役兵トシテ服役スル者ハ此ノ限ニアラス
- 第百二十四條 休職ノ期間ハ第百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月トス但シ第百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第百二十五條 依リ休職者其ノ事件ニ關スル裁判確定シ其ノ際失職ト爲ラサル場合ニ在リテハ前項ノ期間滿了後尙三箇月ハ休職ノ期間トス
- 第百二十六條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス
- 第百二十七條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得
 - 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
 - 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス
第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス
一 當該學校ノ廢セラレタルトキ
二 休職期間滿チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ効力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第二百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム
第二百三十一條 (削除)

第二百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滞ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第二百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第二百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第二百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第二百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第二百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ壇ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第二百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第二百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第二百四十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第二百四十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第二百四十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當事ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第二百四十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第二百四十四條 第二百三十九條乃至第二百四十一條ノ規定ハ業務停止、免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第二百四十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第二百四十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第二百四十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第

百四十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解

クコトヲ得

第四節 俸給、旅費及諸給與準則

第二百四十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
本科正教員	一六五 ^円	一四五 ^円	一三五 ^円	一二五 ^円	一一五 ^円	一〇五 ^円	九五 ^円	八五 ^円	七五 ^円	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円
専科正教員	一一五 ^円	一〇五 ^円	九五 ^円	八五 ^円	七五 ^円	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円			
准教員	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円	三〇 ^円							

第百四十九條 一級俸ヲ受ケテニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百十五圓マテ専科正教員ニ在リテハ百四十五圓マテ漸次増給スルコトヲ得

第百五十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第百五十一條 第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ他ノ小學校ノ教員ヲ兼スル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第百五十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第百五十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合、又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スルモノニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得

第百五十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ兵役法第十條ノ規定ニ依ル短期現役ニ服スル者ハ其ノ服役中俸給ノ三分ノ二ヲ減ス

第百五十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村、市町村學校組合町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第百五十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第百五十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ

一 懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

前項ノ遺族及其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第百五十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第百五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第百六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤務アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第百六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第百六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第百六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第百六十四條 第百五十九條及第百六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第百六十一條乃至第百六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第百六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第百六十六條 第百四十八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第百六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第百六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用、解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル

第百六十九條 (削除)

第百七十條 私立小學校代用教員ノ採用、解職ニ關シテハ第百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第百七十一條 小學校令第四十七條ノ規定並ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得
第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第六章 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得
第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ
第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス
第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限以内ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス
第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ
一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得
第八十條ノ二 戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ニシテ公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラサル者竝ニ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給又ハ雇員扶助令、傭人扶助令ニ依ル扶助金(療治料ヲ除ク以下同シ)ヲ給セラレ又ハ給セラルヘキ者ノ同一戸籍内ニ在ル子及弟妹ニ就キテハ管理者ハ當該事實又ハ恩給若ハ扶助金ヲ給セラルヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ授業料ヲ免除スヘシ下士官以下ノ軍人ニシテ戰時、平時ニ拘ラス公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラサル者竝ニ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給ヲ給セラレ又ハ

給セラルヘキ者ノ同一戸籍内ニ在ル子及弟妹ニ就キ亦同シ
戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ノ同一戸籍内ニ在ル子及弟妹ニ就キテハ從軍中管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員八十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ二十五人、大阪市ニ在リテハ二十人マテニ増スコトヲ得
第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長竝ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス
一 就學督促ニ關スルコト
二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
四 設備ニ關スルコト
五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト
六 授業料ニ關スルコト
七 學校基本財産ニ關スルコト
八 教科目ノ加除選定ニ關スルコト
九 修業年限ニ關スルコト
十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト
第八十四條 公民ヨリ出ツル學務委員ノ任期ハ四箇年トス
補闕ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制並設備ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
 第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徵收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

附 則

本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス
 本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經スシテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得

○幼稚園令施行規則

(大正十五年四月二十二日 文部省令第十七號)

- 第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ
 幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス
 常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムヘシ
- 第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス
- 第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得
- 第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス
- 第五條 幼稚園ニ於テハ年齡別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス
- 第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保姆ヲ置クコトヲ要ス
- 第七條 保姆免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得但シ保姆免許狀ヲ有セサル者ノ數保姆免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス
 特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保姆免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第九條 保姆檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性及身體ニ就キ之ヲ行フ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保姆ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
- 三 專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
- 五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者

第十一條 保姆ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

- 修身 道德ノ要旨
- 教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要
- 保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際
- 國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字
- 算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、化例
- 歴史 國史ノ大要
- 地理 地理ノ大要
- 理科 理科ノ大要
- 圖畫 自在畫
- 手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁子方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試驗檢定ヲ行フトキハ修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限リ其ノ試驗ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小學校令施行規則第百四條、第百十四條、第百十五條、第五十九條乃至第二百二十一條ノ規定ハ保姆ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、服務、懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ保姆ハ正教員ニ、代用保姆ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ保姆ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 名稱
- 二 位置
- 三 園則
- 四 設備
- 五 經費及維持ノ方法
- 六 開園ノ期日
- 七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ

位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト
- 二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト
- 三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト
- 四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
- 五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト

三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

第二十一條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日並廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

- 第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 幼兒ノ定員及入園年齡ニ關スル事項
 - 二 入園及退園ニ關スル事項
 - 三 保育課程
 - 四 保育期ノ區分、保育日數、每週保育時數、始業終業ノ時刻ニ關スル事項

五 保育料、入園料等ニ關スル事項

附 則

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ保姆檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍從前ノ規定ニ依ル

○青年學校令

(昭和十年四月一日
勅令第四一號)

- 第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス
- 第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村又ハ町村學校組合ニ準スヘキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 商工會議所、農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス
- 第四條 私人ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 青年學校ノ設置廢止ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 青年學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六條 青年學校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得
- 青年學校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得
- 第七條 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス
- 本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得
- 研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス
- 第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス
- 本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ體操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ訓練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムヘシ但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ス
教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得
專修科ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
第十四條 青年學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 本令ニ依ラサル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト爲スコトヲ得

青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カサルコトヲ得
本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年學校ト看做ス

前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限り仍從前ノ實業補習學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコトヲ得

○青年學校規程 (昭和十年四月一日 文部省令第四號)

第一條 青年學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 名 稱
- 二 位 置
- 三 學 則
- 四 生 徒 概 數
- 五 開 校 年 月
- 六 經費及維持ノ方法

前項第一號、第二號及第五號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、校舍其ノ他ノ建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面ヲ添付スヘシ

第二條 青年學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

第三條 青年學校ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ第一條第一項第一號乃至第四號及第六號ノ事項並ニ變更ノ事由ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 青年學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第五條 位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更並ニ校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ
 文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 第六條 青年學校ハ、學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得
 第七條 青年學校ニハ土地ノ情況ニ依リ分教場ヲ設クルコトヲ得
 第八條 普通科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一號表、女子ニ在リテハ第二號表
 ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第一號表

教授及訓練科目		年	第一	第二	第三	第四	第五
修身及公民科			二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科			九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
職業科			六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
體操科			四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
合計			二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目		年	第一	第二	第三	第四	第五
修身及公民科			二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科			八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
職業科			八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
家事及裁縫科							
合計			二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

體操科	合計
三〇	二一〇
三〇	二一〇

本科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第三號表、女子ニ在リテハ第四號表ノ時數以上
 ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ但シ男子ニ於テ教授及訓練期間ヲ四年ト爲シタル場合ニ在リテハ第三號表ノ第
 一年乃至第四年、女子ニ於テ教授及訓練期間ヲ二年ト爲シタル場合ニ在リテハ第四號表ノ第一年及第二年ノ時數以上トス

第三號表

教授及訓練科目		年	第一	第二	第三	第四	第五
修身及公民科			二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科			五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科			七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教科			七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計			二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練科目		年	第一	第二	第三	第四	第五
修身及公民科			二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科			五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
合計			二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

職業科	110	110	110
家事及裁縫科	110	110	110
體操科	30	30	30
合計	210	210	210

研究科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第九條 青年學校ノ專修科ノ教授及訓練期間、入學資格、專修項目其ノ他必要ナル事項ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

專修科ニ於テハ專修項目ノ外修身及公民科ヲ課スヘシ

第十條 青年學校ノ教授及訓練ハ土地ノ情況ニ應ジ適當ナル時刻及季節ニ於テ行フヘシ

第十一條 青年學校ノ入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十二條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應ジ之ヲ普通科第二年又ハ本科若ハ研究科ノ第二年以上ニ入學セシムルコトヲ得

第十三條

他ノ青年學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアルトキハ之ヲ相當科ノ相當年ニ入學セシムルコトヲ得

第十四條 學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スルモノアルトキハ其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年學校ニ委託スルコトヲ得

第十五條 學校長ハ普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證、本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證ヲ授與スヘシ

第十六條 公立青年學校ニハ生徒ノ教育ヲ擔任セシムル爲指導員ヲ置クコトヲ得

指導員ハ地方長官之ヲ囑託ス

指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十七條 青年學校ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 科竝ニ教授及訓練期間ニ關スル事項
 - 二 教授及訓練科目竝ニ教授及訓練時數ニ關スル事項
 - 三 教授及訓練ノ時刻竝ニ季節ニ關スル事項
 - 四 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
 - 五 入學、退學等ニ關スル事項
 - 六 其ノ他必要ナル事項
- 前項第一號及第二號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號乃至第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ開申スヘシ
- 第十八條 青年學校ニハ學籍簿及出席簿ヲ備フヘシ
- 第十九條 青年學校ニ於テハ平素生徒ヲシテ其ノ修學情況ヲ明ニスヘキ手帳ヲ所持セシムヘシ
- 第二十條 青年學校ニ於テハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校規程及青年訓練所規程ハ之ヲ廢止ス

青年學校令附則第二項ノ青年學校ノ本科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時數ハ四百二十時以上トシ各教授及訓練科目ニ付夫々

第八條第三號表ノ第一年ノ時數ヲ下ラサルモノトス

○學校身體檢查規程 (昭和十二年一月二十七日 文部省令第二號)

第一條 學校ニ於テハ學生生徒兒童ノ身體ノ養護鍛鍊ヲ適切ニシ體位ノ向上ト健康ノ増進トヲ圖ル爲本令ニ據リ身體檢查ヲ施行スヘシ

第二條 身體檢查ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキトキ又ハ學校醫身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
學校齒科醫ヲ置キタル學校ニ在リテハ齒牙ノ検査ハ學校齒科醫ヲシテ之ヲ行ハシムベシ
學校職員、學校看護婦其ク他適當ナル者ヲシテ身體検査ノ一部ヲ補助セシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ毎年四月ニ之ヲ施行スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ニ於テハ身長、體重、胸圍、坐高ノ測定ヲ除キ六月末日迄ニ之ヲ施行スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ施行スヘシ
身長、體重、胸圍、坐高、榮養、脊柱、胸廓、眼、耳、鼻及咽頭、皮膚、齒牙、其ノ他ノ疾病及異常

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得

第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ之ヲ施行スヘシ
一 身長、胸圍及坐高ハ「センチメートル」、體重ハ「キログラム」ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒ單位ノ下一位ニ止ムヘシ

二 身長ハ足袋、靴等ヲ脱シ兩踵ヲ密接シ背、臀部及踵ヲ尺柱ニ接シテ直立シ兩上肢ヲ體側ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保テ之ヲ測定スヘシ

三 體重ハ着衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ衣服ノ重量ヲ控除スヘシ

四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ背面ハ肩胛骨ノ直下部、前面ハ乳頭ノ直上部ニ尺帶ヲ當テ安靜呼吸ノ終レルトキ之ヲ行フヘシ乳房ノ著シク膨隆セル女子ニ在リテハ尺帶ヲ少シク其ノ上方ニ當テ測定スルモノトス

五 坐高ハ腰掛ニ正坐セシメ上體ヲ垂直ニ保テ身長ノ測定方法ニ準シ坐面ヨリ顛頂マテノ距離ヲ測定スヘシ

六 榮養ハ皮膚ノ色澤、皮下脂肪ノ充實、筋骨ノ發達等ニ就キ検査スヘシ榮養ノ狀態普通以下ニシテ衛生上特ニ注意ヲ要スト認ムルモノヲ「要注意」トシ其ノ他ノモノヲ「可」トシ之ヲ記入スヘシ

七 脊柱ハ形態及疾病ニ就キ検査スヘシ
形態ハ生理的彎曲ヲ有スル者ヲ「正」トシ異常アル者ニ就テハ平背、圓背、龜背、側彎等ヲ區別スヘシ
疾病ハ特ニ「カリエス」ニ注意スヘシ

八 胸廓ハ形態、發育等ニ就キ検査スヘシ

異常アル者ニ就テハ扁平胸、漏斗胸、鳩胸等ヲ區別スヘシ

九 眼ハ視力、屈折異常、色神及眼疾ニ就キ検査スヘシ

視力ハ萬國式試視力表ニ就キ左右ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ但シ眼鏡ヲ常用スル者ニ就テハ裸眼視力ノ外更ニ其ノ眼鏡ヲ裝用シタル儘左右ノ視力ヲ検査シ括弧内ニ記入スヘシ

弱視失明等モ各眼ニ就キ記入スベシ

屈折異常アル者ニ就テハ近視、遠視、亂視ノ種別ヲ各眼ニ就キ記入スベシ

色神ハ異常ノ有無ヲ記入スヘシ

眼疾ハ特ニ「トラホーム」ニ注意スベシ

尋常小學校第二學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力、屈折異常及色神ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

一〇 耳ハ聽力及耳疾ニ就キ検査スヘシ

聽力ハ適當ナル方法ニ依リ検査シ障礙ノ有無ヲ記入スベシ

耳疾ハ特ニ中耳炎ニ注意シ耳聾栓塞アルトキハ耳疾欄ニ記入スヘシ

尋常小學校第二學年以下ノ兒童ニ在リテハ聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

一一 鼻及咽頭ハ鼻炎、鼻茸、蓄膿症、腺樣增殖症、扁桃腺肥大等ニ注意スベシ

一二 皮膚ハ白癬、疥癬、其ノ他ノ傳染性皮膚疾患、濕疹、頭蝨等ニ注意スベシ

一三 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査シ處置齒、未處置齒ニ分チテ其ノ數ヲ記入スベシ

學校齒科醫ヲ置キタル學校ニ在リテハ齲齒ノ數ハ更ニ乳齒、永久齒ニ分チテ記入シ又齒列異常其ノ他ノ齒疾ニ就テモ注意スベシ

一四 其ノ他ノ疾病及異常ニ就テハ呼吸器、循環器、消化器、神經系等ヲ検査シ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患、貧血、脚氣、脫腸、神經衰弱、言語障礙、精神障礙、骨・關節ノ異常、四肢運動障礙等ノ發見ニカムベシ

第六條 前條ノ検査ヲ終了シタルトキハ全身ノ狀態ヲ綜合考察シ身體虛弱、精神薄弱又ハ疾病及異常ヲ有スル者ニシテ學

家長と連絡して
検査を受ける
ことである

校衛生上特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲ「要養護」トシ然ラサルモノヲ「可」トシ概評欄ニ記入スヘシ但シ大學、
高等學校、専門學校並ニ之ト同等程度以上ノ學校ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得
第七條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人又ハ其ノ保護者ニ通知スベシ授業免除、就學猶豫、休學又
ハ治療、保護、矯正等ヲ要スル者アルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ注意ヲ與ヘ適切ナル處置ヲ講ゼシムヘシ
學校ニ於テ必要アルトキハ健康相談、豫防處置其ノ他適當ナル保健養護ノ施設ヲ講ゼシムベシ
第八條 身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ第一號様式ノ身體検査票ニ記入シ本人在學中之ヲ使用スベシ轉學シタル
者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スベシ
身體検査票ハ學校長ニ於テ之ヲ保管スベシ
第九條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ第二號様式ノ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年八月末日迄ニ直轄學校、公私
立大學、高等學校、専門學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スベシ
地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ小學校以外ノ學校ニ就テハ其ノ年九月末日迄ニ、小學校ニ就テハ第
二號様式ニ準ジ道府縣身體検査集計表ヲ調製添附シ其ノ年十二月末日迄ニ文部大臣ニ送付スベシ
第十條 監督官廳若ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫若ハ學校齒科醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タル
トキハ適當ナル項目ニ就キ臨時身體検査ヲ行フコトヲ得
第十一條 前各條ニ依ル身體検査ノ外就學、入學ニ關シ身體検査ヲ行フコトヲ得
第十二條 幼稚園幼兒ノ身體検査ニ就テハ本令ヲ準用ス
第十三條 大學ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ノ検査項目ニ據ラザル身體検査ヲ施行スルコトヲ得
第十四條 地方長官又ハ直轄學校、公立大學、高等學校、専門學校ノ長ハ學校職員、傭人等ノ身體検査ニ關シ必要ナル
事項ヲ定ムルコトヲ得
第十五條 地方長官ハ本令ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得
第十六條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハザルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
道府縣ニ於テ第九條第二項ノ集計表ヲ調製シ難キ事情アルトキハ當分ノ中之ヲ省略スルコトヲ得
特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内毎年九月末日迄ニ之ヲ施行スルコトヲ得此ノ
場合ニ於テハ第九條第一項ノ期限ハ十一月末日迄、同條第二項ノ期限ハ十二月末日迄トス
學生生徒兒童身體検査規程ハ之ヲ廢止ス

第一號樣式

身體檢查票									
學校名	氏名		男女	年月日生	家ノ職業				
年	齡	年	年	年	年	年	年	年	年
檢	查	年	月	日					
身	長	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
體	重	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
胸	圍	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
坐	高	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
比	體	重							
比	胸	圍							
比	坐	高							
榮	養								
脊	形	態							
柱	疾	病							
胸		廓							
眼	視力	左	()	()	()	()	()	()	()
		右	()	()	()	()	()	()	()
	屈折異常	左							
		右							
耳	色	神							
	眼	疾							
耳	聽	力							
	耳	疾							
鼻	及	咽							
	皮	喉							
齒	齲	處	()	()	()	()	()	()	()
	齒	未處置	()	()	()	()	()	()	()
	其ノ他ノ齒疾								
牙	其ノ他ノ疾病及								
	異常								
概	評								
本	人ニ對スル注								
意	事項								
備	考								
檢	查	醫	印						

注意事項 (第一號樣式)

- 一、用紙ノ大サハ日本標準規格ニ依ル紙ノ仕上ゲ寸法B列第四號ニシテ縱二九・七「センチメートル」横二一・〇「センチメートル」トス
- 二、縱ノ區劃ハ全學年ノ數ヨリ一欄多クシ尙不足ヲ生ジタルトキハ符箋ヲ以テ之ヲ補フコト
- 三、年齡ハ四月一日ノ計算ニ依リ滿六年一日以上滿七年迄ノ者ヲ七年トシ其ノ他之ニ準ズルコト
- 四、轉校先ノ學校名ハ適宜學校名ノ欄ノ余白ニ記入スルコト
- 五、疾病其ノ他ノ爲検査ヲ受ケザル場合ハ當該區劃ニ其ノ旨ヲ記入スルコト
- 六、本人ニ對スル注意事項欄ニハ日常衛生上注意スベキ具體的事項ヲ記入スルコト
- 七、検査項目中異常ナキ場合ニモ其ノ旨ヲ記入シ空欄ヲ殘サザルコト
- 八、比體重ノ欄ニハ身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ニ、比胸圍ノ欄ニハ身長ヲ以テ胸圍ヲ除シタル商ニ、比坐高ノ欄ニハ身長ヲ以テ坐高ヲ除シタル商ニ夫々百ヲ乘ジタル數ヲ記入シ執レモ四捨五入法ニ依リ小數點以下一位ニ止ムルコト
- 九、齲齒ヲ乳齒ト永久齒ニ分ツ場合ニハ乳齒ニ就テハ括弧内ニ記入スルコト
- 一〇、其ノ他ノ齒疾ニ就キ検査ヲ行ハザル場合ハ該當欄ニ斜線ヲ引クコト
- 一一、弱視失明アル場合ニハ視力欄括弧ノ右ニ記入スルコト

第二號樣式

		年度 (校名)										
		身體檢查統計表 (男女)										
年 齡		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	計
身長	總											
	平均											
體重	總											
	平均											
胸圍	總											
	平均											
坐高	總											
	平均											
榮養	注意者											
脊柱	正											
	異常											
胸廓	異常											
	視(兩眼)											
屈折	視											
	視											
眼疾	ト											
	其											
聽力	障											
	障											
耳疾	中											
	其											
鼻及咽喉	鼻											
	鼻											
皮膚	傳											
	其											
齒牙	齲											
	其											
其ノ他ノ疾病及異常	結											
	腺											
其ノ他ノ疾病及異常	助											
	心											
其ノ他ノ疾病及異常	貧											
	脚											
其ノ他ノ疾病及異常	神											
	言											
其ノ他ノ疾病及異常	精											
	骨											
其ノ他ノ疾病及異常	四											
	肢											
榮養	要											
榮養	養											
榮養	護											
榮養	者											
檢	查											
備	考											

注意事項 (第二號樣式)

- 一、用紙ノ大サハ日本標準規格ニ依ル紙ノ仕上ゲ寸法B列第四號ニシテ縱三六・四「センチメートル」、横二五・七「センチメートル」トス
- 二、本表ハ男女別ニ調製スルコト
- 三、身長、胸圍、坐高ニ係ル總長、體重ニ係ル總重ノ各欄ニハ孰レモ同一年齢ニ於ケル各検査人員ノ身長、胸圍、坐高又ハ體重ノ各合計ヲ掲ゲ平均ノ各欄ニハ其ノ検査人員ヲ以テ總長又ハ總重ヲ除シタル商ヲ掲ゲルコト
- 四、弱視(兩眼)ハ兩眼ノ視力〇・三ニ達セザル者ニツキ記入スルコト
- 五、尋常小學校第二學年以下ノ児童及幼稚園ノ幼兒ニ在リテハ弱視(兩眼)、屈折異常、色神並聽力ハ之ヲ本表ニ計入スルヲ要セズ
- 六、齲齒アル者ニシテ特ニ處置ノ完了セルモノハ括弧内ニ其ノ數ヲ記入スルコト
- 七、其ノ他ノ疾病及異常欄ニ於ケル疾病及異常ノ分類ハ成ルベク規程第五條第十四號ノ病名ニ據リ尙不足ヲ生ジタルトキハ符號ヲ以テ之ヲ補フコト
- 八、前項ノ外本表ニ記入スベキ項目ノ一部ヲ缺キタル者ハ之ヲ表中ニ計入セザルコト
- 九、外國人ニ係ルモノハ之ヲ計入セザルコト
- 一〇、備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スルコト
- 一一、本表ノ成績ニ關シ學校醫、學校齒科醫ニ於テ學校衛生上意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スルコト

○發育概評決定標準 (昭和二年三月十二日 文部省訓令第二號)

學生生徒兒童及幼兒ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リテ決定ムルモノトス

一、七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長體重身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育概評決定標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年年長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年年少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス

表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

二、十九年以上ノ男子ニ在リテハ身長一六〇・六センチメートル、體重五三・六キログラム、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三三四以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長一五七・〇センチメートル、體重四八・八キログラム、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三一以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セサルヲ丙トス

十七年以上ノ女子ニ在リテハ身長一四八・五センチメートル、體重四六・八キログラム、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三一五以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長一四三・九センチメートル、體重三九・四キログラム、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・二七四以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セサルヲ丙トス

三、前各號ニ於ケル被檢者ノ身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ計算ハ小數第三位ニ止メ第四位以下ハ切捨ツルモノトス

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
七 年	一〇六・七	一七・五	〇・二六四	一〇五・五	一六・九	〇・二六〇
六 年	一〇二・七	一六・〇	〇・二五六	一〇一・五	一五・四	〇・二五二
九 年	一一一・二	一九・二	〇・二七三	一〇九・七	一八・四	〇・二六八
一〇 年	一一五・八	二一・〇	〇・二八一	一一四・二	二〇・二	〇・二七七
一 一 年	一二〇・三	二二・九	〇・二九〇	一二三・六	二二・一	〇・二八六
一 二 年	一二四・九	二四・九	〇・一九九	一二八・五	二四・三	〇・一九七
一 三 年	一二八・八	二七・一	〇・二一〇	一三三・二	二七・〇	〇・二二〇
一 四 年	一三三・六	二九・九	〇・二二四	一三八・五	三〇・八	〇・二二八
一 五 年	一三九・四	三三・六	〇・二四一	一四三・四	三四・七	〇・二四九
一 六 年	一四六・四	三八・二	〇・二六一	一四九・九	三九・〇	〇・二七一
一 七 年	一五二・七	四四・五	〇・二九一	一五六・七	四二・七	〇・二九一
一 八 年	一五七・〇	四八・二	〇・三〇七	一六二・七	四七・一	〇・三〇五
一 九 年	一五九・一	五〇・七	〇・三一九	一六七・九	四五・一	〇・三一五
二〇 年	一六〇・三	五二・六	〇・三二八			

尙コノ發育概評決定標準ニ照シテ等位ヲ決定スルニ當リ、一々身長ヲ以テ體重ヲ除スルノ煩ヲ避ケル爲メ文部省カラ別ニ發育概評決定早見表カ公表サレテアル。

○學校清潔方法 (大正十五年十二月七日 文部省訓令第二十六號)

學校ニ於ケル清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法、定期清潔方法、及臨時清潔方法ノ三種トス

甲 日常清潔方法

- 一、學校ノ建築ニ際シテハ其ノ構造ニ注意シ就中教室、廊下、昇降口等ノ廣サヲ適當ニシ且光線ノ射入、空氣ノ流通ニ便ナラシムヘシ
- 二、校舎、寄宿舎等ハ毎日人ナキ時ニ於テ窓戸ヲ開放シ適宜左ノ方法ニ依リ掃除ヲ行フヘシ
 - 塵埃ノ飛散ヲ防ク爲先ツ如露ヲ用ヒテ少シク床ヲ潤シ靜ニ掃出シタル後濕布ヲ以テ清拭シ又ハ濕リタル鋸屑、茶殻、粗穀等ヲ床上ニ撒布シテ之ヲ掃出シ或ハ狀況ニ依リテハ單ニ濕布ヲ以テ清拭スヘシ
 - 除塵油ヲ塗布シタル床ニ在リテハ單ニ箒ニテ掃出スカ又ハ除塵油ニテ濕シタル布片ヲ以テ拭フヘシ
 - アスファルト、タークレー、コンクリート、石、煉瓦等ノ廊下、昇降口、運動場等ハ時時水ヲ以テ洗滌スヘシ
 - 疊敷又ハ塵埃ノ飛散スル虞ナキ場所ニ於テハ乾燥ノ儘掃出スモ支障ナシ
- 三、木床リノリウム敷等ハナルヘク除塵油ヲ塗布スヘシ木床ニ塗油スルニハ先ツ曹達水ヲ以テ床面ヲ洗拭シ其ノ乾燥シタル後之ヲ爲スヘシ
- 塗油ハ春季、夏季、冬季ノ休業等ノ時期ニ於テ行フ可トス其ノ回数ハ兒童生徒ノ員數及校舎ノ構造等ニ依リ適宜斟酌スヘシ
- 四、教室、廊下、寄宿舎等ニ於テハ適當ナル箇數ノ屑箱及液體ヲ容レタル唾壺ヲ配置シ紙片其ノ他ノ廢棄物ノ散亂ヲ防キ且唾痰ヲ唾壺以外ニ咯出スルヲ禁スヘシ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スヘシ
- 五、黑板、黑板拭ハ常ニ清潔ヲ保タシメ黑板ヲ拭ヒ、又ハ其ノ掃除ヲ爲ス際ニハチヨーク粉ノ飛散セサルヤウ注意シ又黑板拭ハナルヘク室外ニ於テ清拭スヘシ
- 六、靴ノ儘昇降スル校舎、寄宿舎等ノ昇降口ニハ塵掃、靴拭、靴洗器等ヲ備ヘ室内ニ砂塵ノ侵入スルヲ防クヘシ尙狀況ニ依リテ上靴、カバリー等ヲ使用セシムベシ
- 七、便所ノ尿溝、注壁、便池及其ノ周圍ハ不滲透性ノ物質ヲ以テ固メ尿溝、注壁等ハ時々水ヲ以テ洗滌シ便池内ノ汚物ハ

- 期ニ後レス汲取り常ニ清潔ヲ保チ惡臭ノ鬱滞ヲ防クヘシ
 - 便所ノ手洗水ハ流出裝置ト爲スヘシ又共同手拭ヲ使用セシムヘカラス
 - 八、宿直室、寢室等ハ特ニ採光、換氣ニ留意シ寢具ハ適宜日光ニ曝シ被布、寢衣等ハ時々洗濯シ清潔ヲ保タシムヘシ
 - 九、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ採光、換氣ニ注意シ、且常ニ清潔ヲ保タシメ殊ニ食堂、炊事場等ニ於テハ惡臭ノ鬱滞ナキヤウ注意スヘシ
 - 十、塵芥ノ類ハ芥箱又ハ一定ノ場所ニ集メ置キ期ヲ誤ラス焼却又ハ搬送セシムヘシ
 - 十一、常ニ校地ノ排水ニ注意シ下水溝ハ適當ノ勾配ヲ保タシメ其ノ溝壁ニハ不滲透性物質ヲ用ヒ又時々浚渫ヲ行ヒ汚泥ハ適當ノ方法ヲ以テ他ニ搬送シ或ハ狀況ニ依リ一定ノ場所ニ集積シ散亂ヲ防クヘシ
 - 下水溝ハ成ルヘク暗渠ト爲スヘシ
 - 十二、運動場ハ其ノ廣サヲ適當ナラシメ其手入並清潔保持ニ注意シ塵埃ノ飛散ヲ防ク爲時々撒水ヲ爲シ狀況ニ依リ樹木ヲ植エ又ハ芝生ヲ造ルヘシ
 - 十三、廊下、運動場其ノ他適當ナル場所ニ手洗場ヲ設ケ狀況ニ依リ運動場、昇降口等ニ足洗場ヲ設ケヘシ
 - 十四、器械室、標本室、戸棚、押入、下駄箱、物置、庭園等ニ關シテハ前記各項ニ準據シ適宜其ノ清潔保持ニ力ムヘシ
- 乙 定期清潔方法
- 一、定期清潔方法ハ每年少クトモ一回之ヲ行フヘシ
 - 二、教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ハ之ヲ室外ニ出シ、戸、障子、窓掛等ハ之ヲ外シテ掃除シ尙天井、壁面、床等ヲ掃ヒ其ノ他日常清潔方法ニ準據シテ十分清潔ナラシムヘシ
 - 三、室外ニ持出シタル器具、寢具等ハ之ヲ清潔ニシ十分空氣ヲ通シ日光ニ曝シ室内ノ乾燥シタル後持込ムヘシ
 - 四、校地、建物、校具、井戸、下水其ノ他ノ設備ヲ査閲シ其ノ改善修理ヲ要スルモノハ適當ニ處理スヘシ

丙 臨時清潔方法

- 一、浸水ノ害ヲ被リタル學校ニ在リテハ速ニ左ノ清潔方法ヲ行フヘシ
- (イ)水ニ浸サレタル校舎、寄宿舎ハ成ルヘク其ノ建具、床板等ヲ取り外シ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ圖リ床下ノ汚物、泥土ヲ除去シ十分乾燥セシムヘシ
- (ロ)建具、床板、校具、腰羽目等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ清拭シタル後成ルヘク之ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムヘシ
- (ハ)浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ學校傳染病豫防規程第十八條ニ準シ消毒方法ヲ行フヘシ
- 炊事場、食堂、洗面所、其ノ他必要ト認メラル、モノニツキテモ適宜消毒方法ヲ行フヘシ
- (ニ)右ノ外日常又ハ定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜準用スヘシ

昭和十三年一月文部省令第二號改正

小學校令施行規則改正第十號表

本令ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ在學スル兒童ノ學籍簿ハ仍從前ノ規定ニ依ル但
 シ本令ノ規定ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

表										氏名				住 所		
學 年	第 一 學 年	第 二 學 年	第 三 學 年	第 四 學 年	第 五 學 年	第 六 學 年	業			退 學 年 月 日	退 學 事 由	入 學 前 經 歷	入 學 年 月 日	住 所		
							身 體	國 算	地 理							
							國 算	地 理	圖 畫							
							歌 唱	體 操	裁 縫							
							工 手	行 操								
							年 修 了 日									
							概 評									
							數 日 席 出	缺 席 日 數								
							氣 病 故 事									
							數 日 引 忌									
							概 評									

裏

學 年	性 行 概 評	身 體 狀 况 及 其 所 見	家 庭 環 境
第 一 學 年			
第 二 學 年			
第 三 學 年			
第 四 學 年			見 所 其 及 望 志
第 五 學 年			
第 六 學 年			

注意事項

- 一、學業成績中教科目ノ成績ハ十點法ニ依リ操行ハ優良可ノ區別ニ依リ記入スルコト
- 二、學業成績ノ概評、在學中ノ出席及缺席ノ概評ハ學業成績及出席ノ現ハレタル著シキ傾向及其ノ事由ヲ記入スルコト
- 三、性行概評ハ主トシテ性格、才幹、惡癖、障礙、異常、趣味、嗜好、言語、動作及容姿ニ付平素ノ學習及行狀ヲ綜合評定シテ其ノ特記スヘキモノヲ成ルヘク具體的ニ每學年ノ終ニ於テ記入スルコト
- イ、性格ニ就テハ氣質及性情等ニ付學校ノ内外ニ於ケル日常生活ノ狀況ヲ通シテ觀察スルコト
- ロ、才幹ニ就テハ記憶理解、觀察、工夫、根氣、勤、實行及統率等其ノ秀テタルモノニ付觀察スルコト
- ハ、惡癖ニ就テハ盜癖、浪費癖、放浪癖、虛言癖及特異ナル偏執等ニ付觀察スルコト
- ニ、障礙及異常ニ就テハ周圍ノ狀況ノ變化等ニ依リ興奮、緊張及抑壓等其ノ著シキモノニ付觀察スルコト
- ホ、趣味及嗜好ニ就テハ其ノ平素ノ狀況ヲ性格及才幹等ト併セ考察スルコト
- ヘ、言語、動作及容姿ニ就テハ外面の考察ニ止マラス情意的方面ト併セ考察スルコト

- 四、身體ノ狀況及其ノ所見ハ學業成績、在學中ノ出席及缺席、性行概評、家庭・環境及身體檢査票ト平素ノ觀察トニ依リ身體ノ狀況等ヲ綜合評定シテ兒童ノ心身發達ノ狀況及其ノ原因ニ付特記スヘキモノヲ具體的ニ且其ノ所見ヲ記入スルコト
- 五、家庭・環境ハ家庭ノ狀況、家族ノ性行及環境一般ニ付其ノ特記スヘキモノヲ第一學年ノ終ニ於テ記入シ記載事項ニ異動ヲ生シタル時ハ其ノ都度之ヲ記入スルコト
- イ、家庭ノ狀況ハ特ニ父母、祖父母、兄弟姉妹及同居者等ヲ明ニシ且職業、保護者等ノ教育ニ對スル關心及兄弟姉妹ノ教育程度等兒童ノ指導上必要ト認メラルモノヲ調査スルコト
- ロ、家族ノ性行ハ父母、兄弟姉妹及僕婢等ノ氣質、性情及行狀等ニ就テ兒童ニ影響著シト認メラルモノヲ調査スルコト
- ハ、環境一般ハ前二號ノ外兒童ノ學業、性行及身體ノ發達狀況等ニ著シキ影響ヲ及ホスト認メラルモノニ付調査スルコト
- 六、志望及其ノ所見ハ第五學年及第六學年ノ兒童ニ付兒童卒業後ノ進學及選職ニ關スル志望等ヲ聽取記入シ且之ニ對スル所見ヲ記入スルコト

昭和十二年十一月廿四日印刷
 昭和十二年十一月廿七日發行
 昭和十三年一月十一日訂正再版印刷
 昭和十三年一月十四日訂正再版發行

不許複製



最新學校管理法 奧附

定價金九拾錢

著 者

田 中 寬 一

發 行 者

東 京 市 京 橋 區 橫 町 二 丁 目 五 番 地
松 邑 孫 吉

印 刷 者

東 京 市 牛 込 區 市 谷 加 賀 町 一 丁 目 十 二 番 地
寺 井 藤 左 五 門

印 刷 所

東 京 市 牛 込 區 市 谷 加 賀 町 一 丁 目 十 二 番 地
大 日 本 印 刷 株 式 會 社

發 兌 元

東 京 市 京 橋 區 橫 町 二 丁 目 五 番 地
電 話 東 京 橋 區 三 五 二 五 番 番
振 替 東 京 七 九 三 三 四 番

松 邑 三 松 堂

60

50
10
20
80

30

60

8
12
8
28
12

三原
子
可
能
学
科

三
角
顶
子

20
10
10
50

50

広島大学図書

2000054264



版
3
4